

第4節 退所者調査の集計結果

「保護施設の支援機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業」 ＜アンケート調査＞

[退所者調査]

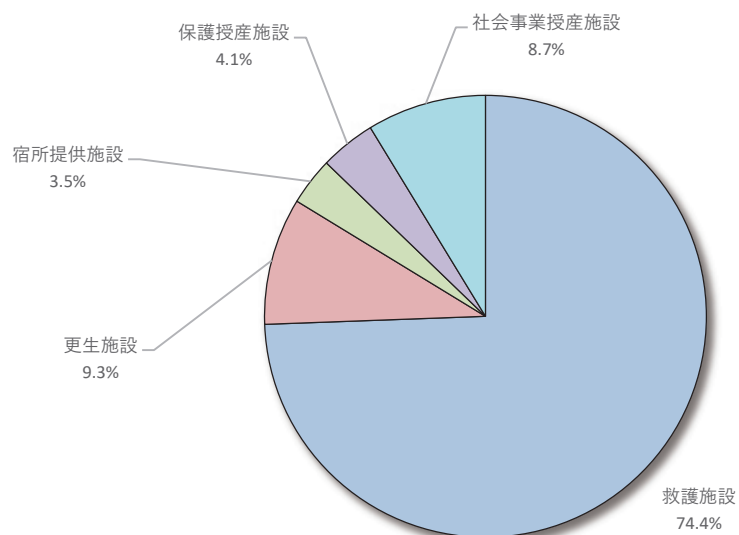
集計対象数： 4,184人

退所者について

施設種別別 回答施設数

(n= 172)

	施設数	割合
1: 救護施設	128	74.4%
2: 更生施設	16	9.3%
3: 宿所提供施設	6	3.5%
4: 保護授産施設	7	4.1%
5: 社会事業授産施設	15	8.7%
合 計	172	100%

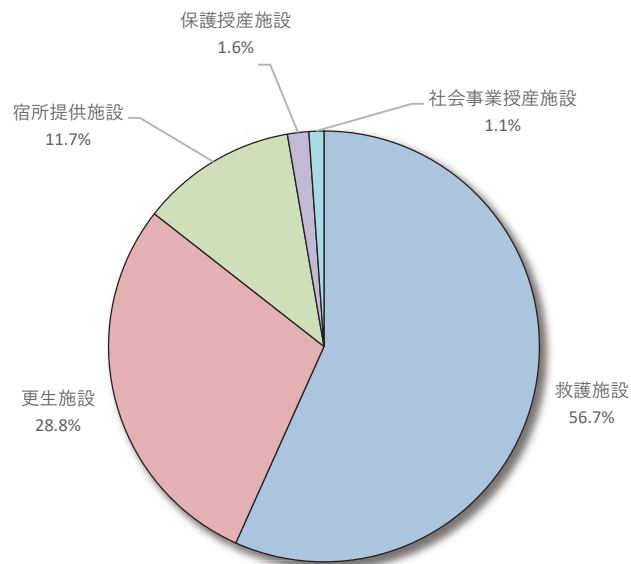


退所者について

施設種別別 回答退所者数

(n= 4,184)

	人数	割合
1: 救護施設	2,373	56.7%
2: 更生施設	1,207	28.8%
3: 宿所提供施設	490	11.7%
4: 保護授産施設	67	1.6%
5: 社会事業授産施設	47	1.1%
合 計	4,184	100%



1. 基本情報 (2018年度 (1年間)の退所者)

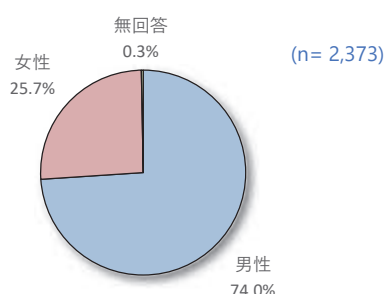
(1) 性別

(n = 4,184)

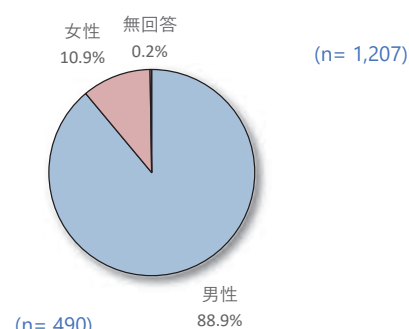
	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1: 男性	1,755	74.0%	1,073	88.9%	97	19.8%	38	56.7%	24	51.1%
2: 女性	611	25.7%	131	10.9%	392	80.0%	29	43.3%	23	48.9%
無回答	7	0.3%	3	0.2%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	2,373	100%	1,207	100%	490	100%	67	100%	47	100%

救護施設は男性が1,755人（74.0%）、女性が611人（25.7%）である。
 更生施設は男性が1,073人（88.9%）、女性が131人（10.9%）である。
 宿所提供施設は男性が97人（19.8%）、女性が392人（80.0%）である。
 保護授産施設は男性が38人（56.7%）、女性が29人（43.3%）である。
 社会事業授産施設は男性が24人（51.1%）、女性が23人（48.9%）である。
 退所者における男性の占める割合が最も多い施設種別は更生施設（88.9%）、次いで救護施設（74.0%）、保護授産施設（56.7%）、社会事業授産施設（51.1%）と続いている。
 退所者における女性の占める割合が最も多い施設種別は宿所提供施設（80.0%）、次いで社会事業授産施設（48.9%）、保護授産施設（43.3%）と続いている。

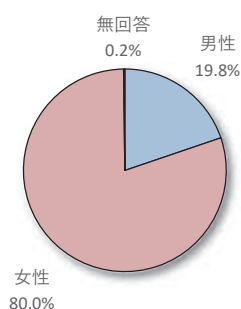
救護施設



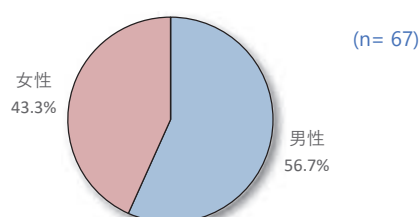
更生施設



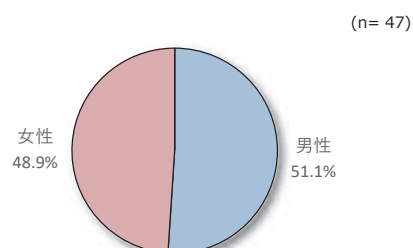
宿所提供施設



保護授産施設



社会事業授産施設



1. 基本情報 (2018年度 (1年間)の退所者)

(2) 退所時年齢

(n = 4,184)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1: 20歳未満	5	0.2%	3	0.2%	22	4.5%	0	0.0%	0	0.0%
2: 20歳以上30歳未満	88	3.7%	83	6.9%	95	19.4%	7	10.4%	4	8.5%
3: 30歳以上40歳未満	125	5.3%	149	12.3%	98	20.0%	11	16.4%	6	12.8%
4: 40歳以上50歳未満	310	13.1%	293	24.3%	102	20.8%	13	19.4%	9	19.1%
5: 50歳以上60歳未満	496	20.9%	316	26.2%	71	14.5%	16	23.9%	4	8.5%
6: 60歳以上65歳未満	260	11.0%	131	10.9%	18	3.7%	12	17.9%	7	14.9%
7: 65歳以上	1,089	45.9%	232	19.2%	84	17.1%	8	11.9%	17	36.2%
合 計	2,373	100%	1,207	100%	490	100%	67	100%	47	100%
平 均	60.7歳		51.6歳		44.2歳		49.3歳		56.0歳	
最 大	98歳		84歳		88歳		74歳		88歳	
最 小	18歳		18歳		16歳		23歳		21歳	

救護施設は「65歳以上」が最も多く1,089人（45.9%）、次いで「50歳以上60歳未満」が496人（20.9%）、「40歳以上50歳未満」が310人（13.1%）と続いている。

更生施設は「50歳以上60歳未満」が最も多く316人（26.2%）、次いで「40歳以上50歳未満」が293人（24.3%）、「65歳以上」が232人（19.2%）と続いている。

宿所提供施設は「40歳以上50歳未満」が最も多く102人（20.8%）、次いで「30歳以上40歳未満」が98人（20.0%）、「20歳以上30歳未満」が95人（19.4%）と続いている。

保護授産施設は「50歳以上60歳未満」が最も多く16人（23.9%）、次いで「40歳以上50歳未満」が13人（19.4%）、「60歳以上65歳未満」が12人（17.9%）と続いている。

社会事業授産施設は「65歳以上」が最も多く17人（36.2%）、次いで「40歳以上50歳未満」が9人（19.1%）、「60歳以上65歳未満」が7人（14.9%）と続いている。

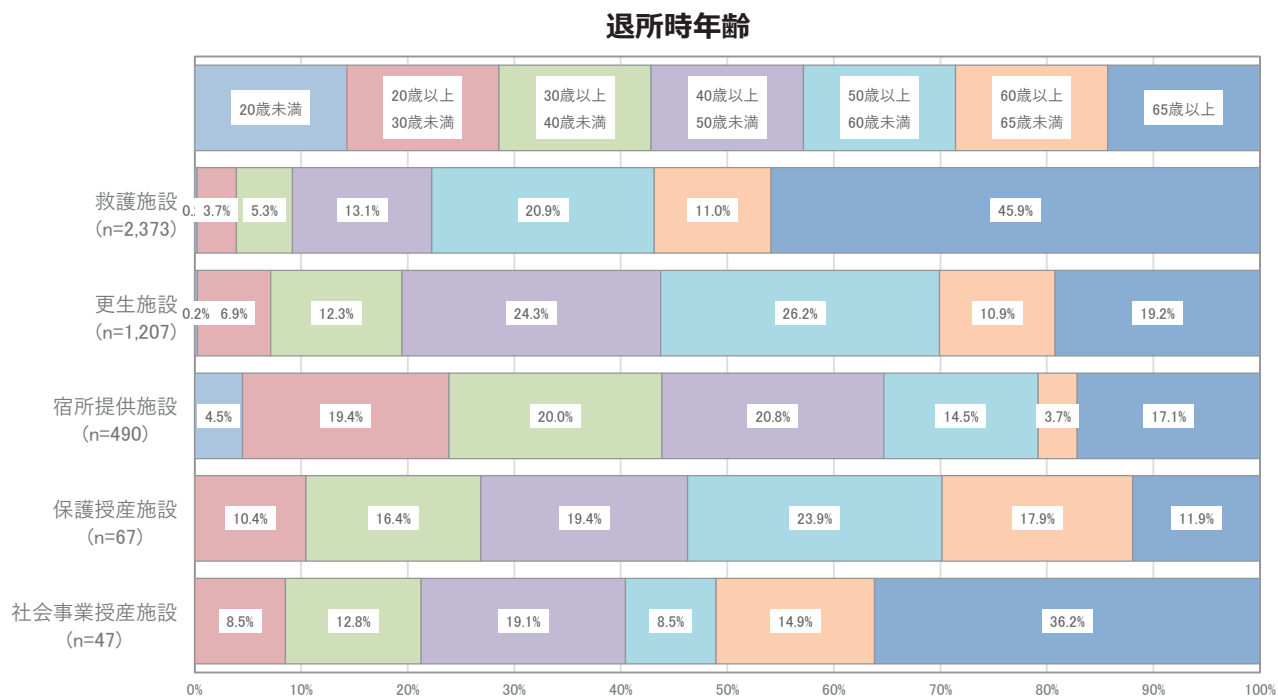
「65歳以上」の占める割合は、救護施設が最も多く（45.9%）、次いで社会事業授産施設（36.2%）、更生施設（19.2%）、保護授産施設（11.9%）と続いている。

「30歳以上40歳未満」の占める割合は、宿所提供施設が最も多く（20.0%）、次いで保護授産施設（16.4%）、社会事業授産施設（11.9%）と続いている。

平均年齢は、救護施設が最も高く60.7歳、次いで社会事業授産施設56.0歳、更生施設51.6歳、保護授産施設49.3歳と続いている。

1. 基本情報 (2018年度 (1年間)の退所者)

(2) 退所時年齢



1. 基本情報 (2018年度 (1年間)の退所者)

(3)_1 入所(利用)期間

(n= 4,184)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1: 1年未満	949	40.0%	866	71.7%	479	97.8%	31	46.3%	15	31.9%
2: 1年以上2年未満	340	14.3%	246	20.4%	4	0.8%	15	22.4%	6	12.8%
3: 2年以上3年未満	197	8.3%	59	4.9%	3	0.6%	5	7.5%	2	4.3%
4: 3年以上4年未満	123	5.2%	24	2.0%	1	0.2%	2	3.0%	3	6.4%
5: 4年以上5年未満	83	3.5%	3	0.2%	0	0.0%	3	4.5%	3	6.4%
6: 5年以上10年未満	247	10.4%	7	0.6%	1	0.2%	6	9.0%	12	25.5%
7: 10年以上	432	18.2%	2	0.2%	2	0.4%	5	7.5%	6	12.8%
合 計	2,373	100%	1,207	100%	490	100%	67	100%	47	100%
平 均	6年7か月		0年10か月		0年5か月		2年11か月		5年8か月	
最 大	68年6か月		10年11か月		28年4か月		26年10か月		29年9か月	
最 小	0か月		0か月		0か月		0か月		0か月	

救護施設は「1年未満」が最も多く949人（40.0%）であり、次いで「10年以上」432人（18.2%）、「1年以上2年未満」340人（14.3%）、「5年以上10年未満」247人（10.4%）と続いている。

更生施設は「1年未満」が最も多く866人（71.7%）であり、次いで「1年以上2年未満」246人（20.4%）、「2年以上3年未満」59人（4.9%）、「3年以上4年未満」24人（2.0%）と続いている。

宿所提供施設は「1年未満」が最も多く479人（97.8%）であり、次いで「1年以上2年未満」4人（0.8%）、「2年以上3年未満」3人（0.6%）、「10年以上」2人（0.4%）と続いている。

保護授産施設は「1年未満」が最も多く31人（46.3%）であり、次いで「1年以上2年未満」15人（22.4%）、「5年以上10年未満」6人（9.0%）、「3年以上4年未満」「10年以上」が共に5人（7.5%）と続いている。

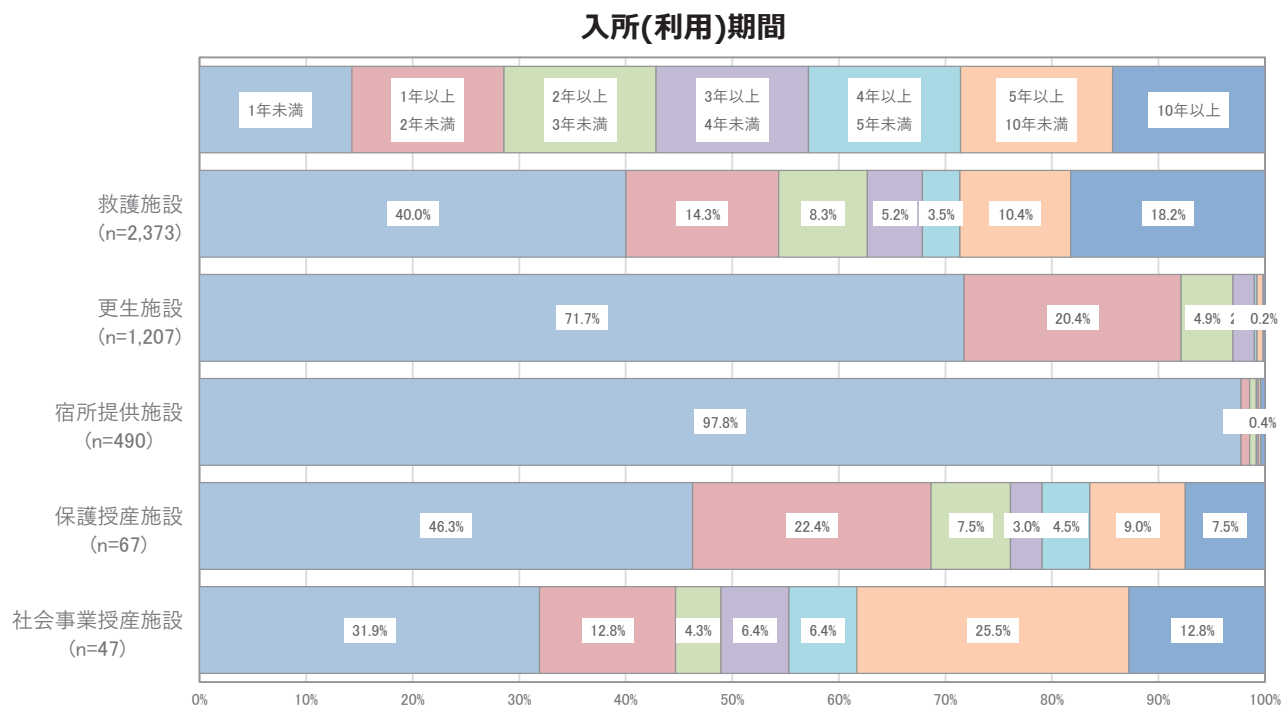
社会事業授産施設は「1年未満」が最も多く15人（31.9%）であり、次いで「5年以上10年未満」12人（25.5%）、「1年以上2年未満」「10年以上」が共に6人（12.8%）と続いている。

「1年未満」の占める割合は、宿所提供施設が最も多く（97.8%）であり、次いで更生施設（71.7%）、保護授産施設（46.3%）、救護施設（40.0%）と続いている。

平均入所（利用）期間は、救護施設が最も長く（6年7か月）、次いで社会事業授産施設（5年8か月）、保護授産施設（2年11か月）、更生施設（10か月）と続いている。

1. 基本情報 (2018年度 (1年間)の退所者)

(3)_1 入所(利用)期間



1. 基本情報 (2018年度 (1年間)の退所者)

(3)_2 退所年月

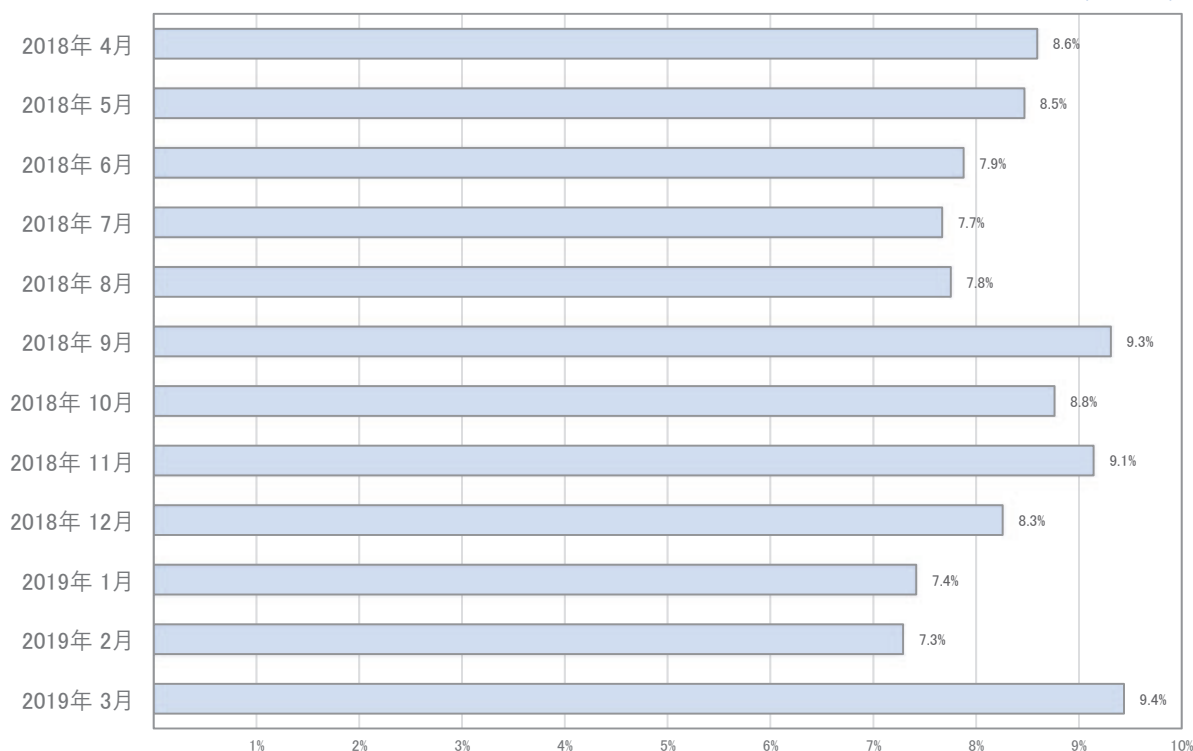
(n = 4,184)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1: 2018年 4月	204	8.6%	105	8.7%	46	9.4%	5	7.5%	4	8.5%
2: 2018年 5月	201	8.5%	98	8.1%	42	8.6%	7	10.4%	3	6.4%
3: 2018年 6月	187	7.9%	96	8.0%	59	12.0%	3	4.5%	4	8.5%
4: 2018年 7月	182	7.7%	99	8.2%	46	9.4%	11	16.4%	5	10.6%
5: 2018年 8月	184	7.8%	104	8.6%	43	8.8%	5	7.5%	3	6.4%
6: 2018年 9月	221	9.3%	114	9.4%	29	5.9%	7	10.4%	3	6.4%
7: 2018年 10月	208	8.8%	113	9.4%	44	9.0%	5	7.5%	2	4.3%
8: 2018年 11月	217	9.1%	102	8.5%	49	10.0%	4	6.0%	7	14.9%
9: 2018年 12月	196	8.3%	107	8.9%	32	6.5%	5	7.5%	1	2.1%
10: 2019年 1月	176	7.4%	72	6.0%	34	6.9%	4	6.0%	5	10.6%
11: 2019年 2月	173	7.3%	80	6.6%	32	6.5%	4	6.0%	4	8.5%
12: 2019年 3月	224	9.4%	117	9.7%	34	6.9%	7	10.4%	6	12.8%
合 計	2,373	100%	1,207	100%	490	100%	67	100%	47	100%

救護施設の退所者数は毎月200人前後で推移している。
 更生施設の退所者は、毎月100人前後で推移している。
 宿所提供施設はおおむね30～40人の間で推移している。
 保護授産施設の利用終了者は、毎月5人程度で推移している。
 社会事業授産施設の毎月概ね3～5人で推移している。

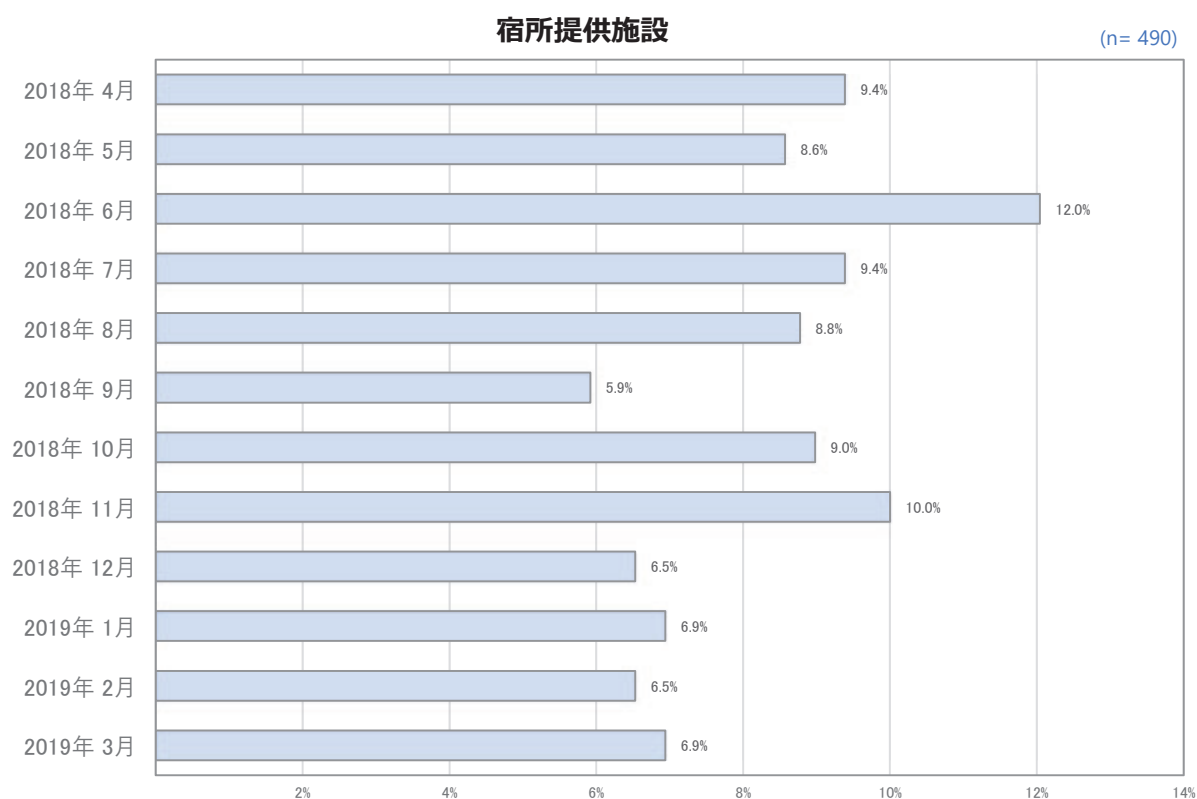
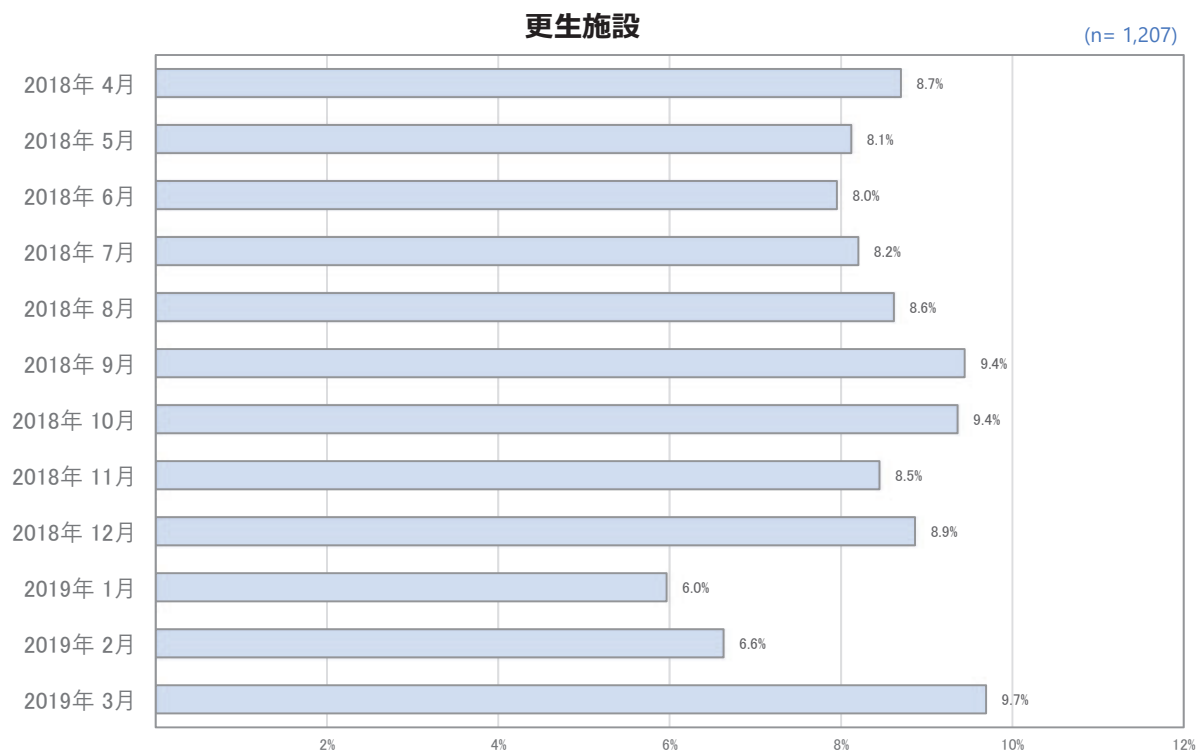
救護施設

(n = 2,373)



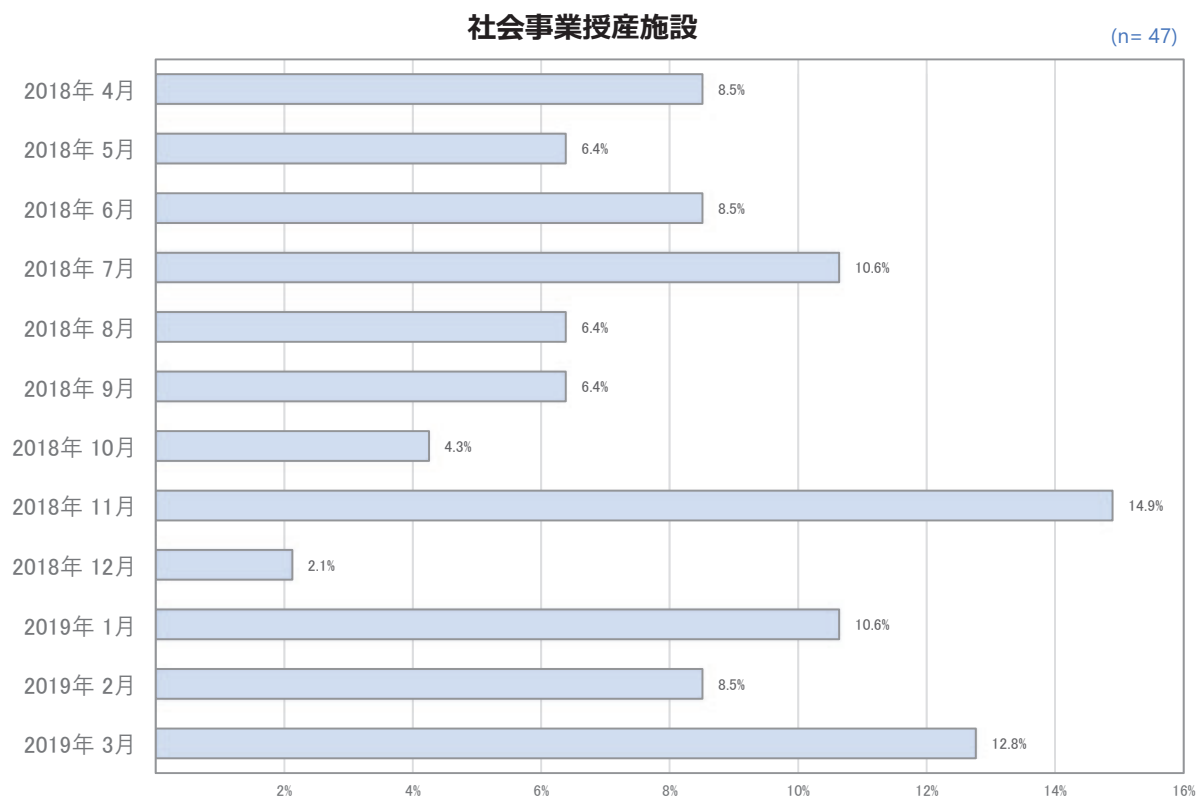
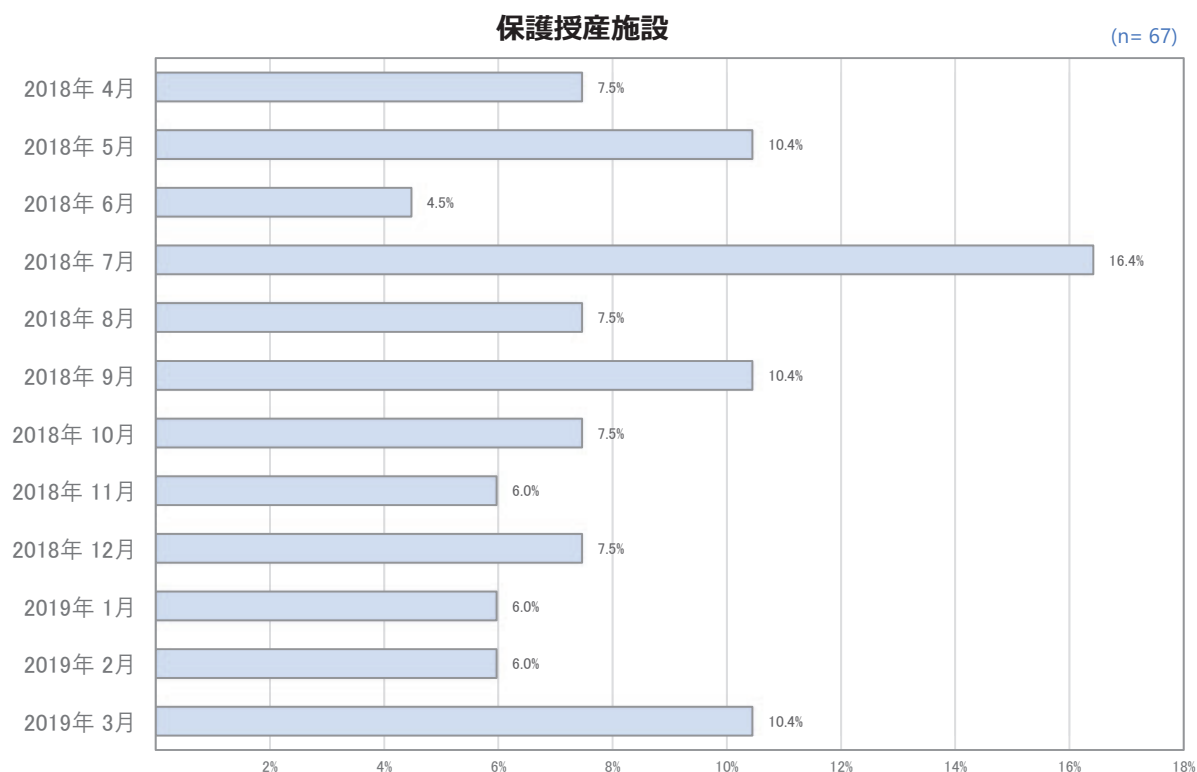
1. 基本情報 (2018年度 (1年間)の退所者)

(3)_2 退所年月



1. 基本情報 (2018年度 (1年間)の退所者)

(3)_2 退所年月



1. 基本情報 (2018年度 (1年間)の退所者)

(4) 入所前の状況(居所) [救護施設・更生施設・宿所提供施設]

(n= 4,070)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1: 居宅	530	22.3%	117	9.7%	267	54.5%				
2: 救護施設	110	4.6%	3	0.2%	0	0.0%				
3: 更生施設	21	0.9%	11	0.9%	11	2.2%				
4: 宿所提供施設	12	0.5%	6	0.5%	4	0.8%				
5: ホームス自立支援センター(一時生活支援事業)	36	1.5%	92	7.6%	0	0.0%				
6: シェルター (一時生活支援事業)	47	2.0%	25	2.1%	20	4.1%				
7: 無料低額宿泊所	174	7.3%	292	24.2%	9	1.8%				
8: 旅館・宿泊施設等(無料低額宿泊所以外)	7	0.3%	133	11.0%	19	3.9%				
9: 障害者支援施設	26	1.1%	0	0.0%	2	0.4%				
10: 共同生活介護(ケアホーム)(旧法)	3	0.1%	1	0.1%	0	0.0%				
11: 共同生活援助(グループホーム)	41	1.7%	11	0.9%	0	0.0%				
12: 福祉ホーム	3	0.1%	0	0.0%	0	0.0%				
13: 介護保険施設	21	0.9%	3	0.2%	0	0.0%				
14: 介護保険施設以外の老人福祉施設	5	0.2%	2	0.2%	0	0.0%				
15: 児童福祉施設	8	0.3%	0	0.0%	1	0.2%				
16: 婦人保護施設	10	0.4%	1	0.1%	57	11.6%				
17: その他の社会福祉施設	24	1.0%	23	1.9%	2	0.4%				
18: 精神科病院	633	26.7%	218	18.1%	2	0.4%				
19: 一般病院	261	11.0%	77	6.4%	8	1.6%				
20: 司法施設	64	2.7%	14	1.2%	6	1.2%				
21: 友人・知人	37	1.6%	30	2.5%	34	6.9%				
22: 野宿生活	218	9.2%	96	8.0%	28	5.7%				
23: その他	70	2.9%	44	3.6%	20	4.1%				
無回答	12	0.5%	8	0.7%	0	0.0%				
合 計	2,373	100%	1,207	100%	490	100%				

1. 基本情報 (2018年度 (1年間)の退所者)

(4) 入所前の状況(居所) [救護施設・更生施設・宿所提供施設]

救護施設は「精神科病院」が最も多く633人（26.7%）であり、次いで「居宅」530人（22.3%）、「一般病院」261人（11.0%）、「野宿生活」9.2%）、「無料低額宿泊所」174人（7.3%）と続いている。

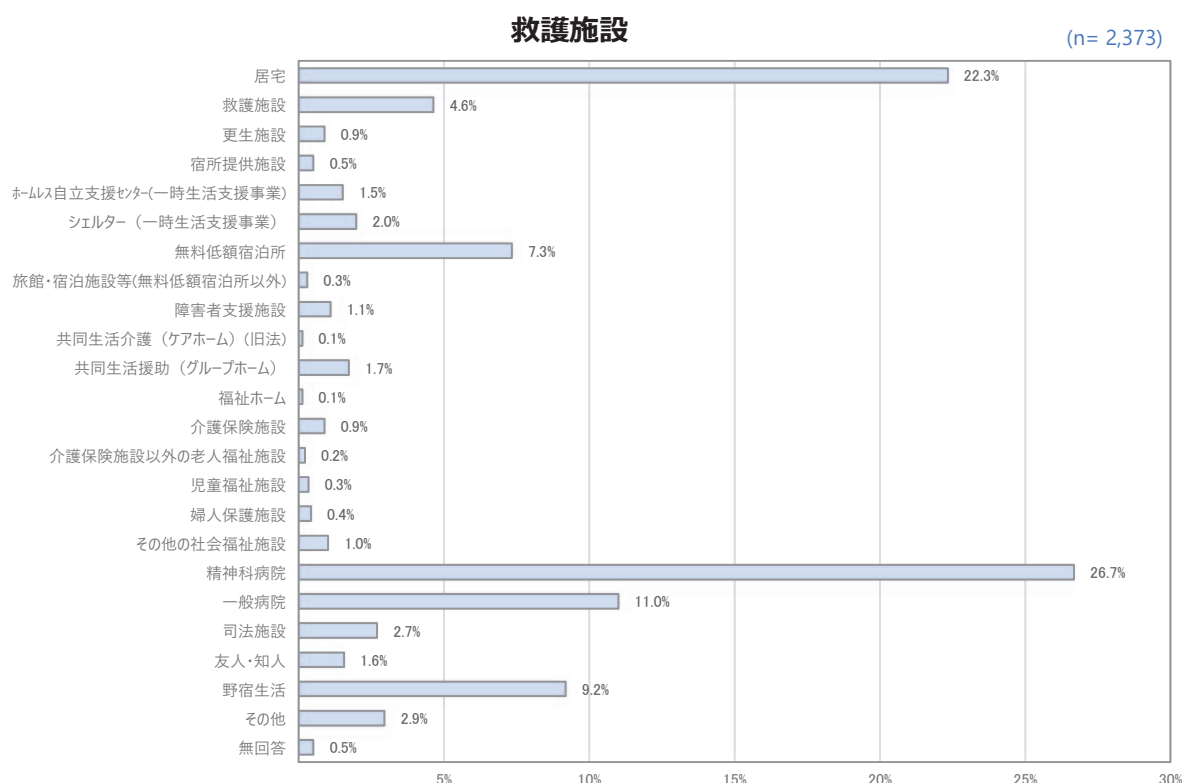
更生施設は「無料低額宿泊所」が最も多く292人（24.2%）であり、次いで「精神科病院」218人（18.1%）、「旅館・宿泊施設等（無料低額宿泊所以外）」133人（11.0%）、「居宅」117人（9.7%）、「野宿生活」96人（8.0%）と続いている。

宿所提供施設は、「居宅」が最も多く267人（54.5%）であり、次いで、「婦人保護施設」57人（11.6%）、「友人・知人」34人（6.9%）「野宿生活」28人（5.7%）と続いている。

「精神科病院」の占める割合は救護施設が最も多く（26.7%）、次いで、更生施設（18.1%）、宿所提供施設（0.4%）と続いている。

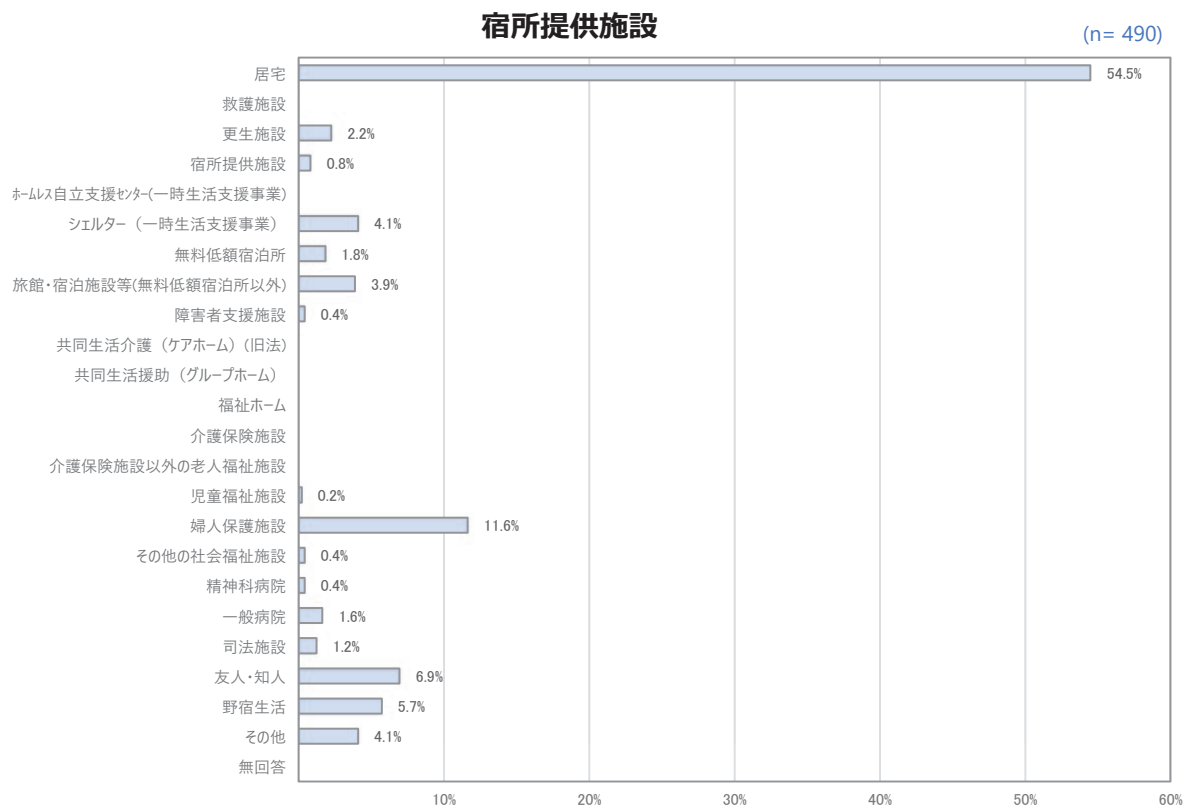
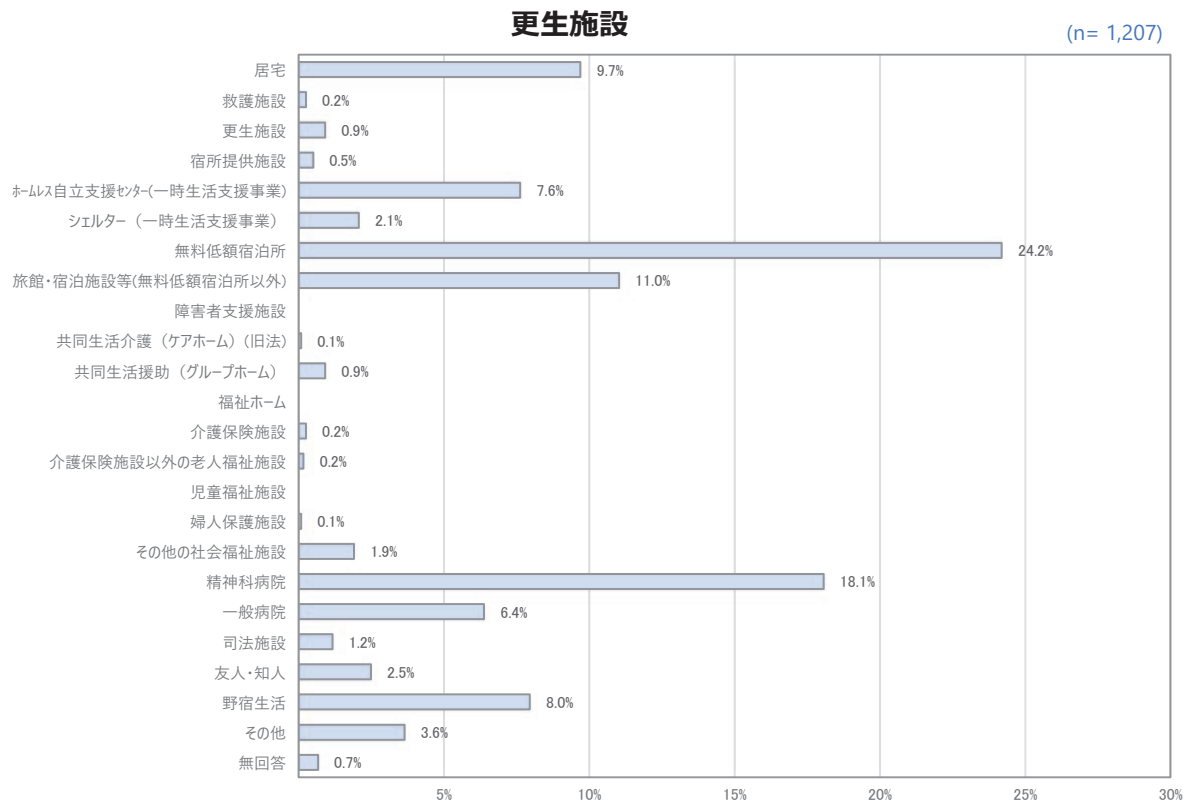
「無料低額宿泊所」の占める割合は更生施設が最も多く（24.2%）、次いで、救護施設（7.3%）、宿所提供施設（1.8%）と続いている。

「居宅」の占める割合は、宿所提供施設が最も多く（54.5%）、次いで救護施設（22.3%）、更生施設（9.7%）と続いている。



1. 基本情報 (2018年度 (1年間)の退所者)

(4) 入所前の状況(居所) [救護施設・更生施設・宿所提供施設]



1. 基本情報 (2018年度 (1年間)の退所者)

(4) 入所前の状況(居所) [救護施設・更生施設・宿所提供施設]

《主なその他の内容》

救護施設

- 社員寮・住込み等
- 宗教施設
- 薬物依存症回復支援施設

更生施設

- 社員寮・住込み等
- ネットカフェ

宿所提供施設

- ネットカフェ
- 行政の施設 (防災センター、地区の会館)

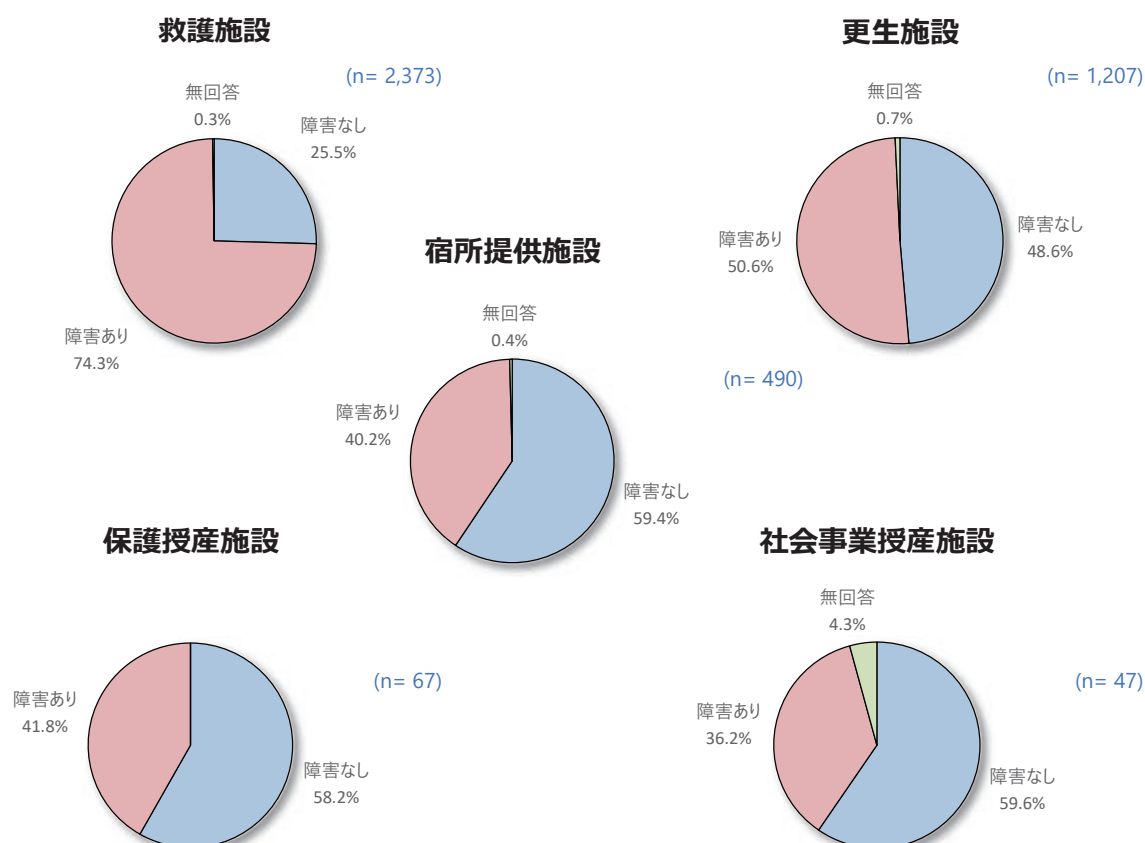
1. 基本情報 (2018年度 (1年間)の退所者)

(5) 退所者の障害の状況

(n = 4,184)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0: 障害なし	604	25.5%	587	48.6%	291	59.4%	39	58.2%	28	59.6%
1: 障害あり	1,763	74.3%	611	50.6%	197	40.2%	28	41.8%	17	36.2%
無回答	6	0.3%	9	0.7%	2	0.4%	0	0.0%	2	4.3%
合 計	2,373	100%	1,207	100%	490	100%	67	100%	47	100%

救護施設は「障害あり」が1,763人（74.3%）、「障害なし」が604人（25.5%）である。
 更生施設は「障害あり」が611人（50.6%）、「障害なし」が587人（48.6%）である。
 宿所提供施設は「障害あり」が197人（40.2%）、「障害なし」が291人（59.4%）である。
 保護授産施設は「障害あり」が28人（41.8%）、「障害なし」が39人（58.2%）である。
 社会事業授産施設は「障害あり」が17人（36.2%）、「障害なし」が28人（59.6%）である。
 「障害なし」の占める割合が最も多い施設種別は社会事業授産施設（59.6%）、次いで宿所提供施設（59.4%）、保護授産施設（58.2%）、更生施設（48.6%）と続いている。



1. 基本情報 (2018年度 (1年間)の退所者)

(5) 退所者の障害の状況

◆ 主な障害状況

(n = 2,635)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1: 身体障害	255	14.4%	49	7.9%	24	12.1%	9	32.1%	5	26.3%
2: 知的障害	376	21.3%	57	9.2%	9	4.5%	3	10.7%	5	26.3%
3: 精神疾患・障害	1,173	66.3%	500	80.6%	135	67.8%	18	64.3%	6	31.6%
4: 発達障害	38	2.1%	22	3.5%	4	2.0%	0	0.0%	0	0.0%
5: 生活障害	177	10.0%	86	13.9%	37	18.6%	0	0.0%	0	0.0%
6: その他	83	4.7%	18	2.9%	10	5.0%	0	0.0%	1	5.3%
有効回答数	1,769	-	620	-	199	-	28	-	19	-

救護施設では「精神疾患・障害」が最も多く1,173人（66.3%）、次いで「知的障害」376人（21.3%）、「身体障害」255人（14.4%）と続いている。

更生施設では「精神疾患・障害」が最も多く500人（80.6%）、次いで「生活障害」86人（13.9%）、「知的障害」57人（9.2%）と続いている。

宿所提供施設では「精神疾患・障害」が最も多く135人（67.8%）、次いで「生活障害」37人（18.6%）、「身体障害」24人（12.1%）と続いている。

保護授産施設では「精神疾患・障害」が最も多く18人（64.3%）、次いで「身体障害」9人（32.1%）、「知的障害」3人（10.7%）と続いている。

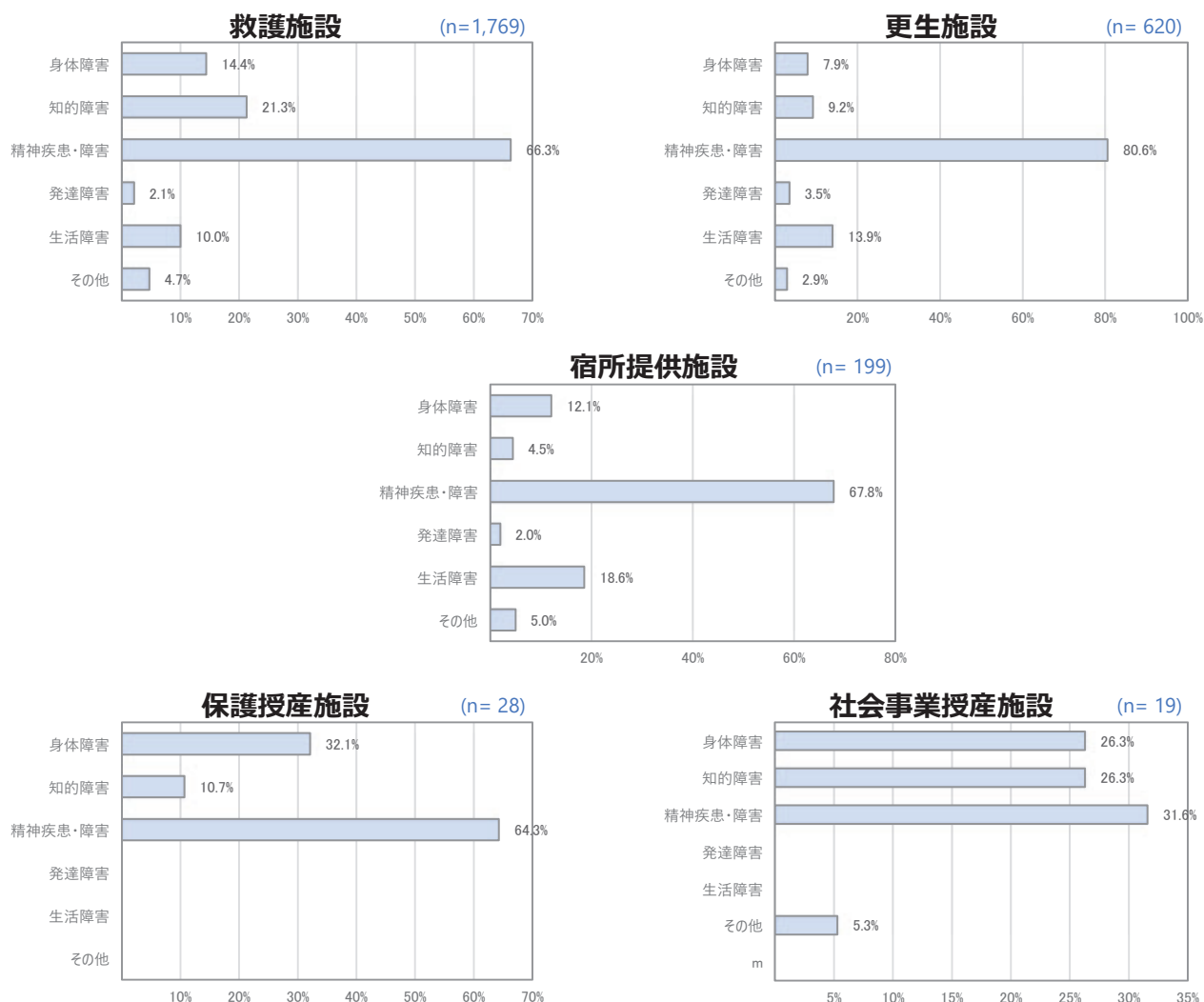
社会事業授産施設では「精神疾患・障害」が最も多く6人（31.6%）、「知的障害」「身体障害」が共に5人（26.3%）と続いている。

「精神疾患・障害」の占める割合が最も多い施設種別は更生施設（80.6%）であり、次いで宿所提供施設（67.8%）、救護施設（66.3%）と続いている。

1. 基本情報 (2018年度 (1年間)の退所者)

(5) 退所者の障害の状況

◆主な障害状況



1. 基本情報 (2018年度 (1年間)の退所者)

(5) 退所者の障害の状況

《主なその他の内容》

救護施設

- 内部疾患
- 高次脳機能障害
- 薬物依存

更生施設

- 内部疾患
- 高次脳機能障害

宿所提供施設

- 内部疾患
- 高次脳機能障害

2. 退所に係る状況

(6) 退所後の状況 [救護施設・更生施設・宿所提供施設]

(n = 4,070)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1: 救護施設	78	3.3%	13	1.1%	0	0.0%				
2: 更生施設	7	0.3%	17	1.4%	4	0.8%				
3: 宿所提供施設	3	0.1%	7	0.6%	3	0.6%				
4: ホームレス自立支援センター(一時生活支援事業)	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%				
5: シェルター(一時生活支援事業)	0	0.0%	0	0.0%	3	0.6%				
6: 無料低額宿泊所	9	0.4%	63	5.2%	8	1.6%				
7: 宿泊所等(無料低額宿泊所以外)	12	0.5%	51	4.2%	8	1.6%				
8: 障害者支援施設	16	0.7%	3	0.2%	0	0.0%				
9: 介護保険施設	168	7.1%	19	1.6%	2	0.4%				
10: 介護保険施設以外の老人福祉施設	106	4.5%	24	2.0%	2	0.4%				
11: その他の社会福祉施設	23	1.0%	4	0.3%	10	2.0%				
12: 家族(両親等)と同居して居宅生活	33	1.4%	14	1.2%	57	11.6%				
13: アパート等で(単身、配偶者と)居宅生活	584	24.6%	429	35.5%	345	70.4%				
14: グループホーム・福祉ホームで居宅生活	107	4.5%	53	4.4%	0	0.0%				
15: 就労先の寮	60	2.5%	27	2.2%	1	0.2%				
16: 入院(精神科病院)	316	13.3%	57	4.7%	4	0.8%				
17: 入院(一般病院)	163	6.9%	17	1.4%	1	0.2%				
18: 司法施設	22	0.9%	24	2.0%	2	0.4%				
19: 死亡	369	15.5%	12	1.0%	6	1.2%				
20: 不明	253	10.7%	341	28.3%	17	3.5%				
21: その他	41	1.7%	30	2.5%	17	3.5%				
無回答	3	0.1%	1	0.1%	0	0.0%				
合 計	2,373	100%	1,207	100%	490	100%				

救護施設は「アパート等で(単身、配偶者と)居宅生活」が最も多く、584人(24.6%)であり、次いで「死亡」369人(15.5%)、「入院(精神科病院)」316人(13.3%)、「不明」253人(10.7%)と続いている。

更生施設は「アパート等で(単身、配偶者と)居宅生活」が最も多く、429人(35.5%)であり、次いで「不明」341人(28.3%)、「無料低額宿泊所」63人(5.2%)、「入院(精神科病院)」57人(4.7%)、「グループホーム・福祉ホームで居宅生活」53人(4.4%)と続いている。

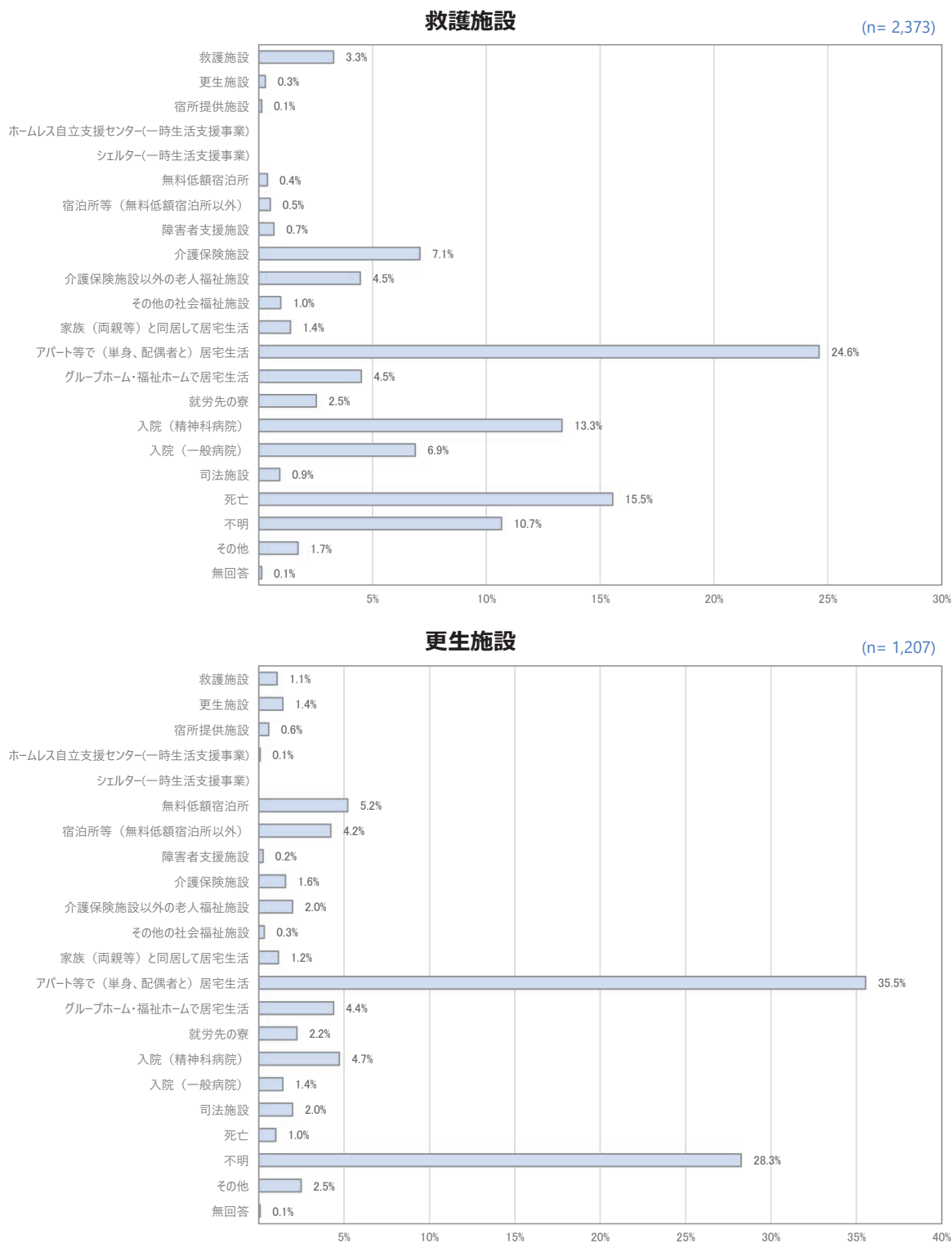
宿所提供施設は「アパート等で(単身、配偶者と)居宅生活」が最も多く、345人(70.4%)であり、次いで「家族(両親等)と同居して居宅生活」57人(11.6%)、「不明」「その他」が共に17人(3.5%)、「無料低額宿泊所」「宿泊所等(無料低額宿泊所以外)」が共に8人(1.6%)と続いている。

「アパート等で(単身、配偶者と)居宅生活」の占める割合が最も高い施設種別は、宿所提供施設(70.4%)であり、次いで更生施設(35.5%)、救護施設(24.6%)と続いている。

「不明」の占める割合が最も高い施設種別は更生施設(28.3%)であり、次いで救護施設(10.7%)、宿所提供施設(3.5%)と続いている。

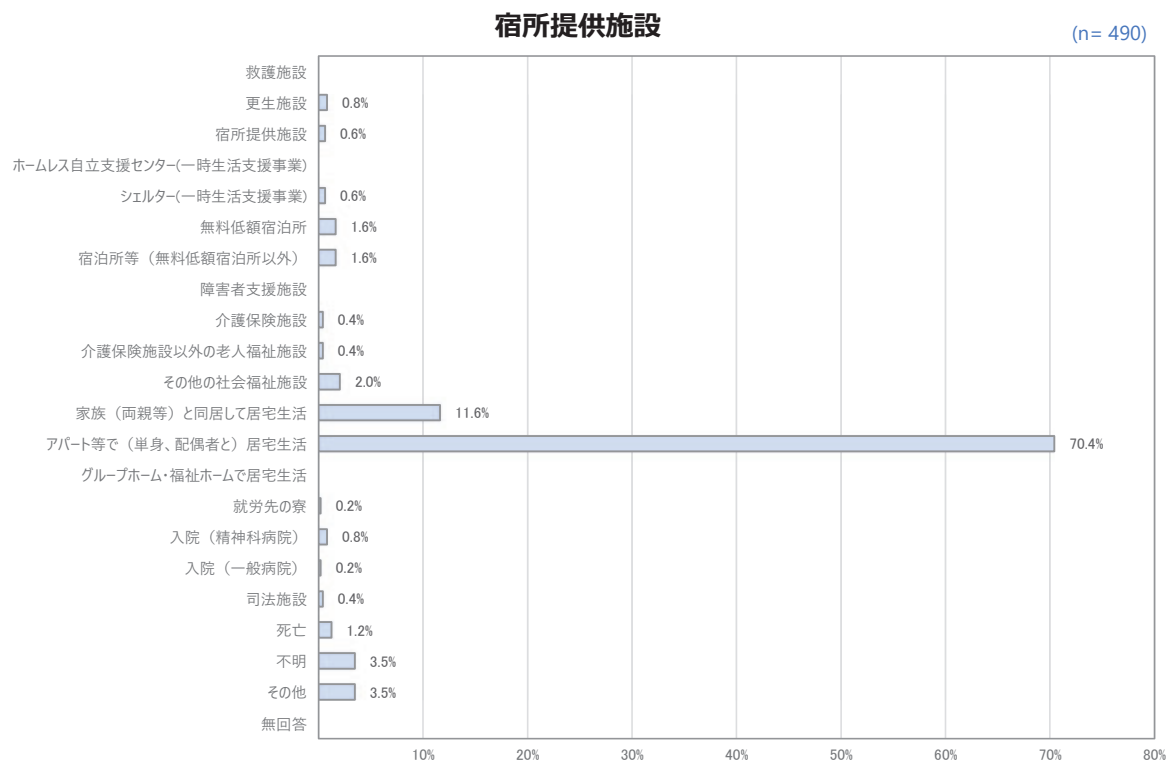
2. 退所に係る状況

(6) 退所後の状況 [救護施設・更生施設・宿所提供施設]



2. 退所に係る状況

(6) 退所後の状況 [救護施設・更生施設・宿所提供施設]



2. 退所に係る状況

(6) 退所後の状況 [救護施設・更生施設・宿所提供施設]

《主なその他の内容》

救護施設

- ・ 知人・友人宅
- ・ 社員寮・住込み
- ・ 薬物依存症回復支援施設

更生施設

- ・ 知人・友人宅
- ・ 社員寮・住込み

宿所提供施設

- ・ 知人・友人宅
- ・ 薬物依存症回復支援施設

2. 退所に係る状況

(7) 退所直後の生活保護受給の状況

(n = 4,184)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1: 保護継続	1,363	57.4%	756	62.6%	380	77.6%	40	59.7%	18	38.3%
2: 保護廃止	814	34.3%	254	21.0%	28	5.7%	11	16.4%	4	8.5%
3: 元々受給していない	9	0.4%	0	0.0%	53	10.8%	9	13.4%	19	40.4%
4: 不明	151	6.4%	173	14.3%	16	3.3%	6	9.0%	5	10.6%
無回答	36	1.5%	24	2.0%	13	2.7%	1	1.5%	1	2.1%
合 計	2,373	100%	1,207	100%	490	100%	67	100%	47	100%

救護施設は「保護継続」が最も多く1,363人（57.4%）、次いで「保護廃止」が814人（34.3%）、「不明」が151人（6.4%）と続いている。

更生施設は「保護継続」が最も多く756人（62.6%）、次いで「保護廃止」が254人（21.0%）、「不明」が173人（14.3%）と続いている。

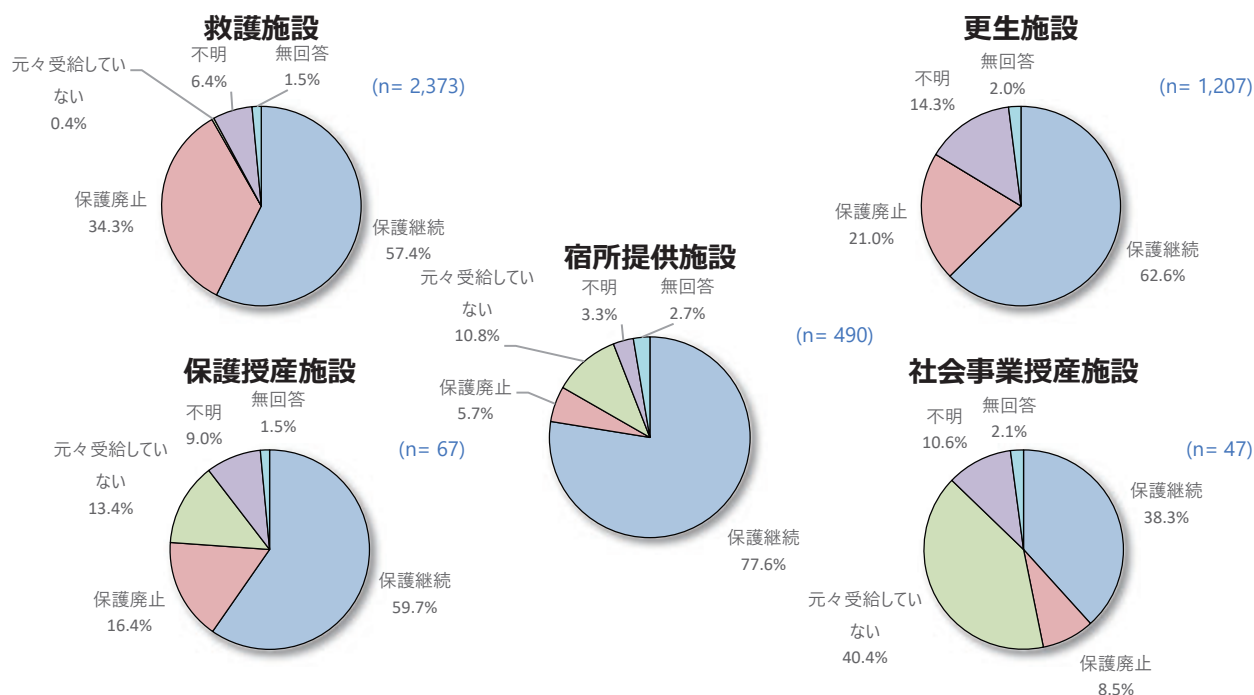
宿所提供施設は「保護継続」が最も多く380人（77.6%）、次いで「元々受給していない」が53人（10.8%）、「保護廃止」が28人（5.7%）、「不明」が16人（3.3%）と続いている。

保護授産施設は「保護継続」が最も多く40人（59.7%）、次いで「保護廃止」が11人（16.4%）、「元々受給していない」が9人（13.4%）、「不明」が6人（9.0%）と続いている。

社会事業授産施設は「元々受給していない」が最も多く19人（40.4%）、次いで、「保護継続」が18人（38.3%）、「不明」が5人（10.6%）、「保護廃止」が4人（8.5%）と続いている。

「保護継続」の占める割合が最も高い施設種別は宿所提供施設（77.6%）、次いで更生施設（62.6%）、保護授産施設（59.7%）と続いている。

「保護廃止」の占める割合が最も高い施設種別は救護施設（34.3%）、次いで、更生施設（21.0%）、保護授産施設（16.4%）、宿所提供施設（5.7%）と続いている。



2. 退所に係る状況

(8) 退所理由 [救護施設・更生施設・宿所提供施設]

(n = 4,070)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1: 居宅生活移行	611	25.7%	526	43.6%	406	82.9%				
2: 他の保護施設への措置変更	90	3.8%	36	3.0%	16	3.3%				
3: 他法他施策の利用(他法施設への入所等)	349	14.7%	90	7.5%	12	2.4%				
4: 入院の長期化による入所(利用)措置解除	390	16.4%	64	5.3%	2	0.4%				
5: 上記理由を除く本人希望(自己退所)	235	9.9%	216	17.9%	15	3.1%				
6: 失踪・行方不明(無断退所)	121	5.1%	135	11.2%	14	2.9%				
7: 逮捕・勾留	25	1.1%	27	2.2%	2	0.4%				
8: 死亡	375	15.8%	12	1.0%	6	1.2%				
9: その他	170	7.2%	99	8.2%	15	3.1%				
無回答	7	0.3%	2	0.2%	2	0.4%				
合 計	2,373	100%	1,207	100%	490	100%				

救護施設は「居宅生活移行」が最も多く611人（25.7%）であり、次いで「入院の長期化による入所（利用）措置解除」390人（16.4%）、「死亡」375人（15.8%）、「他法他施策の利用（他施設への入所等）」349人（14.7%）と続いている。

更生施設は「居宅生活移行」が最も多く526人（43.6%）であり、次いで、「上記理由を除く本人希望（自己退所）」216人（17.9%）、「失踪・行方不明（無断退所）」135人（11.2%）、「その他」99人（8.2%）と続いている。

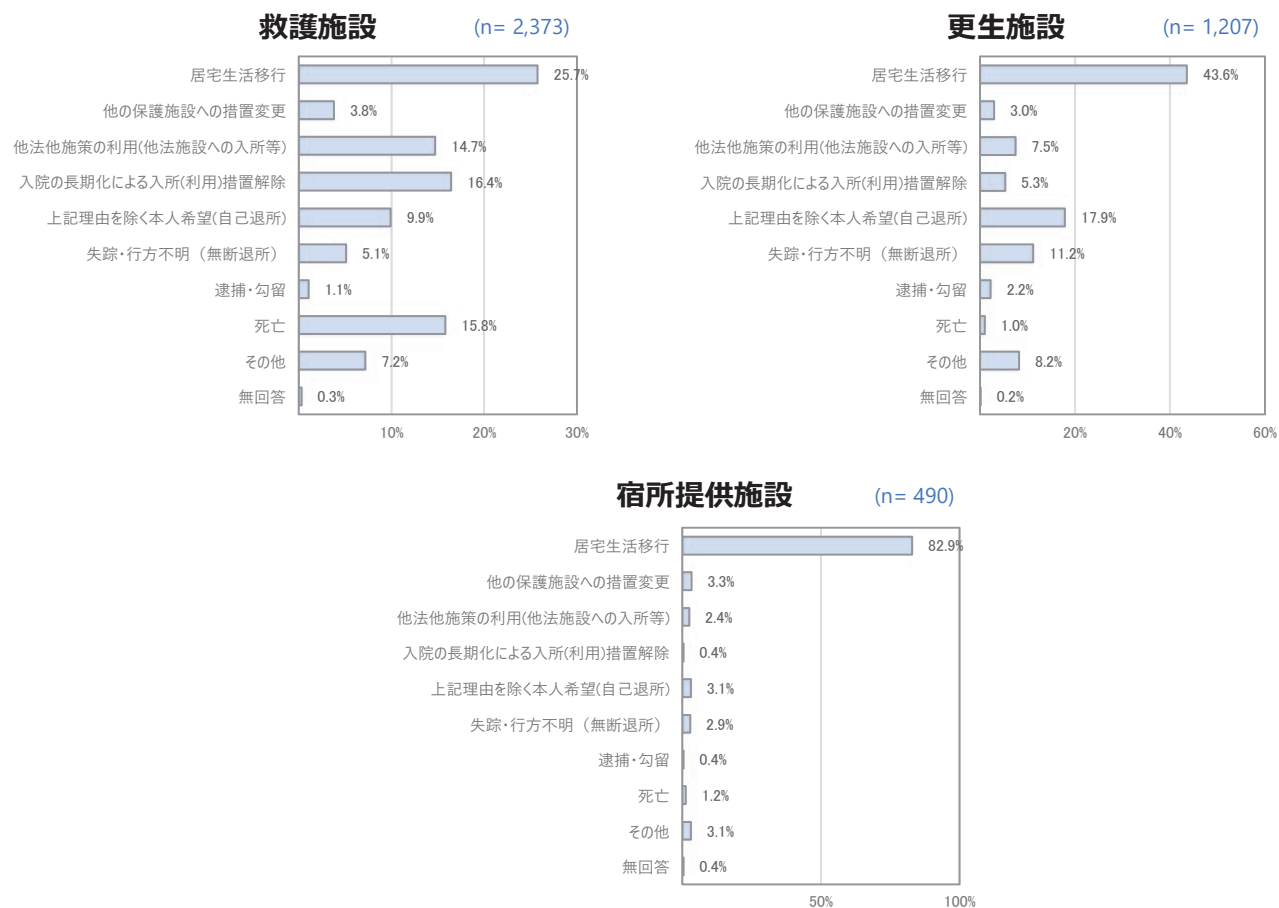
宿所提供施設は「居宅生活移行」が最も多く406人（82.9%）であり、次いで、「他の保護施設への措置変更」16人（3.3%）、「上記理由を除く本人希望（自己退所）」「その他」が共に15人（3.1%）と続いている。

「居宅生活移行」の占める割合が最も多い施設種別は宿所提供施設（82.9%）であり、次いで更生施設（43.6%）、救護施設（25.7%）と続いている。

「他法他施策の利用（他法施設への入所等）」の占める割合が最も多い施設種別は、救護施設（14.7%）であり、次いで更生施設（7.5%）、宿所提供施設（2.4%）と続いている。

2. 退所に係る状況

(8) 退所理由 [救護施設・更生施設・宿所提供施設]



2. 退所に係る状況

(8) 退所理由 [救護施設・更生施設・宿所提供施設]

《主なその他の内容》

救護施設

- 職員への過度な暴言・暴力等
- 利用の終了（一時入所）
- 収入増加・所持金多額による措置解除

2. 退所に係る状況

(8) 退所理由 [保護授産施設・社会事業授産施設]

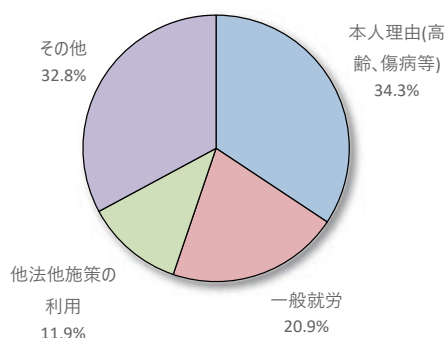
(n= 114)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1: 本人理由(高齢、傷病等)							23	34.3%	28	59.6%
2: 一般就労							14	20.9%	6	12.8%
3: 他法他施策の利用							8	11.9%	5	10.6%
4: その他							22	32.8%	8	17.0%
合 計							67	100%	47	100%

保護授産施設は「本人理由(高齢・疾病等)」が最も多く、23人(34.3%)であり、次いで、「その他」22人(32.8%)、「一般就労」14人(20.9%)、「他法他施策の利用」8人(11.9%)と続いている。社会事業授産施設は「本人理由(高齢・疾病等)」が最も多く28人(59.6%)であり、次いで「その他」8人(17.0%)、「一般就労」6人(12.8%)と続いている。

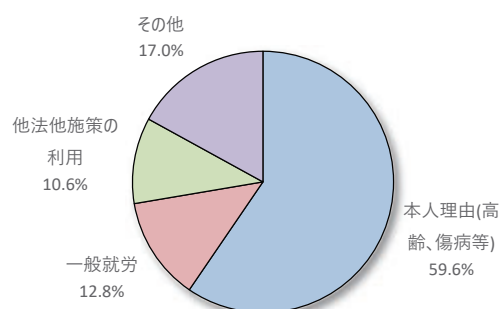
保護授産施設

(n= 67)



社会事業授産施設

(n= 47)



2. 退所に係る状況

(8) 退所理由 [保護授産施設・社会事業授産施設]

《主なその他の内容》

保護授産施設

- 収入増加・所持金多額による措置解除
- 他の保護施設へ措置変更

社会事業授産施設

- 死亡
- 作業が困難になったため

2. 退所に係る状況

(9) 退所にあたっての調整の実施先

(n= 4,184)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0: なし	147	6.2%	150	12.4%	10	2.0%	11	16.4%	13	27.7%
1: 福祉事務所〔生活保護〕	2,161	91.1%	1,036	85.8%	425	86.7%	46	68.7%	20	42.6%
2: 福祉事務所〔生活保護以外〕	62	2.6%	37	3.1%	60	12.2%	15	22.4%	5	10.6%
3: 市区町村役場〔福祉・介護関連部署〕	153	6.4%	6	0.5%	8	1.6%	0	0.0%	4	8.5%
4: 市区町村役場〔福祉・介護関連以外の部署〕	4	0.2%	0	0.0%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
5: 相談支援事業所・基幹相談支援センター〔障害〕	68	2.9%	25	2.1%	1	0.2%	0	0.0%	1	2.1%
6: 身体障害者更生相談所〔身体障害〕	3	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7: 知的障害者更生相談所〔知的障害〕	1	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.1%
8: 地域包括支援センター〔介護〕	25	1.1%	1	0.1%	2	0.4%	1	1.5%	2	4.3%
9: 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）〔介護〕	36	1.5%	3	0.2%	2	0.4%	3	4.5%	0	0.0%
10: 自立相談支援機関〔生活困窮〕	5	0.2%	0	0.0%	2	0.4%	0	0.0%	0	0.0%
11: 児童相談所〔児童〕	2	0.1%	1	0.1%	19	3.9%	0	0.0%	0	0.0%
12: 学校・教育委員会	1	0.0%	0	0.0%	17	3.5%	0	0.0%	0	0.0%
13: 婦人相談所・女性相談センター〔DV等〕	2	0.1%	0	0.0%	15	3.1%	0	0.0%	1	2.1%
14: 保健所・精神保健福祉センター〔精神保健〕	7	0.3%	16	1.3%	10	2.0%	0	0.0%	0	0.0%
15: 病院	599	25.2%	166	13.8%	19	3.9%	0	0.0%	0	0.0%
16: 訪問看護ステーション	8	0.3%	10	0.8%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
17: 民間の相談支援事業者	37	1.6%	11	0.9%	6	1.2%	2	3.0%	0	0.0%
18: 民間の不動産業者	245	10.3%	180	14.9%	113	23.1%	1	1.5%	0	0.0%
19: 退所先の施設・事業所	199	8.4%	75	6.2%	16	3.3%	2	3.0%	0	0.0%
20: 弁護士（法テラス）・司法書士	16	0.7%	2	0.2%	16	3.3%	0	0.0%	0	0.0%
21: 民生委員・児童委員	4	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.1%
22: 社会福祉協議会	17	0.7%	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.3%
23: 家族・親族	483	20.4%	15	1.2%	14	2.9%	2	3.0%	3	6.4%
24: その他	111	4.7%	30	2.5%	42	8.6%	0	0.0%	0	0.0%
有効回答数	2,373	-	1,207	-	490	-	67	-	47	-

2. 退所に係る状況

(9) 退所にあたっての調整の実施先

救護施設は「福祉事務所〔生活保護〕」が最も多く2,161人(91.1%)、次いで「病院」が599人(25.2%)、「家族・親族」が483人(20.4%)、「民間の不動産業者」が245人(10.3%)、「退所先の施設・事業所」が199人(8.4%)と続いている。

更生施設は「福祉事務所〔生活保護〕」が最も多く1,036人(85.8%)、次いで「民間の不動産業者」が180人(14.9%)、「病院」が166人(13.8%)、「なし」が150人(12.4%)、「退所者の施設・事業所」が75人(6.2%)と続いている。

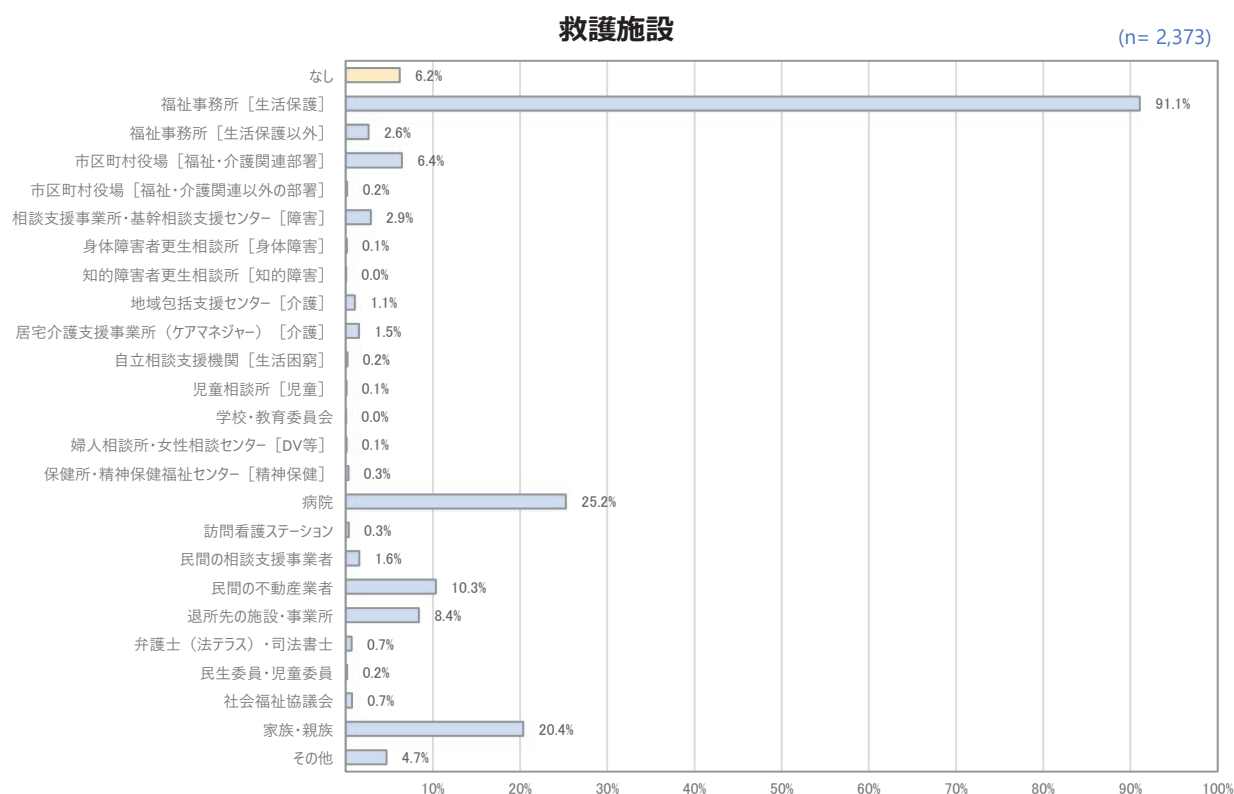
宿所提供施設は「福祉事務所〔生活保護〕」が最も多く425人(86.7%)、次いで「民間の不動産業者」が113人(23.1%)、「福祉事務所〔生活保護以外〕」が60人(12.2%)、「その他」が42人(8.6%)と続いている。

保護授産施設は「福祉事務所〔生活保護〕」が最も多く46人(68.7%)、次いで「福祉事務所〔生活保護以外〕」が15人(22.4%)、「なし」が11人(16.4%)、「居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)〔介護〕」が3人(4.5%)と続いている。

社会事業授産施設は、「福祉事務所〔生活保護〕」が最も多く20人(42.6%)、次いで「なし」が13人(27.7%)、「福祉事務所〔生活保護以外〕」が5人(10.6%)、「市区町村役場〔福祉・介護関連部署〕(例／公営住宅等)」が4人(8.5%)と続いている。

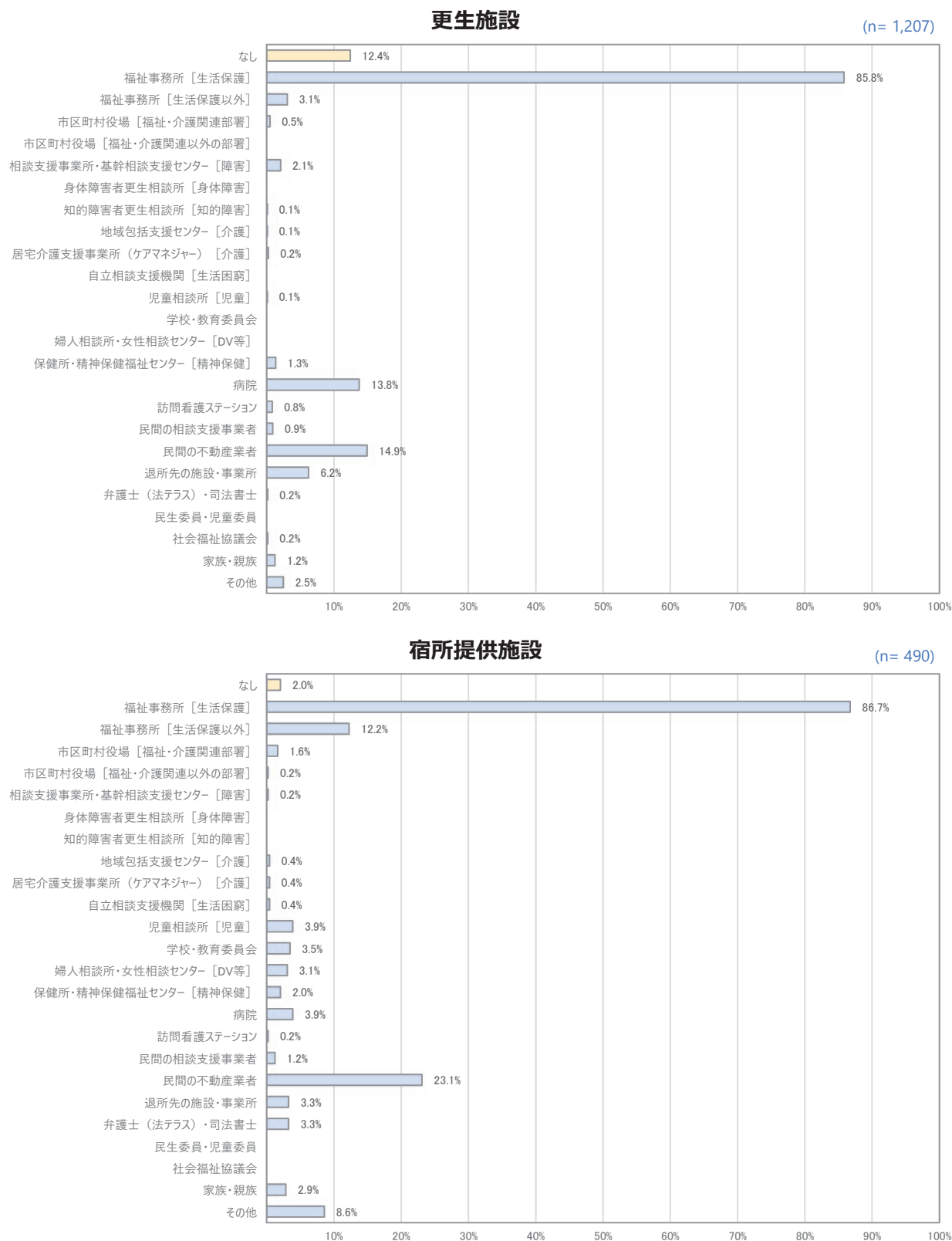
「福祉事務所〔生活保護〕」の割合が最も高い施設種別は、救護施設(91.1%)、次いで宿所提供施設(86.7%)、更生施設(85.8%)、保護授産施設(68.7%)と続いている。

「なし」の割合が最も高い施設種別は、社会事業授産施設(27.7%)、次いで保護授産施設(16.4%)、更生施設(12.4%)、救護施設(6.2%)と続いている。



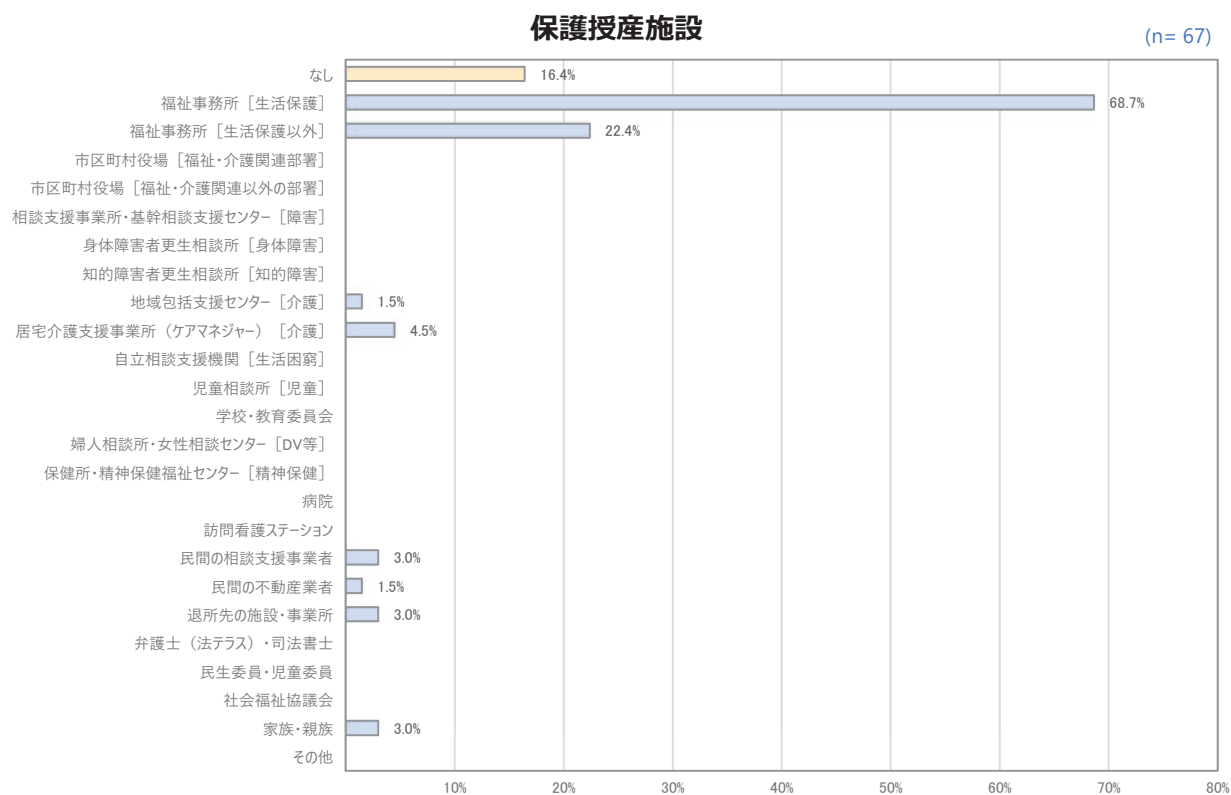
2. 退所に係る状況

(9) 退所にあたっての調整の実施先



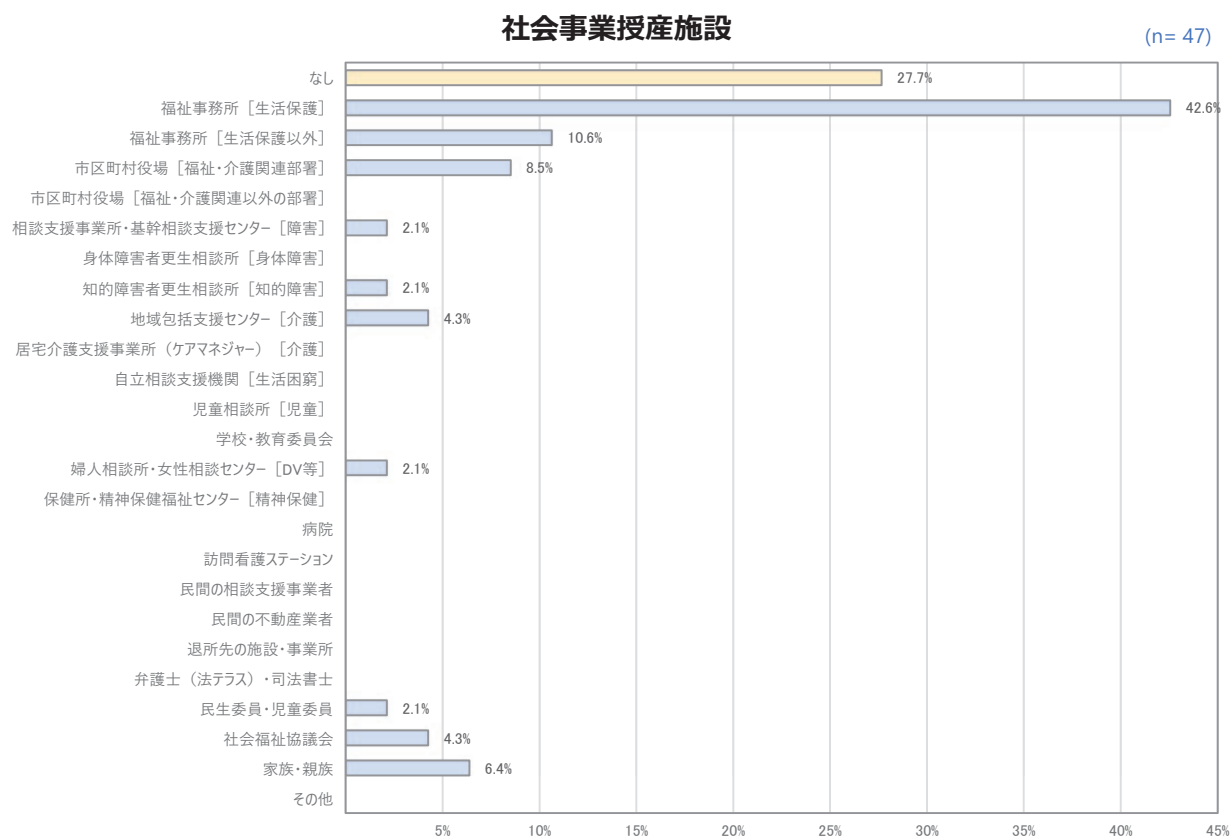
2. 退所に係る状況

(9) 退所にあたっての調整の実施先



2. 退所に係る状況

(9) 退所にあたっての調整の実施先



2. 退所に係る状況

(9) 退所にあたっての調整の実施先

《主なその他の内容》

救護施設

- 後見人・補佐人
- 地域定着支援センター
- 就職先
- 知人・友人
- 身元保証人協会
- 保護観察所

更生施設

- 精神科デイケア
- 就労支援センター

宿所提供施設

- 子ども家庭支援センター
- 就労支援センター

2. 退所に係る状況

(10) 退所後(現在)の施設とのかかわり

(n = 4,184)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0: なし	1,921	81.0%	983	81.4%	456	93.1%	44	65.7%	44	93.6%
1: 施設の通所事業を利用	129	5.4%	129	10.7%	3	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
2: 定期的に訪問して安否確認	43	1.8%	18	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3: 手紙、電話、メール、SNS等で安否確認	99	4.2%	13	1.1%	2	0.4%	4	6.0%	1	2.1%
4: 施設のイベント等を案内	42	1.8%	59	4.9%	20	4.1%	11	16.4%	1	2.1%
5: 本人、家族からの電話・来所相談等に対応	140	5.9%	44	3.6%	18	3.7%	15	22.4%	0	0.0%
6: その他	78	3.3%	17	1.4%	3	0.6%	3	4.5%	1	2.1%
有効回答数	2,373	-	1,207	-	490	-	67	-	47	-

救護施設は「なし」が最も多く1,921人（81.0%）、次いで「本人、家族からの電話・来所相談等に対応」が140人（5.9%）、「施設の通所事業を利用」が129人（5.4%）、「手紙、電話、メール、SNS棟での安否確認（定期・不定期）」が99人（4.2%）と続いている。

更生施設は「なし」が最も多く983人（81.4%）、次いで「施設の通所事業を利用」が129人（10.7%）、「施設のイベント等を案内」が59人（4.9%）、「本人、家族からの電話・来所相談等に対応」が44人（3.6%）と続いている。

宿所提供施設は「なし」が最も多く456人（93.1%）、次いで「施設のイベント等を案内」が20人（4.1%）、「本人、家族からの電話・来所相談等に対応」が18人（3.7%）、「施設の通所事業を利用」が3人（0.6%）と続いている。

保護授産施設は「なし」が最も多く44人（65.7%）、次いで「本人、家族からの電話・来所相談等に対応」が15人（22.4%）、「施設のイベント等を案内」が11人（16.4%）、「紙、電話、メール、SNS等での安否確認（定期・不定期）」が4人（6.0%）と続いている。

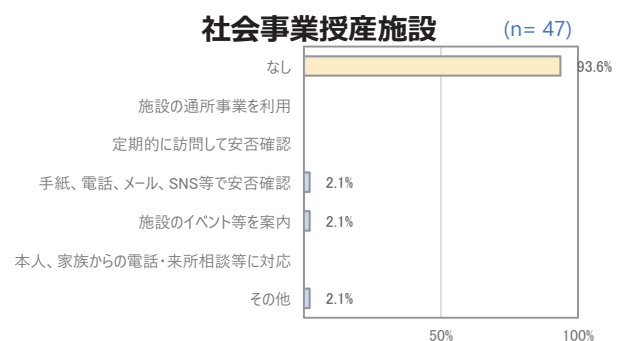
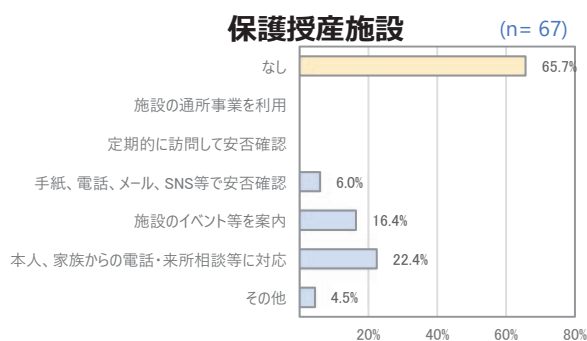
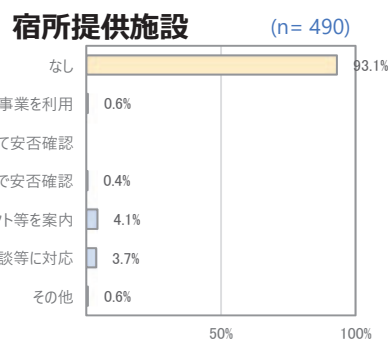
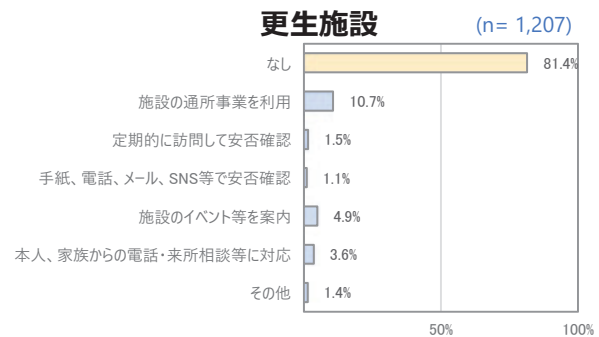
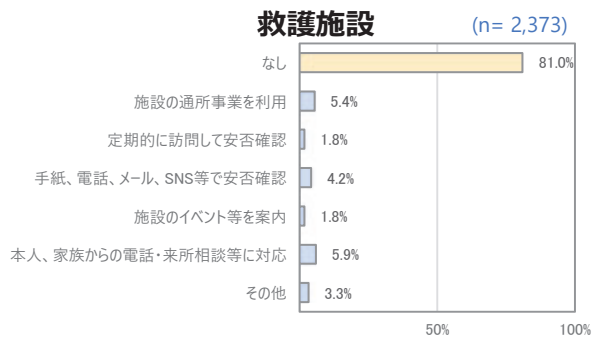
社会事業授産施設は「なし」が最も多く44人（93.6%）、次いで「手紙、電話、メール、SNS等での安否確認（定期・不定期）」「施設のイベント等を案内」「その他」が共に1人（2.1%）と続いている。

「なし」の占める割合が最も多い施設種別は、社会事業授産施設（93.6%）、次いで宿所提供施設（93.1%）、更生施設（81.4%）、救護施設（81.0%）と続いている。

「本人、家族からの電話・来所相談等に対応」の占める割合が最も多い施設種別は保護授産施設（22.4%）、次いで救護施設（5.9%）、宿所提供施設（3.7%）、更生施設（3.6%）と続いている。

2. 退所に係る状況

(10) 退所後(現在)の施設とのかかわり



2. 退所に係る状況

(10) 退所後(現在)の施設とのかかわり

《主なその他の内容》

救護施設

- 一時入所終了後の本入所
- 福祉事務所等からの相談に対応
- 病院との連携（連絡が入り面会等）
- 同法人の施設に移行
- 移行先との情報交換
- 刑務所への面会

更生施設

- 社会復帰促進事業

宿所提供施設

- 児童相談所の問い合わせに対応

保護授産施設

- 当法人に就職

社会事業授産施設

- 当法人に就職

2. 退所に係る状況

(11) 退所後の他法他施策の利用の有無

(n = 4,184)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1: 利用あり	283	11.9%	88	7.3%	7	1.4%	11	16.4%	4	8.5%
2: 利用なし	1,007	42.4%	562	46.6%	258	52.7%	23	34.3%	13	27.7%
3: 不明	1,068	45.0%	548	45.4%	221	45.1%	33	49.3%	30	63.8%
無回答	15	0.6%	9	0.7%	4	0.8%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	2,373	100%	1,207	100%	490	100%	67	100%	47	100%

救護施設は「不明」が最も多く1,068人（45.0%）、次いで「利用なし」が1,007人（42.4%）、「利用あり」が283人（11.9%）と続いている。

更生施設は「利用なし」が最も多く562人（46.6%）、次いで「不明」が548人（45.4%）、「利用あり」が88人（7.3%）と続いている。

宿所提供施設は「利用なし」が258人（52.7%）、次いで「不明」が221人（45.1%）、「利用あり」が7人（1.4%）と続いている。

保護授産施設は、「不明」が最も多く33人（49.3%）、次いで「利用なし」が23人（34.3%）、「利用あり」が11人（16.4%）と続いている。

社会事業授産施設は「不明」が最も多く30人（63.8%）、次いで「利用なし」が13人（27.7%）、「利用あり」が4人（8.5%）と続いている。

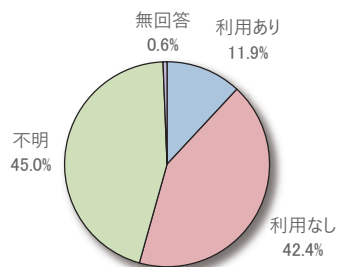
「利用あり」の最も占める割合が高い施設種別は、保護授産施設（16.4%）、次いで救護施設（11.9%）、更生施設（7.3%）、社会事業授産施設（8.5%）と続いている。

2. 退所に係る状況

(11) 退所後の他法他施策の利用の有無

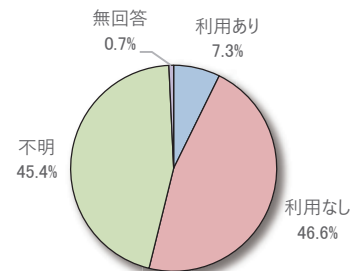
救護施設

(n = 2,373)



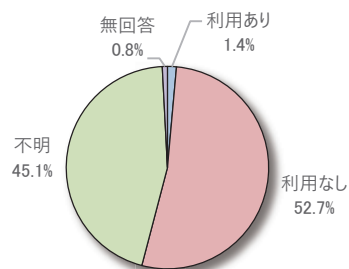
更生施設

(n = 1,207)



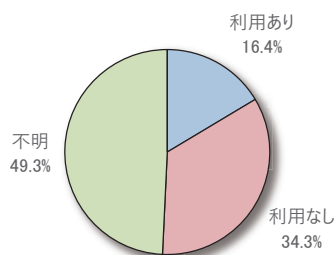
宿所提供施設

(n = 490)



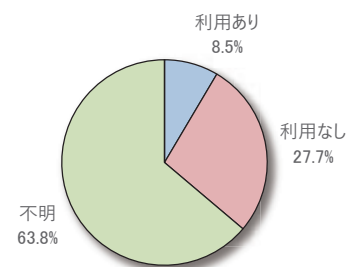
保護授産施設

(n = 67)



社会事業授産施設

(n = 47)



2. 退所に係る状況

(11) 退所後の他法他施策の利用の有無

◆利用しているサービスの内容

(n= 393)

		救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
障害者福祉サービス	居宅介護	16	5.7%	5	5.7%	0	0.0%	1	9.1%	0	0.0%
	重度訪問介護	0	0.0%	1	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	行動援護	2	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	重度障害者等包括支援	3	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	同行援護	2	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	短期入所	1	0.4%	1	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	計画相談支援	23	8.1%	0	0.0%	0	0.0%	3	27.3%	0	0.0%
	地域移行支援	2	0.7%	2	2.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	地域定着支援	3	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	療養介護	7	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	生活介護	16	5.7%	1	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	25.0%
	自立訓練（機能訓練）	0	0.0%	1	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	自立訓練（生活訓練）	3	1.1%	5	5.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	就労移行支援（一般型）	2	0.7%	5	5.7%	0	0.0%	2	18.2%	0	0.0%
	就労移行支援（資格取得型）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	就労継続支援（A型）	6	2.1%	1	1.1%	0	0.0%	1	9.1%	2	50.0%
	就労継続支援（B型）	54	19.1%	16	18.2%	0	0.0%	4	36.4%	0	0.0%
	施設入所支援	8	2.8%	3	3.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	共同生活援助	23	8.1%	24	27.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	宿泊型自立訓練	1	0.4%	4	4.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
高齢者福祉サービス	老人居宅介護等事業	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	9.1%	0	0.0%
	老人短期入所事業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	認知症対応型老人共同生活援助事業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	老人デイサービス事業	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	小規模多機能型居宅介護事業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	複合型サービス福祉事業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	養護老人ホーム	84	29.7%	19	21.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	軽費老人ホーム	3	1.1%	3	3.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	特別養護老人ホーム	45	15.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	有料老人ホーム	21	7.4%	0	0.0%	3	42.9%	0	0.0%	0	0.0%
	老人福祉センター	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	老人介護支援センター	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	サービス付き高齢者向け住宅	19	6.7%	3	3.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

2. 退所に係る状況

(11) 退所後の他法他施策の利用の有無

◆利用しているサービスの内容

(n = 393)

		救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
介護 保 険 サ ー ビ ス	訪問介護（ホームヘルプ）	8	2.8%	1	1.1%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
	訪問看護	5	1.8%	1	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	夜間対応型訪問介護	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	看護小規模多機能型居宅介護（旧・複合型サービス）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	訪問入浴介護	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	訪問リハビリテーション	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	居宅療養管理指導	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	通所介護（デイサービス）	10	3.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	認知症対応型通所介護	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	短期入所療養介護（ショートステイ）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	小規模多機能型居宅介護	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	地域密着型通所介護（小規模デイサービス）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	通所リハビリテーション（デイケア）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	短期入所生活介護（ショートステイ）	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	福祉用具貸与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	住宅改修	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	特定福祉用具販売	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	22	7.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	介護老人保健施設	7	2.5%	1	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	特定施設入居者生活介護	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	6	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	介護療養型医療施設	2	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	介護医療院	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	介護予防訪問看護	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	介護予防居宅療養管理指導	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	介護予防福祉用具貸与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	介護予防住宅改修	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	介護予防特定施設入居者生活介護	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	介護予防訪問入浴介護	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

2. 退所に係る状況

(11) 退所後の他法他施策の利用の有無

◆利用しているサービスの内容

(n= 393)

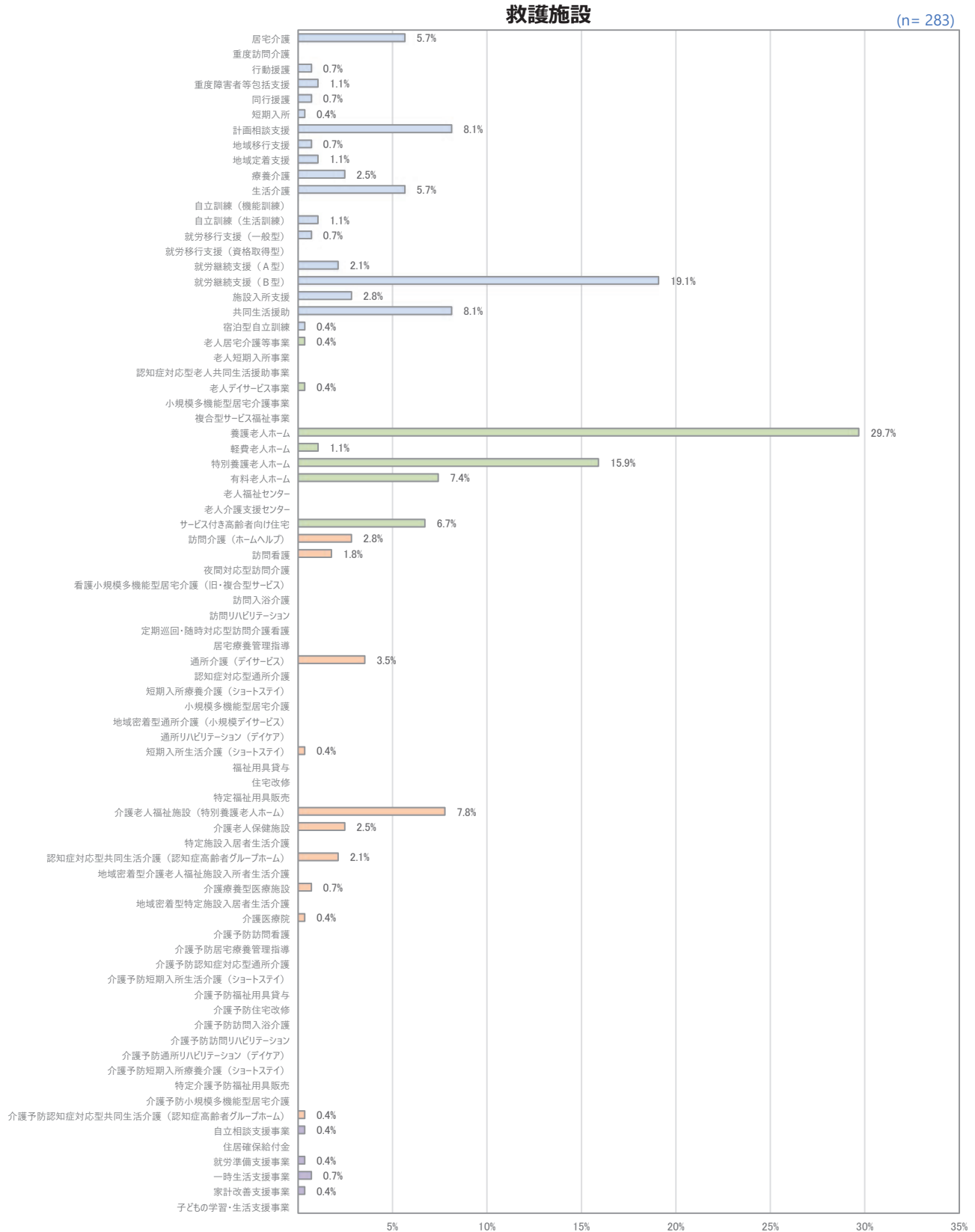
		救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
介護保険サービス	介護予防訪問リハビリテーション	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	特定介護予防福祉用具販売	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
生活困窮者自立支援制度	自立相談支援事業	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	住居確保給付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	就労準備支援事業	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	一時生活支援事業	2	0.7%	1	1.1%	0	0.0%	1	9.1%	0	0.0%
	家計改善支援事業	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	子どもの学習・生活支援事業	0	0.0%	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
有効回答数		283	-	88	-	7	-	11	-	4	-

救護施設の場合、最も多いのは、高齢者福祉サービスの「養護老人ホーム」29.7%で、次が障害者福祉サービスの「就労継続支援（B型）」19.1%となっている。厚生施設の場合、最も多いのは、障害者福祉サービスの「共同生活援助」27.3%で、次が高齢者福祉サービスの「養護老人ホーム」21.6%となっている。宿所提供施設、保護授産施設、社会事業授産施設は回答数が少ないが、高齢者福祉サービスの「有料老人ホーム」やが障害福祉サービスの「就労継続支援（B型）」、同（A型）の割合が高くなっている。

2. 退所に係る状況

(11) 退所後の他法他施策の利用の有無

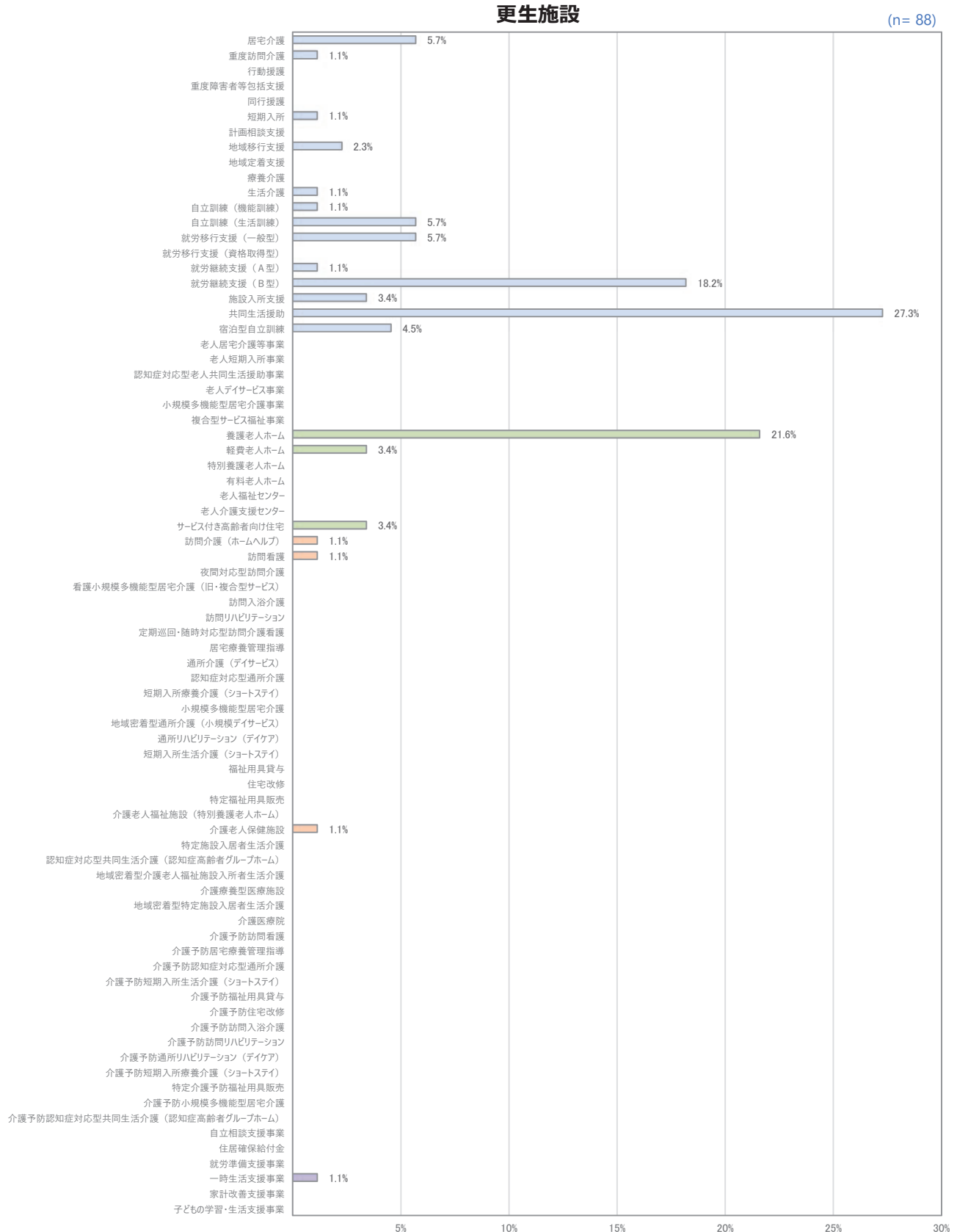
◆利用しているサービスの内容



2. 退所に係る状況

(11) 退所後の他法他施策の利用の有無

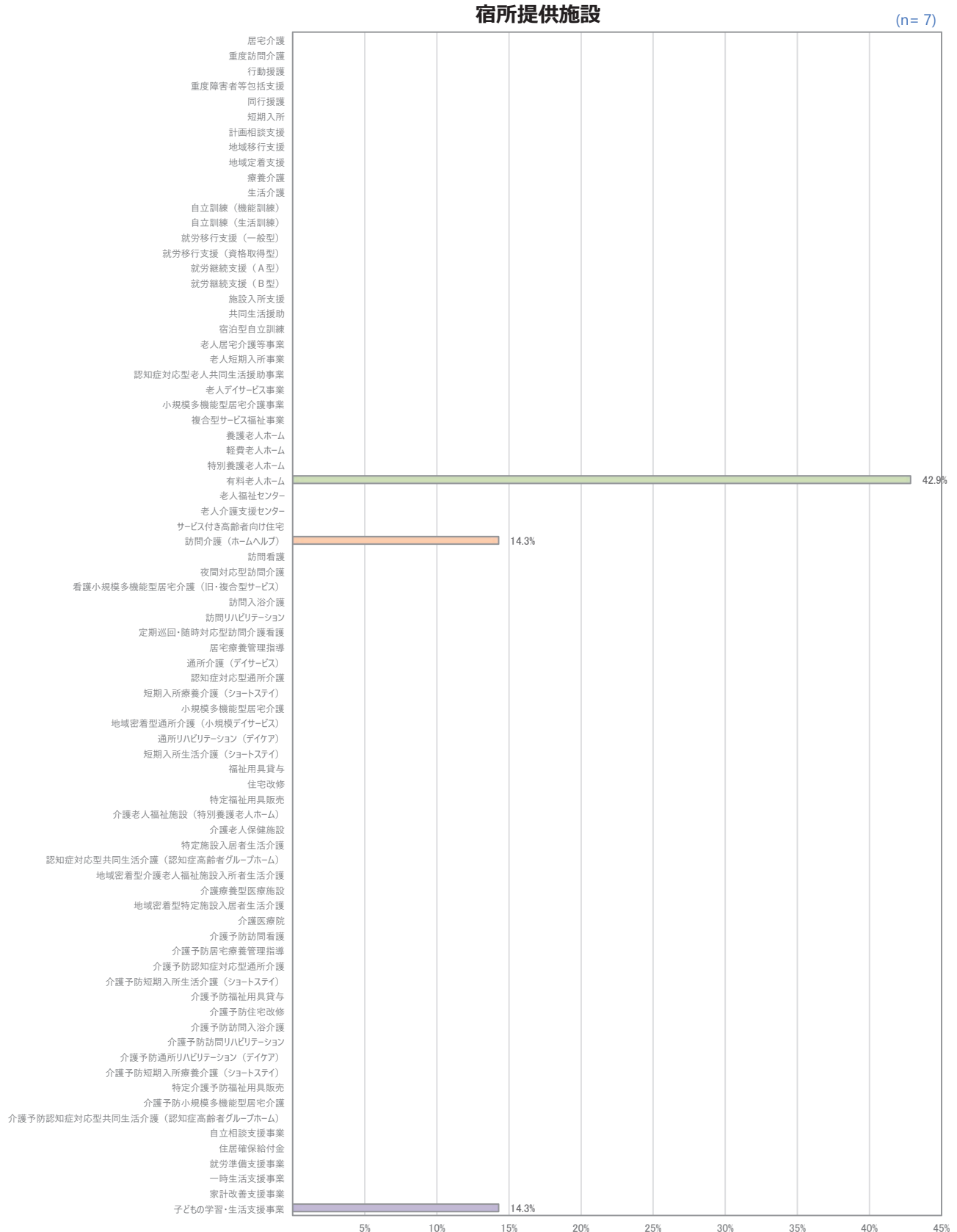
◆利用しているサービスの内容



2. 退所に係る状況

(11) 退所後の他法他施策の利用の有無

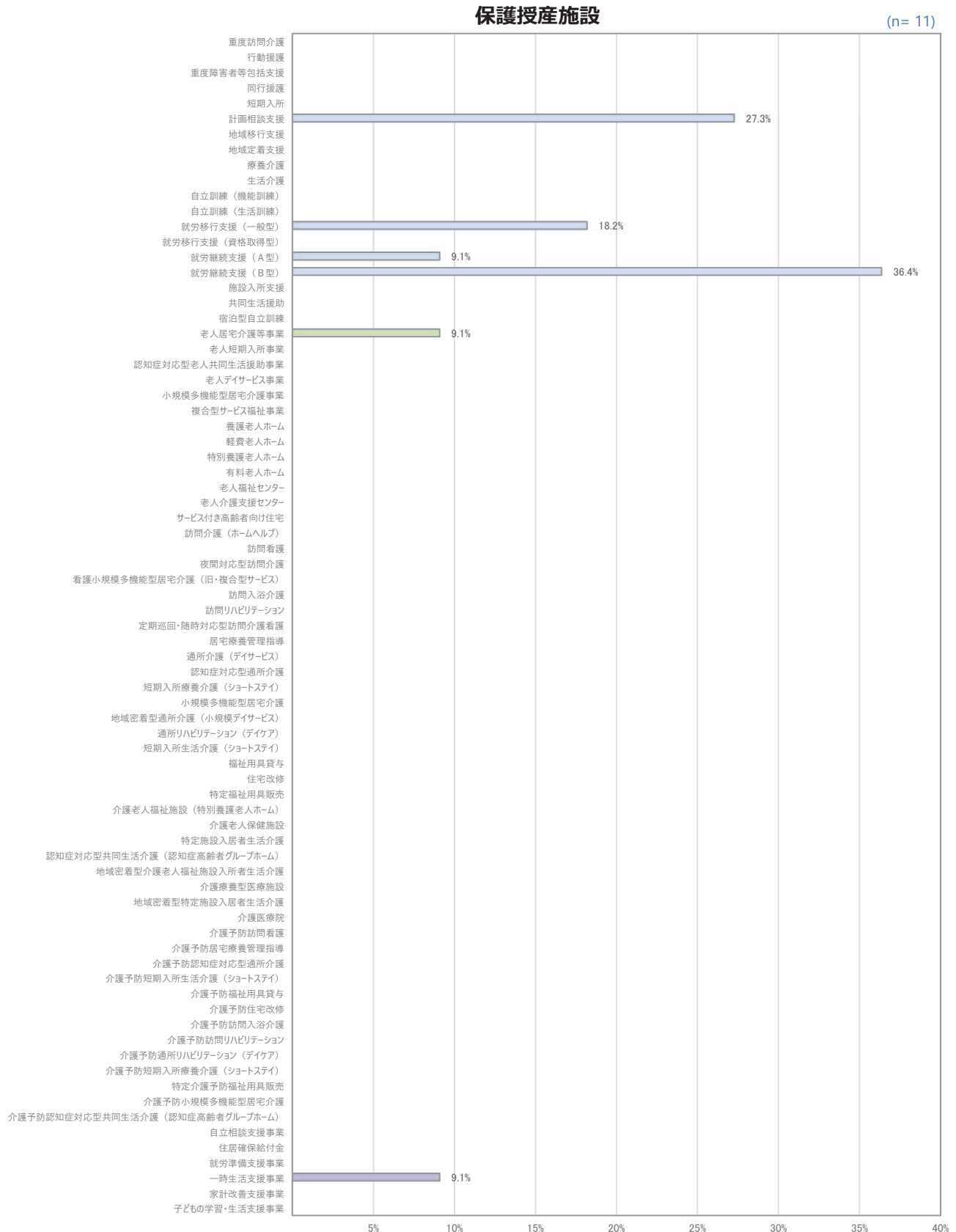
◆利用しているサービスの内容



2. 退所に係る状況

(11) 退所後の他法他施策の利用の有無

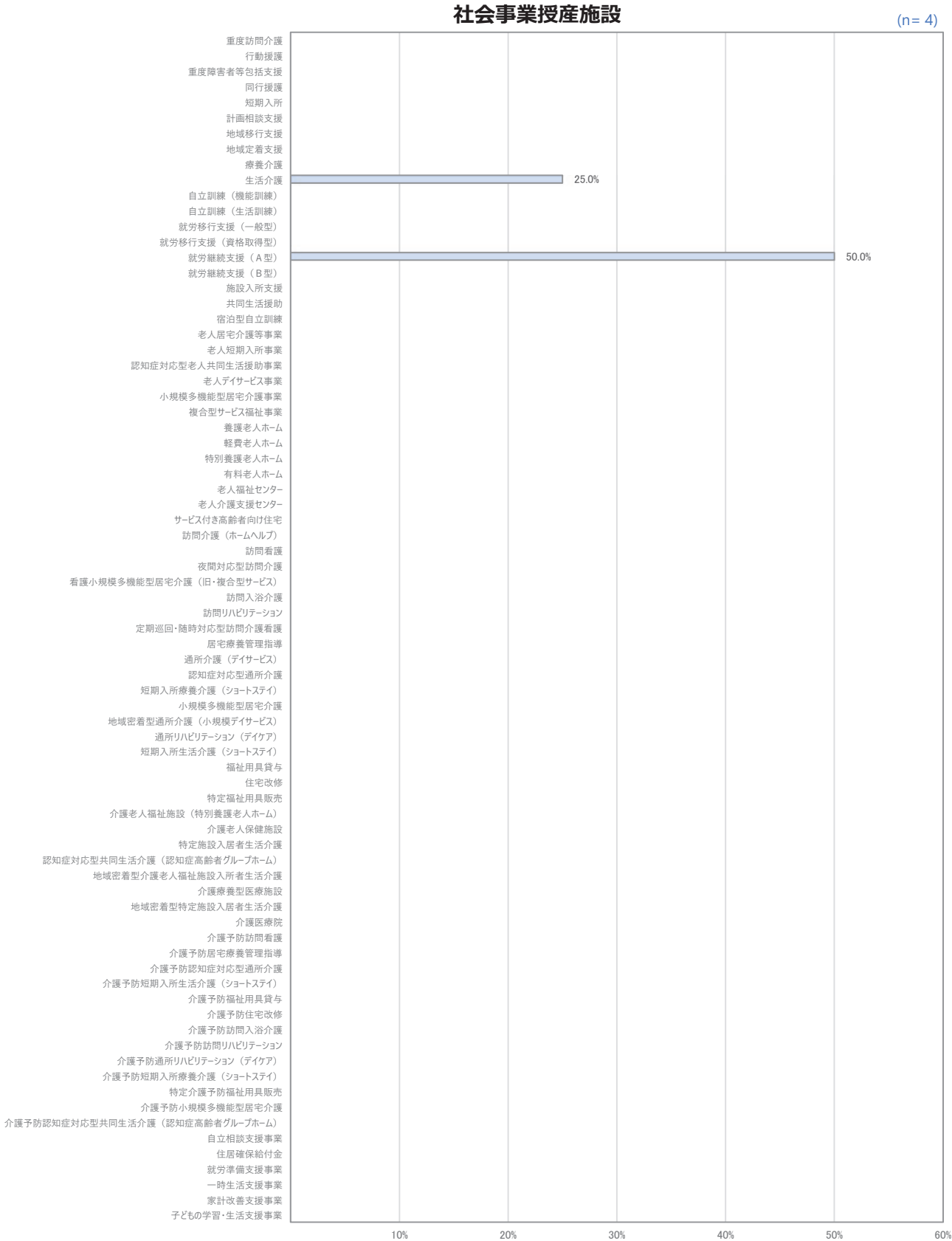
◆利用しているサービスの内容



2. 退所に係る状況

(11) 退所後の他法他施策の利用の有無

◆利用しているサービスの内容



2. 退所に係る状況

(12) 10/1現在の本人の状況

(n= 4,184)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0: 不明	1,192	50.2%	925	76.6%	458	93.5%	29	43.3%	28	59.6%
1: 居宅生活を継続	265	11.2%	174	14.4%	11	2.2%	23	34.3%	9	19.1%
2: 施設生活を継続	184	7.8%	24	2.0%	2	0.4%	3	4.5%	2	4.3%
3: 退所先施設等から居宅移行	2	0.1%	7	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4: 退所先施設等から施設等変更	7	0.3%	7	0.6%	2	0.4%	4	6.0%	2	4.3%
5: 再入所	42	1.8%	15	1.2%	0	0.0%	4	6.0%	0	0.0%
6: 入院	124	5.2%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.1%
7: 司法施設	12	0.5%	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8: 死亡	440	18.5%	19	1.6%	7	1.4%	4	6.0%	3	6.4%
9: その他	15	0.6%	3	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.1%
無回答	90	3.8%	30	2.5%	10	2.0%	0	0.0%	1	2.1%
合 計	2,373	100%	1,207	100%	490	100%	67	100%	47	100%

救護施設は「不明（把握していない）」が最も多く1,192人（50.2%）、次いで「死亡」が440人（18.5%）、「居宅生活を継続」が265人（11.2%）、「施設生活を継続」が184人（7.8%）、「入院」124人（5.2%）と続いている。

更生施設は「不明（把握していない）」が最も多く925人（76.6%）、次いで「居宅生活を継続」が174人（14.4%）、「施設生活を継続」が24人（2.0%）、「死亡」が19人（1.6%）と続いている。

宿所提供施設は「不明（把握していない）」が最も多く458人（93.5%）、次いで「死亡」が7人（1.4%）、「施設生活を継続」「退所先施設等から施設等変更」が共に2人（0.4%）と続いている。

保護授産施設は「不明（把握していない）」が最も多く29人（43.3%）、次いで「居宅生活を継続」が23人（34.3%）、「施設生活を継続」が3人（4.5%）、「死亡」が4人（6.0%）と続いている。

社会事業授産施設は「不明（把握していない）」が最も多く28人（59.6%）、次いで「居宅生活を継続」が9人（19.1%）、「死亡」が3人（6.4%）、「入院」「その他」が各1人（2.1%）と続いている。

「不明（把握していない）」の占める割合が最も高い施設種別は宿所提供施設（93.5%）、次いで更生施設（76.6%）、社会事業授産施設（59.6%）、救護施設（50.2%）と続いている。

「居宅生活を継続」の占める割合が最も高い施設種別は、保護授産施設（34.3%）、社会事業授産施設（19.1%）、更生施設（14.4%）、救護施設（11.2%）と続いている。

2. 退所に係る状況

(12) 10/1現在の本人の状況



2. 退所に係る状況

(12) 10/1現在の本人の状況

《主なその他の内容》

救護施設

- ホームレス生活

厚生施設

- 他更生施設への入所
- 親族宅

社会事業授産施設

- 当法人に勤務

「保護施設の支援機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業」
＜アンケート調査＞

[通所事業利用者調査]

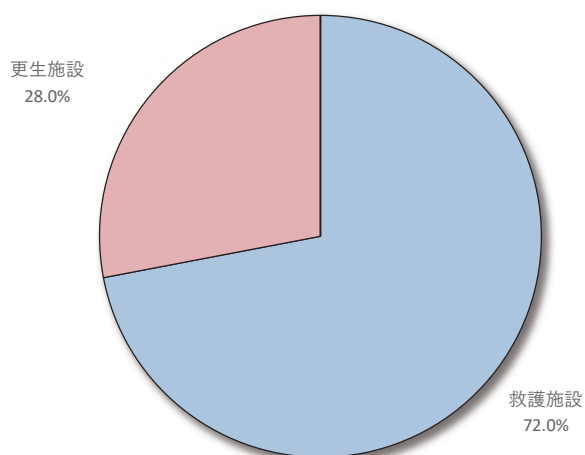
集計対象数： 870人

通所事業利用者について

施設種別別 回答施設数

(n= 50)

	施設数	割合
1: 救護施設	36	72.0%
2: 更生施設	14	28.0%
3: 宿所提供施設	0	0.0%
4: 保護授産施設	0	0.0%
5: 社会事業授産施設	0	0.0%
合 計	50	100%

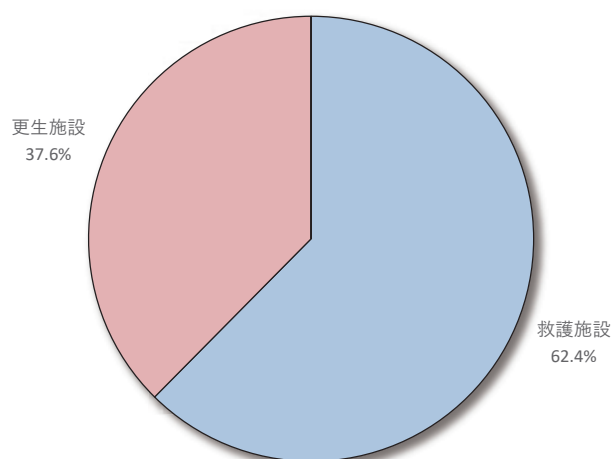


通所事業利用者について

施設種別別 回答通所事業利用者数

(n = 870)

	人数	割合
1: 救護施設	543	62.4%
2: 更生施設	327	37.6%
3: 宿所提供施設	0	0.0%
4: 保護授産施設	0	0.0%
5: 社会事業授産施設	0	0.0%
合 計	870	100%



1. 基本情報(2019年10月1日現在の保護施設通所事業利用者の状況)

(1) 性別

(n= 870)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1: 男性	455	83.8%	282	86.2%						
2: 女性	86	15.8%	43	13.1%						
無回答	2	0.4%	2	0.6%						
合 計	543	100%	327	100%						

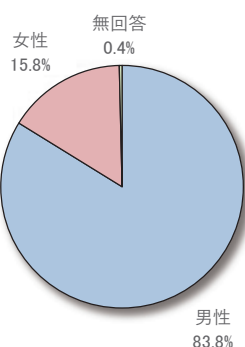
救護施設は男性が455人（83.8%）、女性が86人（15.8%）である。

更生施設は男性が282人（86.2%）、女性が43人（13.1%）である。

救護施設と更生施設の通所事業者における男女比は、男性が利用者の8割以上を占めている点が共通している。

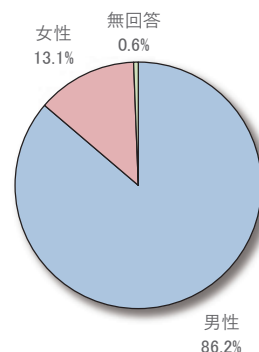
救護施設

(n= 543)



更生施設

(n= 327)



1. 基本情報(2019年10月1日現在の保護施設通所事業利用者の状況)

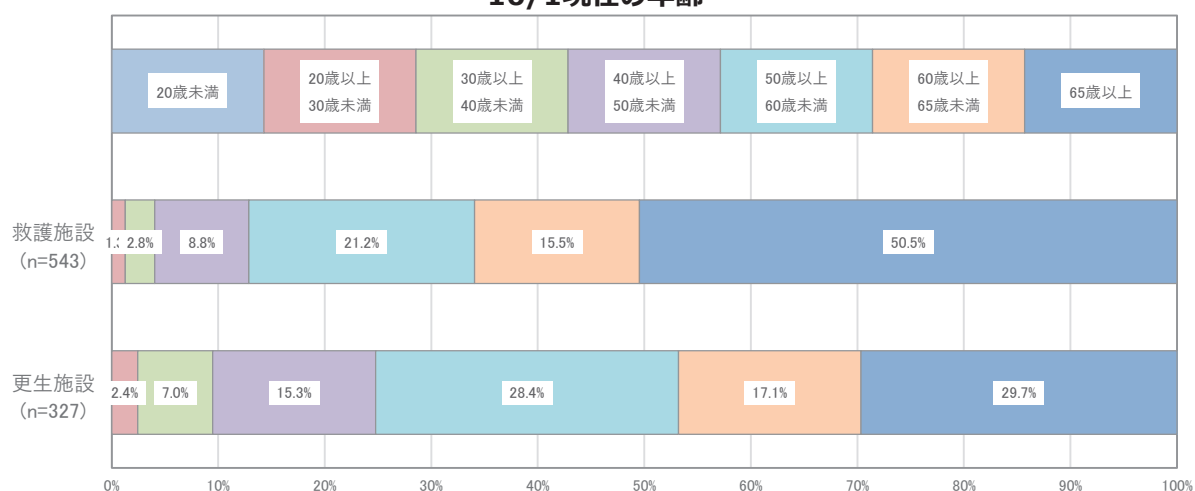
(2) 年齢

(n= 870)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1: 20歳未満	0	0.0%	0	0.0%						
2: 20歳以上30歳未満	7	1.3%	8	2.4%						
3: 30歳以上40歳未満	15	2.8%	23	7.0%						
4: 40歳以上50歳未満	48	8.8%	50	15.3%						
5: 50歳以上60歳未満	115	21.2%	93	28.4%						
6: 60歳以上65歳未満	84	15.5%	56	17.1%						
7: 65歳以上	274	50.5%	97	29.7%						
合 計	543	100%	327	100%						
平 均	62.5歳		56.9歳							
最 大	88歳		84歳							
最 小	23歳		20歳							

救護施設は「65歳以上」の割合が最も高く274人（50.5%）を占めており、次いで「50歳以上60歳未満」が115人（21.2%）、「60歳以上65歳未満」が84人（15.5%）と続いている。
更生施設は「65歳以上」が最も多く97人（29.7%）、次いで「50歳以上60歳未満」が93人（28.4%）、「60歳以上65歳未満」が56人（17.1%）と続いている。
救護施設（66.0%）、更生施設（46.8%）共に、「60歳以上」の占める割合が高いという点が共通している。

10/1現在の年齢



1. 基本情報(2019年10月1日現在の保護施設通所事業利用者の状況)

(3) 利用期間

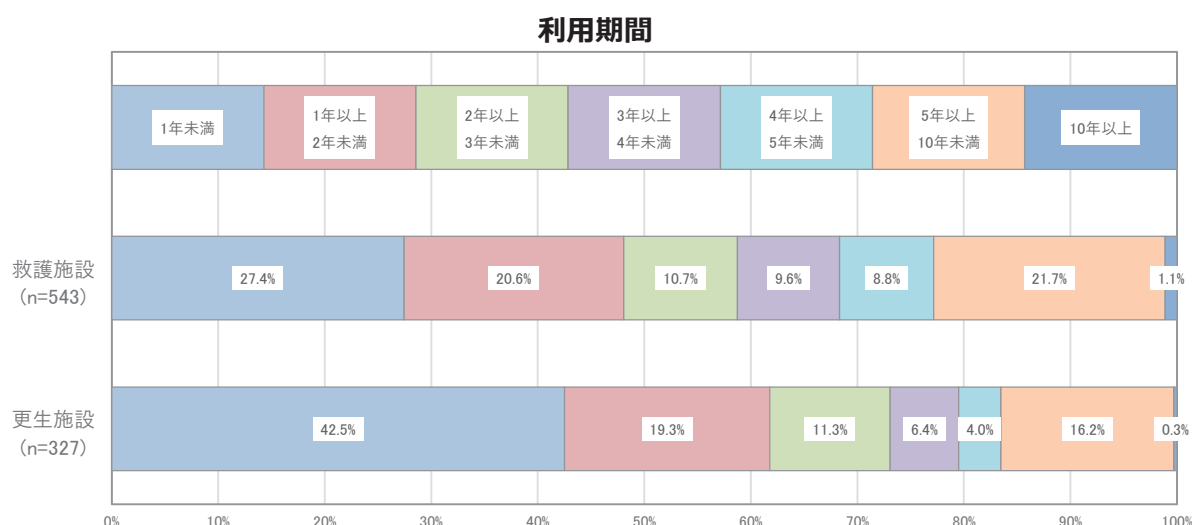
(n= 870)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1: 1年未満	149	27.4%	139	42.5%						
2: 1年以上2年未満	112	20.6%	63	19.3%						
3: 2年以上3年未満	58	10.7%	37	11.3%						
4: 3年以上4年未満	52	9.6%	21	6.4%						
5: 4年以上5年未満	48	8.8%	13	4.0%						
6: 5年以上10年未満	118	21.7%	53	16.2%						
7: 10年以上	6	1.1%	1	0.3%						
合 計	543	100%	327	100%						
平 均	3年0か月		2年3か月							
最 大	17年6か月		10年9か月							
最 小	1か月		0か月							

救護施設は「1年未満」が最も多く149人（27.4%）、次いで「5年以上10年未満」が118人（21.7%）、「1年以上2年未満」が112人（20.6%）と続いている。

更生施設は「1年未満」が最も多く139人（42.5%）、次いで「1年以上2年未満」が63人（19.3%）、「5年以上10年未満」が53人（16.2%）と続いている。

救護施設、更生施設とも概ね半数の利用者が「2年未満」（救護施設：48.0%、更生施設：61.8%）に占める一方、「5年以上10年未満」（救護施設：21.7%、更生施設：16.2%）の利用者が存在しており、利用期間の二極化の傾向が共通している。



1. 基本情報(2019年10月1日現在の保護施設通所事業利用者の状況)

(4) 利用日数

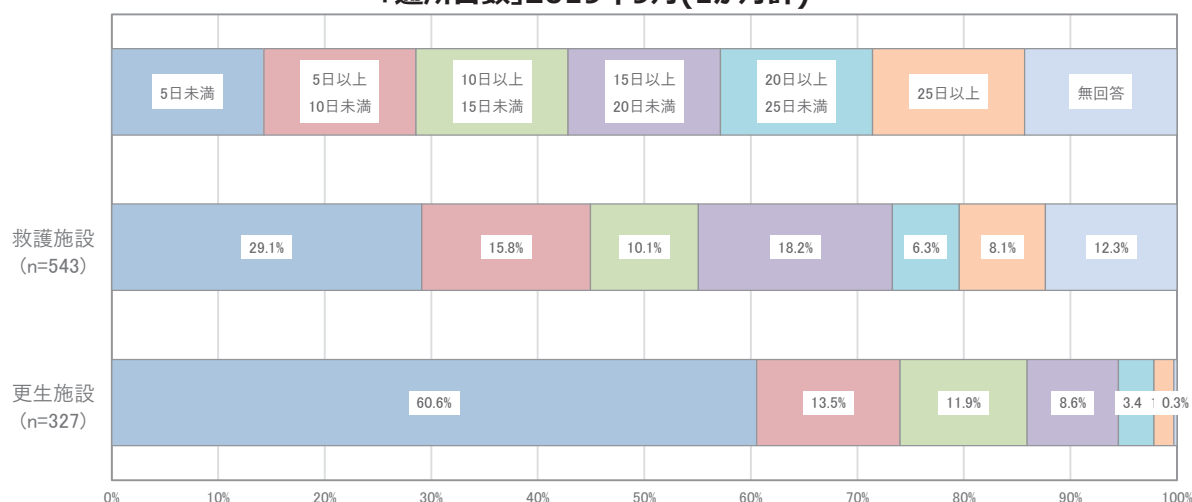
「通所日数」2019年9月(1か月計)

(n= 870)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1: 5日未満	158	29.1%	198	60.6%						
2: 5日以上10日未満	86	15.8%	44	13.5%						
3: 10日以上15日未満	55	10.1%	39	11.9%						
4: 15日以上20日未満	99	18.2%	28	8.6%						
5: 20日以上25日未満	34	6.3%	11	3.4%						
6: 25日以上	44	8.1%	6	1.8%						
無回答	67	12.3%	1	0.3%						
合 計	543	100%	327	100%						
平 均	10.9日		5.8日							
最 大	30日		30日							
最 小	0日		0日							

救護施設は「5日未満」の占める割合が最も多く158人（29.1%）、次いで「15日以上20日未満」が99人（18.2%）、「5日以上10日未満」が86人（15.8%）と続いている。
 更生施設は「5日未満」の占める割合が最も多く198人（60.6%）、次いで「5日以上10日未満」44人（13.5%）、「10日以上15日未満」が39人（11.9%）と続いている。
 通所事業利用者の内、救護施設の78人（14.4%）が1か月に20日以上通所している。更生施設においても、1か月に20日以上通所している者が17人（5.2%）存在している。

「通所日数」2019年9月(1か月計)



1. 基本情報(2019年10月1日現在の保護施設通所事業利用者の状況)

(4) 利用日数

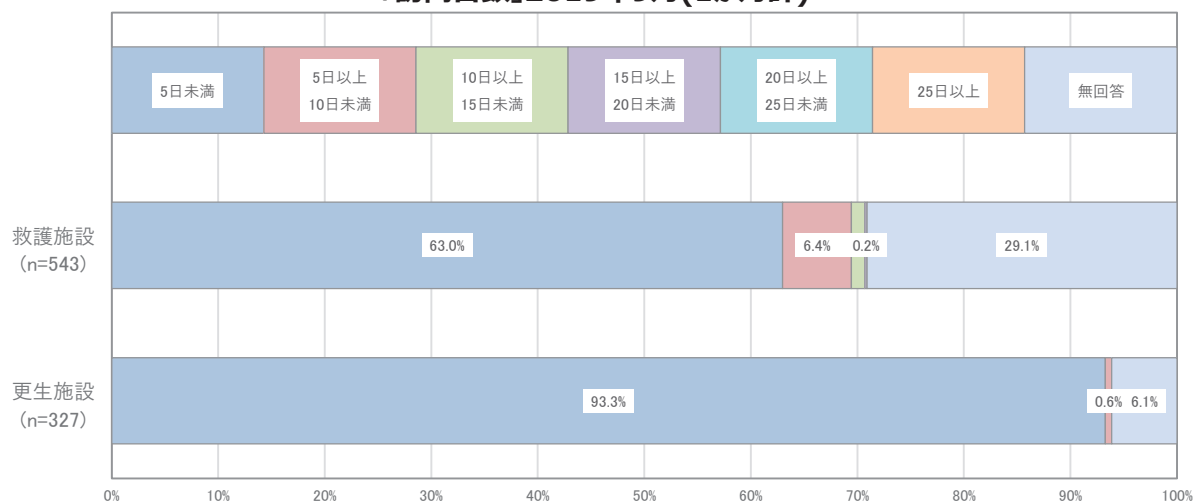
「訪問日数」2019年9月(1か月計)

(n= 870)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1: 5日未満	342	63.0%	305	93.3%						
2: 5日以上10日未満	35	6.4%	2	0.6%						
3: 10日以上15日未満	7	1.3%	0	0.0%						
4: 15日以上20日未満	1	0.2%	0	0.0%						
5: 20日以上25日未満	0	0.0%	0	0.0%						
6: 25日以上	0	0.0%	0	0.0%						
無回答	158	29.1%	20	6.1%						
合 計	543	100%	327	100%						
平 均	1.9日		0.6日							
最 大	15日		8日							
最 小	0日		0日							

救護施設は「5日未満」が最も多く342人（63.0%）、「5日以上10日未満」が35人（6.4%）である。更生施設は「5日未満」が最も多く305人（93.3%）、「5日以上10日未満」が2人（0.6%）である。1か月間の訪問日数は、救護施設、更生施設とも「5日未満」が最も多いという点が共通している。

「訪問日数」2019年9月(1か月計)



1. 基本情報(2019年10月1日現在の保護施設通所事業利用者の状況)

(5) 居所(住居等)

(n= 870)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1: 居宅	489	90.1%	293	89.6%						
2: 宿所提供施設	2	0.4%	11	3.4%						
3: 無料低額宿泊所	0	0.0%	4	1.2%						
4: 宿泊所等(無料低額宿泊所以外)	0	0.0%	13	4.0%						
5: 他法の居住系サービス(グループホーム等)	45	8.3%	1	0.3%						
6: その他	7	1.3%	5	1.5%						
無回答	0	0.0%	0	0.0%						
合 計	543	100%	327	100%						

救護施設は「居宅」が最も多く489人（90.1%）、次いで「他法の居住系サービス（グループホーム等）」が45人（8.3%）、「その他」が7人（1.3%）と続いている。

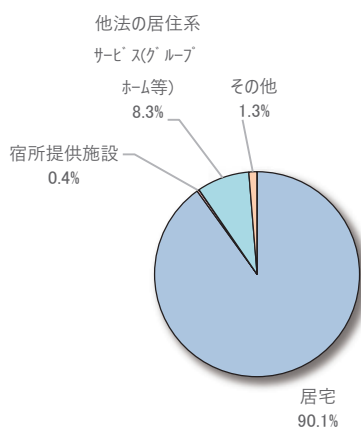
更生施設は「居宅」が最も多く293人（89.6%）、次いで「宿所提供施設」が11人（3.4%）、「宿泊所等（無料低額宿泊所以外）」が13人（4.0%）と続いている。

救護施設、更生施設ともに約9割が「居宅」と回答している点が共通している。

「他法の居住系サービス（グループホーム等）」は、救護施設が8.3%であるに対し、更生施設では0.3%となっている。また「宿泊所等（無料低額宿泊所以外）」では、更生施設の回答が4.0%に対し、救護施設は0名（0.0%）という点に差異が見られた。

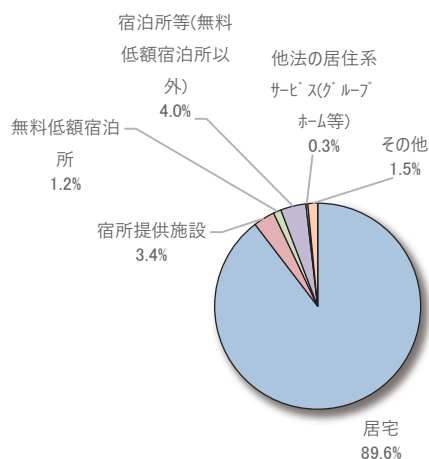
救護施設

(n= 543)



更生施設

(n= 327)



1. 基本情報(2019年10月1日現在の保護施設通所事業利用者の状況)

(5) 居所(住居等)

《主なその他の内容》

救護施設

- ・ サポートハウス

1. 基本情報(2019年10月1日現在の保護施設通所事業利用者の状況)

(6) 通所事業利用者の障害の状況

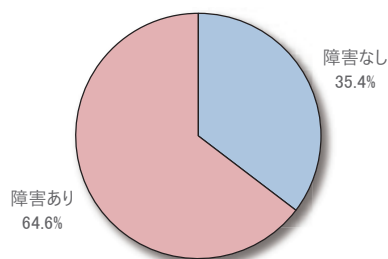
(n= 870)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0: 障害なし	192	35.4%	160	48.9%						
1: 障害あり	351	64.6%	166	50.8%						
無回答	0	0.0%	1	0.3%						
合 計	543	100%	327	100%						

救護施設は、「障害あり」が351人（64.6%）、「障害なし」が192人（35.4%）である。
 更生施設は、「障害あり」が166人（50.8%）、「障害なし」が160人（48.9%）である。
 救護施設、更生施設の通所利用者の内「障害あり」の利用者が全体の5～6割を占めている。

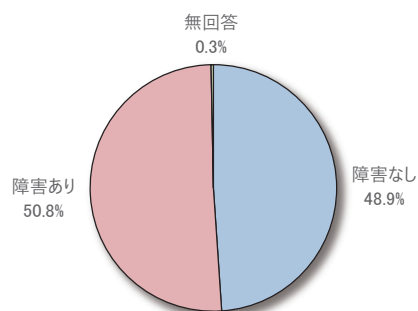
救護施設

(n= 543)



更生施設

(n= 327)



1. 基本情報(2019年10月1日現在の保護施設通所事業利用者の状況)

(6) 通所事業利用者の障害の状況

(n= 518)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1: 身体障害	49	14.0%	18	10.8%						
2: 知的障害	67	19.1%	12	7.2%						
3: 精神疾患・障害	230	65.5%	114	68.3%						
4: 発達障害	11	3.1%	6	3.6%						
5: 生活障害	34	9.7%	12	7.2%						
6: その他	16	4.6%	27	16.2%						
有効回答数	351	-	167	-						

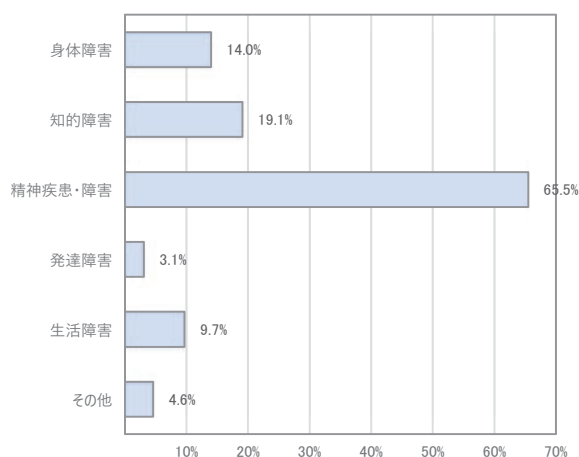
救護施設は「精神疾患・障害」が最も多く230人（65.5%）、次いで「知的障害」が67人（19.1%）、「身体障害」が49人（14.0%）と続いている。

更生施設は「精神疾患」が最も多く114人（68.3%）、次いで「その他」が27人（16.2%）、「身体障害」18人（10.8%）と続いている。

救護施設、更生施設共に「精神疾患・障害」の占める回答割合が他の選択肢と比べて突出している点が共通している（「障害なし」を除く）。

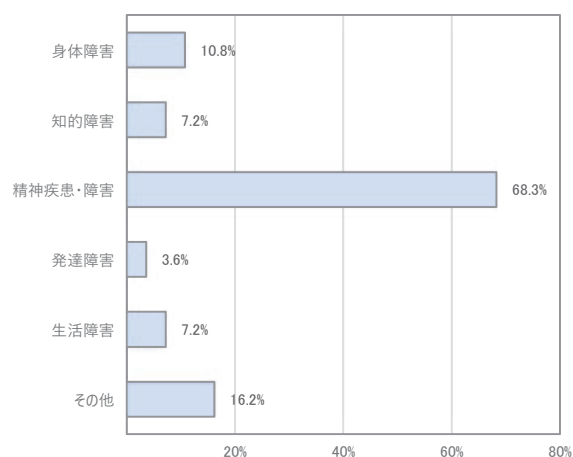
救護施設

(n=351)



更生施設

(n= 167)



1. 基本情報(2019年10月1日現在の保護施設通所事業利用者の状況)

(6) 通所事業利用者の障害の状況

《主なその他の内容》

救護施設

- 高次脳機能障害
- 内部疾患

更生施設

- 高次脳機能障害

2. 保護施設通所事業に係る状況

(7) 通所事業を利用している理由

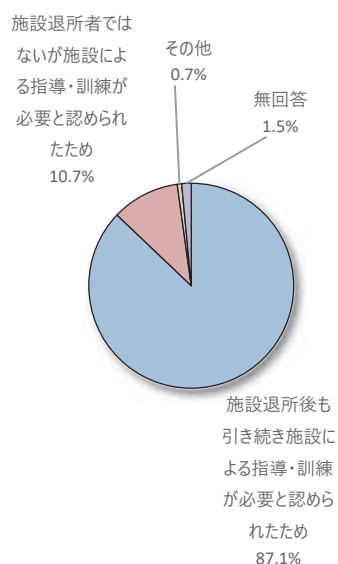
(n= 870)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1: 施設退所後も引き続き施設による指導・訓練が必要と認められたため	473	87.1%	294	89.9%						
2: 施設退所者ではないが施設による指導・訓練が必要と認められたため	58	10.7%	31	9.5%						
3: その他	4	0.7%	1	0.3%						
無回答	8	1.5%	1	0.3%						
合 計	543	100%	327	100%						

救護施設は「施設退所後も引き続き施設による指導・訓練が必要と認められたため」473人（87.1%）、「施設退所者ではないが施設による指導・訓練が必要と認められたため」が58人（10.7%）である。
更生施設は「施設退所後も引き続き施設による指導・訓練が必要と認められたため」が294人（89.9%）、「施設退所者ではないが施設による指導・訓練が必要と認められたため」が31人（9.5%）である。
救護施設、更生施設共に通所事業を利用する約9割が「施設退所後も引き続き施設による指導・訓練が必要と認められたため」と回答している。

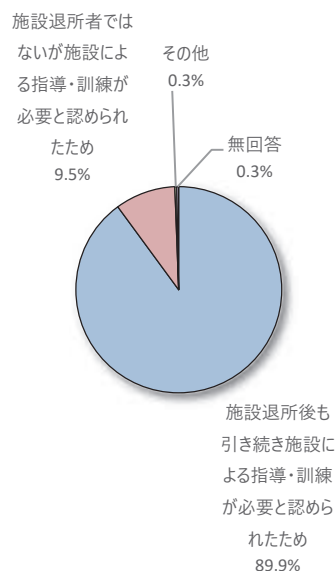
救護施設

(n= 543)



更生施設

(n= 327)



2. 保護施設通所事業に係る状況

(7) 通所事業を利用している理由

《主なその他の内容》

救護施設

- 外国籍のため日常生活に支援を要するため
- 施設退所後の生活状況安定のため

2. 保護施設通所事業に係る状況

(8) 通所事業の内容

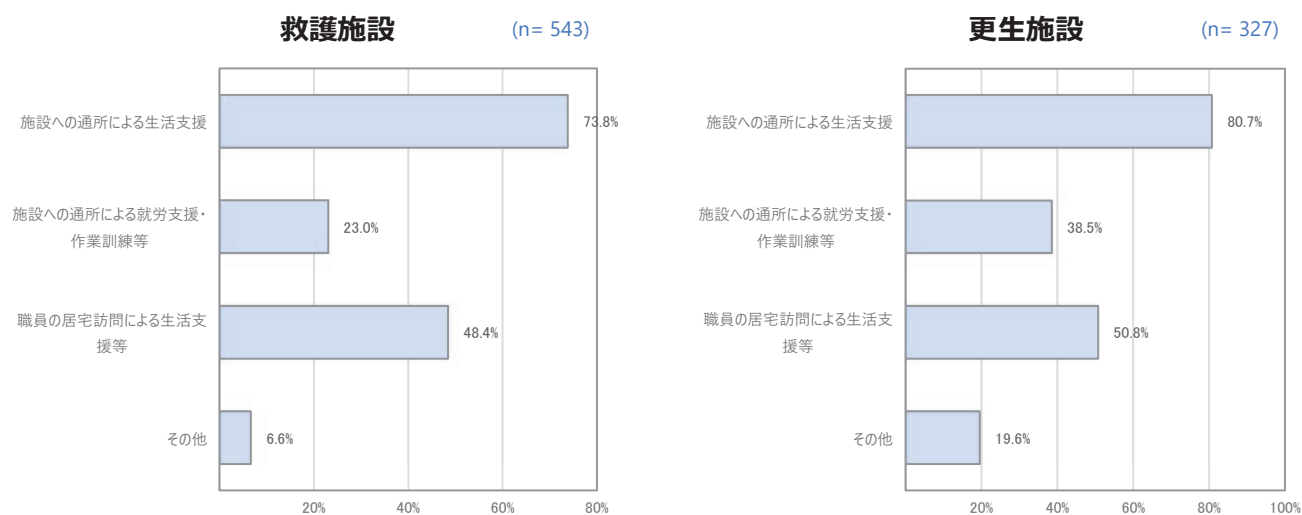
(n= 870)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1: 施設への通所による生活支援	401	73.8%	264	80.7%						
2: 施設への通所による就労支援・作業訓練等	125	23.0%	126	38.5%						
3: 職員の居宅訪問による生活支援等	263	48.4%	166	50.8%						
4: その他	36	6.6%	64	19.6%						
有効回答数	543	-	327	-						

救護施設は「施設への通所による生活支援」が最も多く401人（73.8%）、次いで「職員の居宅訪問による生活支援等」が263人（48.4%）、「施設への通所による就労支援・作業訓練等」が125人（23.0%）と続いている。

更生施設は「施設への通所による生活支援」が最も多く264人（80.7%）、次いで「職員の居宅訪問による生活支援等」が166人（50.8%）、「施設への通所による就労支援・作業訓練等」が126人（38.5%）と続いている。

救護施設、更生施設における通所事業利用の構成割合からは、通所や訪問による「生活支援」、「就労・作業訓練」の点に共通性が見られる。



2. 保護施設通所事業に係る状況

(8) 通所事業の内容

《主なその他の内容》

救護施設

- 施設でのボランティア活動による社会参加
- 各種手続き同行・関係者への連絡調整
- 食事の提供
- 金銭管理支援

更生施設

- 電話・メールによる安否確認
- 各種手続き支援（賃貸契約、就労、銀行等）
- 金銭管理支援
- 服薬管理支援

2. 保護施設通所事業に係る状況

(9) 通所事業終了後の本人の居住に関する見立てや方針

(n= 870)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1: 居宅生活を継続	438	80.7%	307	93.9%						
2: 保護施設への入所	3	0.6%	2	0.6%						
3: 他法他施策の利用（施設・グループホーム等への入所）	51	9.4%	6	1.8%						
4: 不明	46	8.5%	0	0.0%						
5: その他	1	0.2%	11	3.4%						
無回答	4	0.7%	1	0.3%						
合 計	543	100%	327	100%						

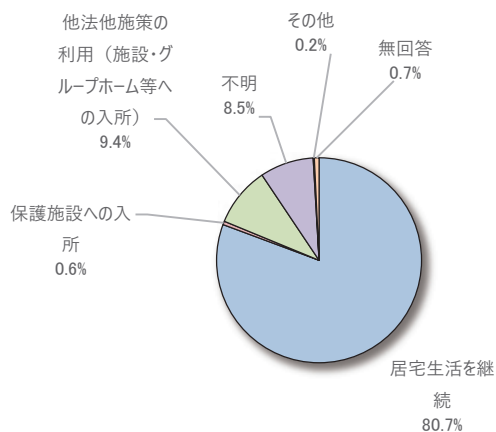
救護施設は「居宅生活を継続」が438人（80.7%）、「他法他施策の利用（施設・グループホーム等への入所）」が51人（9.4%）、「不明」が46人（8.5%）と続いている。

更生施設は「居宅生活を継続」が最も高く307人（93.9%）、次いで「その他」が11人（3.4%）、「他法他施策の利用（施設・グループホーム等への入所）」が6人（1.8%）、「保護施設への入所」が2人（0.6%）と続いている。

「居宅生活を継続」は救護施設（80.7%）更生施設（93.9%）と非常に高い点に共通性が見られる。一方、「他法他施策の利用（施設・グループホーム等への入所）」については、保護施設が9.4%を占めるに対し、更生施設では1.8%にとどまっている。

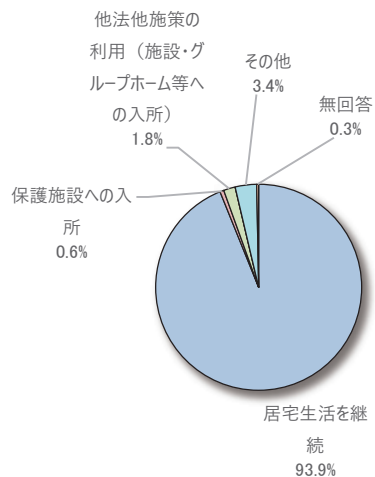
救護施設

(n= 543)



更生施設

(n= 327)



2. 保護施設通所事業に係る状況

(9) 通所事業終了後の本人の居住に関する見立てや方針

《主なその他の内容》

救護施設

- 生活保護脱却

更生施設

- 病気の治療等のための入院

2. 保護施設通所事業に係る状況

(10) 通所事業終了後の就労・日中活動に関する見立てや方針

(n= 870)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1: 一般就労(特例子会社・重度障害者多数雇用事業所を含む)	51	9.4%	115	35.2%						
2: 福祉的就労(授産施設・就労継続支援事業等)	53	9.8%	39	11.9%						
3: 自立訓練(生活訓練)・就労訓練事業(中間的就労)・就労移行支援事業等の利用	17	3.1%	28	8.6%						
4: 職業訓練(職業訓練校等)	1	0.2%	0	0.0%						
5: 生きがいの日中活動	316	58.2%	126	38.5%						
6: 不明	93	17.1%	4	1.2%						
7: その他	6	1.1%	14	4.3%						
無回答	6	1.1%	1	0.3%						
合 計	543	100%	327	100%						

救護施設は「生きがいの日中活動」が最も多く316人（58.2%）、次いで「不明」が93人（17.1%）、「福祉的就労（授産施設・就労継続支援等）」が53人（9.8%）、「一般就労（特例子会社・重度障害者多数雇用事業所含む）」が51人（9.4%）と続いている。

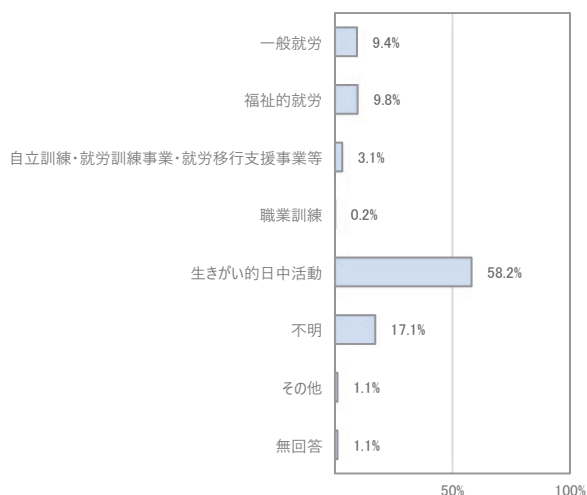
更生施設は「生きがいの日中活動」が最も多く126人（38.5%）、次いで「一般就労（特例子会社・重度障害者多数雇用事業所含む）」が115人（35.2%）、「福祉的就労（授産施設・就労継続支援等）」が39人（11.9%）、「自立訓練（生活訓練）就労訓練事業（中間的就労）・就労移行支援事業等の利用」が28人（8.6%）と続いている。

救護施設、更生施設ともに「生きがいの日中活動」が最も多い点に共通性が見られる。

一方、就労に関連した支援（「一般就労（特例子会社・重度障害者多数雇用事業所含む）」、「福祉的就労（授産施設・就労継続支援事業等）」、「自立訓練（生活訓練）就労訓練事業（中間的就労）・就労移行支援事業等の利用」、「職業訓練（職業訓練校等）」）の回答の合算は、救護施設は22.5%、更生施設は55.7%となっている。

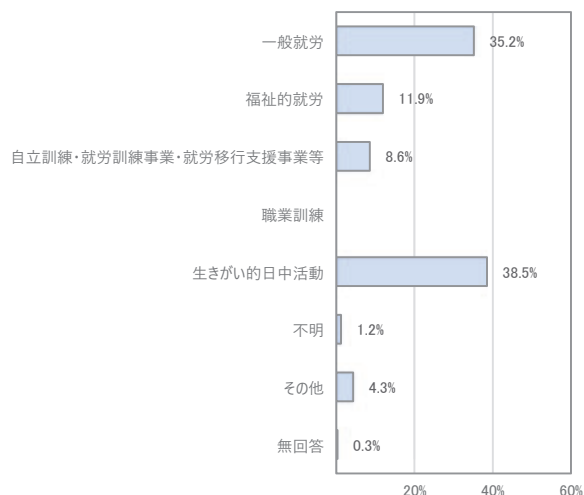
救護施設

(n= 543)



更生施設

(n= 327)



2. 保護施設通所事業に係る状況

(10) 通所事業終了後の就労・日中活動に関する見立てや方針

《主なその他の内容》

救護施設

- 保護施設への入所
- 精神科デイケア

更生施設

- 保護施設への入所
- 病気の治療等
- 精神科デイケア

第3章 インタビュー調査結果

第1節 インタビュー調査の概要

救護施設2か所、更生施設2か所、宿所提供施設1か所、保護授産施設1か所、社会事業授産施設1か所を対象にインタビュー調査を実施した。

インタビューに当たっての質問項目は以下の4点である。

- (1) 保護施設入所者の地域生活移行を進める際の課題と克服について
- (2) 保護実施主体（福祉事務所）との連携上の課題について
- (3) 利用者の状態像、ニーズの変化と支援上の課題、要望等について
- (4) 日常生活支援住居施設等、支援付き共同居住との関係整理について

千里寮（大阪府吹田市）

〔経営主体〕社会福祉法人みなと寮

〔利用者の状況〕(2019. 10. 1現在)

（定員）150名 現員 155名（平均年齢）59.2歳

（障害等）身体障害 11名、知的障害8名、精神障害 77名、発達障害等7名（重複）身体+知的+精神1名、身体+知的2名、身体+精神6名、知的+精神9名

〔施設の特徴〕 近隣のマンションにて「千里・サテライト・サポートステーション」（福祉の総合相談窓口/保護施設通所事業/重層的住宅セーフティネット構築支援事業/就労準備支援事業/就労訓練事業）を運営しており、救護施設の支援機能に加え、居住確保支援機能を持つことにより、地域における生活困窮者に対する包括的支援体制を構築している。また、同マンション内に地域移行定着支援員を配置することで、救護施設からの退所者が地域で安定した生活が送れるように継続的な支援を実施している。

■設問1：保護施設入所者の地域生活移行を進めるにあたっての課題や隘路、また、それらを克服するために施設で行っている支援上の工夫

〔多様なニーズを受け止める社会的資源の充足感・不足感〕

サービス付き高齢者住宅や有料老人ホーム、特別養護老人ホーム等が増えてきている印象があり、実際に救護施設から移行しているケースもある。しかし、それ以外の多様なニーズを抱えている者を受け止める制度・サービス等、特に障害者が利用できる制度・サービス等について不足を感じる。例えばグループホームなどは絶対数が少なく、また利用するためのハードルも高いと感じる。

〔退所先の調整や退所後の各種サービスの利用調整の実態と課題〕

地域移行定着支援員を中心に支援を実施している。居宅生活への移行の場合は、不動産会社への同行や、地域生活を営む上で必要なサービスを利用できるように、福祉事務所や必要な制度・サービス等と連携して調整を行っている。また、調整後も支援員が定期的に訪問し、ニーズの変化や新たなニーズをキャッチし対応することで生活の安定につなげている。

〔退所後の利用者に行っている支援・サービス（制度内・制度外）の状況と課題〕

保護施設通所事業（以下、通所事業）を実施しており、退所時に希望があった場合には利用に向けて福祉事務所と協議を行っている。希望がない場合でも、本人に対して退所後に利用可能な制度・サービス等の情報提供を行っている。

通所事業では、本人の希望により金銭管理支援や服薬管理支援、健康相談、各種手続き支援、訪問や居場所づくりなど、地域定着のためのサポートを総合的に実施している。

〔地域生活移行を進めるにあたって制度上求めるもの、希望等〕

救護施設の利用者の特徴として、多様なニーズを抱えている等の理由から、環境の急速な変化に対応できない者も多い。そのため必ずしも他法他施策への移行がスムーズにいくとは限らず、状況に応じて支援を重層的に行うことが結果的にその後の生活の安定につながるケースも考えられる。特に支援（制度）から支援（制度）のつなぎ目などには、きちんとした調整・連携が前提となるのはもちろんだが、複数の支援を重複して利用できる移行期間を設けるなど柔軟な対応ができる仕組みがあるとよい。

また、制度・サービス等が十分とは言えない状況のなか、どうしても救護施設を中心とした支援（通所事業等）が主となることから、施設の周辺に居宅移行するケースが少なくない。2年目以降の通所事業継続については居住地を所管する保護の実施機関に移管することから、施設所在地の自治体の負担が大きくなる。そのため本人の状態等よりも当該自治体の財政力による問題で利用期間が限定されてしまう状況がある。住所特例や居住地の自治体の負担を軽減するなど、地域生活移行後に必要な支援が受けられないということ

がないような仕組みの検討をお願いしたい。

■設問２：保護実施主体（福祉事務所）との連携上の課題

〔入退所に係る福祉事務所のかかわりの実際と課題〕

入所時は利用者の情報提供、退所時には移行先の検討や判断などのために連絡を取り合うが、福祉事務所、あるいはCWにより対応に差があり、それぞれの場面で戸惑うことがある。

〔入所者の援助方針等、入所中の者に対する支援へのかかわりの実際と課題〕

施設では本人の希望や福祉事務所の援助方針を元に個別支援計画書を作成し支援を行っている。施設を信頼してくれているからだとは思いますが、入所中のかかわりについて不足していると感じることもある。そのため、定期的な面接とは別に、必要に応じて本人への電話連絡や面接をお願いするなど連携を密にできるよう努めている。

〔施設と福祉事務所間の入所者情報や課題の共有・連携の実際と課題、実施上の工夫〕

地域生活移行や他施設への移行などの場合は、福祉事務所への相談や情報提供を行っているが、支援経過の情報共有は十分にできているとは言えない状況である。CWの救護施設への理解が不十分なことにより、情報が共有できていないケースも過去にあったことから、福祉事務所からの見学の依頼を受けるなど、積極的に顔の見える関係が築けるように努めている。経験上、一度は施設の状況を見ていただくと情報の共有などの連携がとりやすくなるので、CWの研修で救護施設の見学・体験等を盛り込むなどの仕掛けがあれば今より連携は確実にスムーズになるのではないかな。

〔福祉事務所に対して望むこと、制度上求めるものや希望等〕

救護施設は基本的には循環型施設であることから、利用者本人に寄り添いその人の将来を考えて支援を行っている。一人ひとりのペースは違うものの、それぞれが目標に向かっていくためには、本人と救護施設、福祉事務所の三者が共通認識をすることが最善だと考える。入所の時にはわからなくとも施設生活を送る姿を見たり、本人の声を聴いたりするなど、その人の未来を考えるためのかかわりを考えてほしい。

■設問３：利用者の状態像、ニーズの変化の実態と支援上の課題、要望等

開設当初は大阪市内のホームレス対策として、あいりん地区の日雇い労働者だった者が利用者の９割以上であったが、この１０年間で大阪市からの措置が少なくなり、近隣から比較的若い年齢の精神障害者等の入所が増加し、平均年齢が６２歳から５９.２歳に下がった。病院から入所することもあるが、発達障害、知的障害等々何かしらの診断名等が分かっていることが多く、施設に入所してから障害者手帳や年金・手当等を取得するなどのケースは少なくなった。

■設問４：日常生活支援住居施設等、支援付き共同居住との関係整理に関する意向等

住居がない者への支援の流れからみると、入り口である相談受付時の「居所の判断のための受け入れ」や「居所の移行」などの場面でこれまで以上に丁寧な対応が必要になると感じている。

今の段階では、地域で実際にかかわることになる日常生活支援住居施設等の実像がわからないこともあり、連携や関係構築のあり方のイメージがつかないが、その住居環境や特徴、支援内容などの理解を深めることで、利用者の居宅生活移行等に向けた適切な支援を受けることができるケースなどでは、移行先となり得るのではないかとと思われる。また、それらの施設からの受け入れということも十分に考えられる。

■まとめ（全体を通して）

２４時間３６５日、支援を必要としている者を幅広く受け入れる救護施設は“最後のセーフティネット”としての役割を果たすとともに、継続的な支援を受けることで地域での生活が送れるための“地域のセーフティネット”としての機能についても実施機関や関係機関と連携を強化していきたい。

旭寮（長野県長野市）

〔経営主体〕 社会福祉法人 信濃福祉施設協会

〔利用者の状況〕(2019. 10. 1現在)

（定員）80名（現員）82名（平均年齢）65.6歳

（障害等）身体障害4名、知的障害14名、精神障害39名、発達障害等17名（重複）身体+知的1名、
身体+精神2名、知的+精神5名

〔施設の特徴〕 更生保護施設（更生保護法人）を母体とし、昭和42年に開所。平成30年に移転新築。

■設問1：保護施設入所者の地域生活移行を進めるにあたっての課題や隘路、また、それらを克服するために施設で行っている支援上の工夫

〔多様なニーズを受け止める社会的資源の充足感・不足感〕

当施設においては、居宅生活訓練事業が自立支援において有効に機能している。以前は事実上終の棲家であった当施設だが、本事業により自立した生活を送れる者が増えた。これにより利用者や職員の意識も大きく変わった。また、訓練終了後の住居について保証人が問題となるケースがあるが、県社協の日常生活自立支援事業等の活用により確保が容易となっている。

一方、救護施設への精神障害者の入所が大幅に増えている中、地域に精神障害者の居住の場は乏しい状況である。精神障害者が安定した生活を営むには多岐にわたるニーズへの対応が必要であるが、特に就労支援については、その障害特性からすぐに効果が出るのが少なく、施設としても忍耐を要する部分である。

〔他法施策を含む各種サービスの利用に係る意向〕

アルコール依存症の者の支援として、精神保健福祉センターや病院等と連携し自立に向け支援を行っている。

〔退所後の利用者に行っている支援・サービス（制度内・制度外）の実施状況と課題〕

居宅生活訓練事業等により自立された利用者の中には、その後の生活に不安を持つ者が多い。そのような利用者を対象に、保護施設通所事業を有効に活用して日常生活の支援を行っている。通所事業終了後も状況の変化により支援の必要が生じた場合は、独自に支援を行うケースがある。

〔地域生活移行を進めるにあたって制度上求めるもの、希望等〕

保護施設通所事業は行政の予算措置であるため、あらかじめ次年度の対象人数を決めておく必要がある。しかし実際は年度途中で支援が必要となるケースがあり、そのような場合は独自での支援となることが多い。柔軟に対応できるような制度が望まれる。

■設問2：保護実施主体（福祉事務所）との連携上の課題

〔入退所に係る福祉事務所のかかわりの実際と課題〕

入所依頼があった場合、施設としてはセーフティネットの役目として、全ての者を受け入れる姿勢でいる。入所者の状態の変化に関しては、介護保険等での措置替えに福祉事務所も積極的に関わるようになった。

当施設では独自事業として緊急一時保護事業を行っている。生活困窮者やDV被害者等を対象に住居や食事の提供を行うとともに、様々な機関と連携してその後の自立支援を行っている。市社協、地域包括支援センター、病院、警察、地域住民等、様々な機関からの依頼があるが、最近は福祉事務所からの依頼が増加している。

〔入所者の援助方針等、入所中の者に対する支援へのかかわりの実際と課題〕

福祉事務所により若干の差異はあるが、基本的に個別支援計画については施設側に任されている。福祉事務所によってはケースワーカーの異動も多く、福祉関係外の部署からの異動もあり、そのスキルの水準に差異がある。ケースワーカーが担当するケース数が多いことも、その要因の一つと思われる。社会資源の活用についても施設側が主導となり活用方法の検討を行うことが多い。

〔施設と福祉事務所間の入所者情報や課題の共有・連携の実際と課題、実施上の工夫〕

当施設及び県内の救護施設では、触法者、触法障害者の支援にも力を入れている。問題となるのは、入所時に犯罪に関する情報が殆ど入ってこないことである。以前、居宅生活訓練事業を始めた利用者が連続放火を起こしたケースがあった。後に判明したことだが、入所前に数回放火を犯していた。入所時にその情報が得られていれば、別の支援が可能であったと思われる。制度上、犯罪に関する情報を得るのは難しいため、法務省関係機関との連携が望まれる。

その他、殆どのケースにおいては、入所時、入所後の福祉事務所との情報共有は密に行われている。

〔福祉事務所に対して望むこと、制度上求めるものや希望等〕

生活保護制度は居宅保護を原則としているが、本来的に居宅生活が困難な人にも財源的な視点から居宅保護が優先され、保護施設入所の検討が後回しにされている。そのため、当施設で行っている緊急一時保護事業を選択するケースも多い。

また、利用者に合った社会資源の活用には、社会保障等の各制度に精通しているCWの配置が望まれる。

■設問3：利用者の状態像、ニーズの変化の実態と支援上の課題、要望等

当施設では数年前まで、高齢化・重度化の状態での終の棲家となっていたが、現在はADLの高い利用者が増え、自立される者も増加している。以前は年間の入退寮は6名前後であったが、現在は40名前後である。利用者に合わせた措置替えや積極的な自立支援により、確実に循環型施設へと変化している。

■設問4：日常生活支援住居施設等、支援付き共同居住との関係整理に関する意向等

DV被害者等何らかの理由で共同生活ができない者、緊急一時的に住居が必要な者等にとって、日常生活支援住居施設等は有効に機能すると思われる。保護施設では以前から自立支援に取り組んでおり、また支援のスキルやノウハウを持った職員も豊富であり、実施主体として適正と思われる。長野県内7カ所の救護施設では、協会として、施設として日常生活支援住居施設に積極的に取り組む予定である。

■まとめ（全体を通して）

様々なニーズに対応するためには、なるべく多くの社会資源の活用や、各関係機関・地域等との連携が必要であるが、施設として日常生活支援住居施設等の多様な制度を活用できれば支援方法の選択肢が広がり、きめの細かい支援に繋がるとと思われる。

なお、当施設では専任相談員において、地域の生活困窮者を対象に訪問支援を行っている。介護保険サービスを利用されていても、社会保障等の各種手続やゴミ出し・買い物等日常生活に関わる、介護保険サービスではカバーできない部分で困っている者、精神障害があり出産後、1歳児までの子育て支援サービスが終了してしまった者など、制度の狭間で困窮されている20名以上を支援している。この訪問支援の対象者は保護施設通所事業の対象ともなりえるが、現在通所定員に対し地域枠（施設退所者以外）は3割以下とされているので、地域の実情に応じた運営ができるようになるとありがたい。

新塩崎荘（東京都江東区）

〔経営主体〕社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団（指定管理）

〔利用者の状況〕（2019. 10. 1現在）

（定員）100名（現員）78名（平均年齢）52.6歳

（障害等）身体障害7名、知的障害3名、精神障害26名、発達障害等1名、（重複）身体+精神2名、知的+精神2名

〔施設の特徴〕男性のみ入所、個室が多い（83室）、平成30年度実績（入所）125名、（退所）137名

■設問1：保護施設入所者の地域生活移行を進めるにあたっての課題や隘路、また、それらを克服するために施設で行っている支援上の工夫

〔多様なニーズを受け止める社会的資源の充足感・不足感〕

都内の更生施設は、生活支援が必要であるが集団生活でもよい被保護者が対象ということであれば、利用者のニーズを充足している。一方、入所者のなかには軽度な介護や頻繁な通院同行が必要な者、精神・知的・発達等の障害の特性から集団生活が難しい者、そもそも集団生活を望まない者の占める割合が一定数おり、増加傾向にある。これらの人たちの生活の場として更生施設を位置づけるならば不十分である。

〔他法施策を含む各種サービスの利用に係る意向〕

退所先として最も多いのは民間アパートである。しかし、高齢や過去の債務等、また、都内では地域によって保護基準内でのアパートの物件が少ない等の理由から、結果的に入所期間が長期化したり、宿泊所等に移っていく人がある。他施設については空き待ちが数年に及ぶこともある。

社会復帰促進事業や保護施設通所事業（以下、通所事業）と医療機関、他法他施策との連携により自前で支援継続することもある。とくに障害者総合支援法の就労継続支援は退所後のニーズが高く連携したいが、事務費の二重払いにあたるため併用できない。入所中に慣れたところを地域移行後も継続利用できるのが理想だが、現状は利用者に住居と日中活動の場の変更というストレスを同時に与えてしまう。

医療との連携は看護師や嘱託医が配置されているため比較的良好である。入所後に介護の必要性が明らかになる者、あるいは介護が必要になる者がいるが、更生施設の機能には、入所中の介護サービス利用が想定されていないため実施機関の理解が得られた場合に利用が限定される。介護保険の適用除外施設である救護施設と混同され、「介護サービスの利用は不可」と実施機関の理解が得られないこともある。適切な転出先が確保されるまでの間、介護サービスを利用できることを国は明確に示してほしい。

〔退所後の利用者に行っている支援・サービス（制度内・制度外）の状況と課題〕

通所事業は、他法他施策につながりにくい者や退所後の環境を大きく変えない方がよい者にとって、地域定着を促進するための貴重な事業となっている。制度外サービスとして、主に通所事業終了後の希望者を対象に、最大2年間当施設と関わりを持ち続けながら地域生活を継続する「OB地域生活支援事業」を行っている。同事業は月数百円の基本料金とサービスの実費負担によって通所事業に準ずるサービスを利用することが可能である。OB事業に登録していない者も可能な範囲で相談対応や連絡調整等を行っている。

〔地域生活移行を進めるにあたって制度上求めるもの、希望等〕

一部の更生施設では独自にアパートを借り上げ、地域移行に向けた訓練を実施する施設が存在する。救護施設より地域移行率の高い更生施設の利用者でも居宅生活に課題を抱える人は多いため、それらに対応する支援として居宅生活訓練事業を認めていただきたい。

また、入所定員の半数とされている通所事業の定員基準の緩和を希望したい。中小規模の施設では新規受入定員枠の不足により利用中の人を終了させるなどして対応しているところもある。

■設問２：保護実施主体（福祉事務所）との連携上の課題

〔入退所に係る福祉事務所のかかわりの実際と課題〕

当施設への入所は、通常、特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団（以下、特人厚）厚生部による調整を経て行われるため、申し込みやCWとの入所調整はまず特人厚が行う。その後、主に利用予定者本人のみを対象とした事前見学を実施している。これはCWの労力軽減と、申込書等の書面では判断が難しい者の日常生活能力や社会生活などを把握でき、入所意向への率直な気持ちを聞ける可能性が高い。一例として、入所に際して不都合な情報をCWがあえて出さなかったのではと思われるケースがあった。女性職員の職務安全上のリスクも伴う事案であったため福祉事務所にその旨伝えた。

退所については、通常は大きな問題はないが、命令退所や一部の任意退所など本人が望まない形での退所の際に、「役所まで来るよう言ってください」といった対応で終わることがほとんどである。長時間退去しない人などもいるので、望まない退所の場合こそ迎えに来ていただきたい。

〔入所者の援助方針等、入所中の者に対する支援へのかかわりの実際と課題〕

入所時の支援方針の確認や変更、経過確認等の節目でのカンファレンス開催など連携して対応している。CWには福祉専門職もいるが多くの場合は一般事務で採用された職員であり、キャリアも知識水準もモチベーションも多様である。そのため施設側から支援方針や手順、制度の活用等について提案することも少なくない。

〔施設と福祉事務所間の入所者情報や課題の共有・連携の実際と課題、実施上の工夫〕

入所者の病状や本人の希望の変化、支援方針に係る重要な変化や、集団生活上のルール違反など、日々の変化についてこまめに連絡やリスクの報告を行うよう心がけている。

〔福祉事務所に対して望むこと、制度上求めるものや希望等〕

ほとんどのCWは施設に対して協力的で理解ある対応をしている。そのうえで望むことは、①支援上必要な情報は伝えてほしい、②施設からの提案や要望が受け入れられない場合は理由（根拠）を示してほしい、③保護の変更、決定についてスピード感がほしい、ということである。

制度上望むことは、収入認定の施設充当を外してほしい、ということがある。入所者の失踪や入所拒否など欠員が出た場合、施設側の収入が欠損となってしまうからである。

■設問３：利用者の状態像、ニーズの変化の実態と支援上の課題、要望等

更生施設では入所者の課題の重度化傾向にあり、支援ニーズも変化している。以前は就労支援が中心ニーズであったが、救護施設に近い状況になりつつあり現在の配置基準では限界を感じている。更生施設の利用者の状況と、職員配置の現状がミスマッチを起こしているのではないか。地域移行支援の強化を図るためにも職員配置の見直しが必要である。平成30年7月に特別区福祉主管部長会で「厚生関係施設等の今後のあり方について」で支援ニーズに即応した職員配置が必要と合意されたことにより、当施設には今年度から職員が3人加配されており、それにより医療機関への同行支援などの対応が可能となった。また、救護施設同様、精神保健福祉士の配置が可能となるようにしていただきたい。

■設問４：日常生活支援住居施設等、支援付き共同居住との関係整理に関する意向等

利用者の支援ニーズは更生施設と重複、競合する可能性がある。日常生活支援住居施設（以下、日住）でうまくいかなかった人の再チャレンジとしての更生施設、またはその逆というような連携は考えられる。しかし、更生施設より低コストであろう日住が増え続ければ、将来的に更生施設利用者が減少する懸念もある。より心身の課題が重度な人を受け入れていくならば、更生施設の救護施設化という方向に向かうのではないだろうか。

■まとめ（全体を通して）

保護施設の再編の議論をチャンスとしてとらえたい。変わっていかざるを得ない状況は理解しており、入口（受け入れ）の幅広さ、最終的に居宅移行を目指すという更生施設の良さを前面に出していきたい。

民衆館（神奈川県横浜市）

[経営主体]社会福祉法人 横浜愛隣会

[利用者の状況](2019. 10. 1現在)

(定員) 68 名 (現員) 62 名 (平均年齢) 52.4 歳

(障害等)身体障害1名、知的障害4名、精神障害 19 名、発達障害等5名、(重複)身体+精神1名、知的+精神6名

[施設の特徴]隙間の無いプログラム、アフターケアの充実、自己啓発的な活動(心理カウンセリング等)、情報化社会への対応(wi-fi 環境の整備)、地域貢献活動(地域住民と利用者が「一緒に取り組む」活動、ボランティア活動)男性のみ入所、全て 3 人または 4 人部屋(個室無し)、平成 30 年度実績(入所)約 20 名、(退所)18 名。

■設問 1：保護施設入所者の地域生活移行を進めるにあたっての課題や隘路、また、それらを克服するために施設で行っている支援上の工夫

[多様なニーズを受け止める社会的資源の充足感・不足感]

近年はアパート生活の行き詰まりを理由とした入所が顕著である。不安定な雇用形態、浪費、税金の滞納、近隣とのトラブル、文書が読めないために公共料金を滞納するなどの生活障害が原因となっている。これらの者に対する支援は、長い時間をかけた信頼関係が必要となる。福祉事務所の CW や社協職員による支援は手一杯の状態であると聞いているので、施設を出た者の支援は施設で行うという考えで実施している。

[他法施策を含む各種サービスの利用に係る意向]

保護施設に入所している利用者は、障害がある者に対する障害福祉サービス（就労継続支援事業 A 型・B 型など）などを利用できないことになっているが、期限付き（自立に向かう 1 年くらいの期間）で利用可能になるとよいと思う。更生施設から他法他施策による支援の連続性を考えると、更生施設の利用中からそういった関係機関との連携が必要である。特に精神障害のある者は急激な変化が苦手であるため、緩やかな変化を望まれる。退所後にアパート生活をするだけでも負担がかかるのに、就労継続支援事業所などの利用を退所後からスタートさせるのは、過度な負担を我々の方から課すことになってしまっているように思われる。「緩やかな変化」という点に配慮して、退所する 1 年くらい前から就労継続支援事業所などに通所しその後にアパート生活へと移行することが望ましい。

[退所後の利用者に行っている支援・サービス（制度内・制度外）の状況と課題]

制度内の支援は保護施設通所事業にて実施しているが、退所後のアフターケアの中心は制度外の取り組みである。特に OB 会は、職員と利用者がフラットな関係で施設の環境改善に関する意見交換を行っている。ベッドへのカーテンやコンセントの設置、ADL ルーム（自立訓練室）の設置は OB 会から話が出て実現したものである。平成 30 年度に OB 会は 4 回開催され、OB 有志の企画・運営による行事や食事会等に 114 名が参加した。

[地域生活移行を進めるにあたって制度上求めるもの、希望等]

保護施設を多機能型にしてほしい。基幹となる事業を実施する施設と、付加的事業を実施する施設を区別し、付加的事業を実施する施設へのなんらかのインセンティブがあると付加的事業を実施する施設が増えるのではないかと。国や市の財政状況を勘案すれば、基準を細分化すれば補助が付きやすく、施設も積極的に取り組めるのではないかと。

また今後、生活保護の分野で引きこもりの方に対する支援が重要なテーマになってくるとすれば、その活動にも注力していきたい。そのためには精神保健福祉士の配置が必要になってくる。引きこもりへの対応は難しく、施設がご本人にどう受け入れてもらえるか、最初の関係づくりに時間をかける必要が

ある。予算をとるには成果の見込みが求められるが、新たな費用対効果の尺度を取り入れる必要がある。

■設問２：保護実施主体（福祉事務所）との連携上の課題

〔入退所に係る福祉事務所のかかわりの実際と課題〕

入退所における関わり以前に、近年では生活保護施設の存在を知らないＣＷが圧倒的に多い。この点について、横浜市も懸念していることから、ＣＷ会議には市内の３つの更生施設が出席し、施設紹介などのＰＲを行っている。また、保護施設事務連絡会では施設長と事務担当者、市の担当者が協議する機会を持っている。施設を利用するＣＷとは密に連絡を取り、トラブルが生じた際は来ていただくことが多い。

〔入所者の援助方針等、入所中の者に対する支援へのかかわりの実際と課題〕

利用者と個別支援計画を作成し３か月毎にＣＷに報告している。初回は、ＣＷの支援方針を確認し、その方針に沿った形で支援計画を策定しモニタリングするが、想定と異なる場合は実態に即した支援計画を立てる。一方、ＣＷが利用者の状況を把握しきれていない場合も多い。

〔施設と福祉事務所間の入所者情報や課題の共有・連携の実際と課題、実施上の工夫〕

施設の支援方針や支援内容の報告に対し福祉事務所からの要望はほとんどなく、入所後は施設に任せるといった姿勢がうかがえる。施設退所後の支援についても同様で、退所後もこちらで何とかしなければならないという意識が強い。また、利用者の面談などＣＷの対応に個人差があり、特に経験の浅いＣＷは他の日常業務に忙殺されている感じがする。

〔福祉事務所に対して望むこと、制度上求めるものや希望等〕

ＣＷの担当ケース数を考えると全てを把握することは難しいことは間違いない。そのような中で市や区の会議に呼んでいただく等顔を合わせる機会が設定されており、それ以上を望むのは厳しいのが現状と思わざるを得ない状況にある。

■設問３：利用者の状態像、ニーズの変化の実態と支援上の課題、要望等

一見、自立できていても生活障害のある者の入所が増加し、それに伴うニーズも変化している。例えば、本人のＡＤＬは自立しているが、職員の同行が必要な者が増えてきている。医療機関の受診時に、医者の説明を理解したり不明な点を質問するのが難しい者がいるが、職員が電話で問い合わせても個人情報なので応じていただけないため、情報を共有するための同行が必要となる。また、施設入所前に起こしたトラブルへの対応のため警察に同行するなどいろいろな場面への対応が必要となっている。

■設問４：日常生活支援住居施設等、支援付き共同居住との関係整理に関する意向等

利用者の支援ニーズは重なるが、支援のポイントをどこに置くかの問題。アフターケアに力を入れることが日常生活支援住居施設で可能なかどうか。就労が決まったら退所となり、そこで支援は終わりということであればこの先もリピーターが増加する。日常生活支援住居施設に取り組まれている団体も支援に限りがあると気づかれているのではないかな。

■まとめ（全体を通して）

保護施設は、入所者が退所後も安心して来所できる環境を作ることに力を注ぐことも大切である。保護施設の存在を社会資源として実施機関に認識してもらうことも優先課題である。利用者の状態、ニーズの多様化・重度化・複雑化に対応するため、保護施設の多機能化の検討や精神保健福祉士等の専門職の適正配置を希望したい。

西新井栄荘（東京都足立区）

〔経営主体〕社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団

〔利用者の状況〕(2019. 10. 1現在)

（定員）32世帯 66名（現員）23世帯 34名（平均年齢）43.1歳

（障害等）身体障害1名、精神障害3名、発達障害等1名

〔施設の特徴〕世帯単位での入所、平成30年度実績：（入所）86世帯 175名（退所）93世帯 180名

■設問1：保護施設入所者の地域生活移行を進めるにあたっての課題や隘路、また、それらを克服するために施設で行っている支援上の工夫

〔多様なニーズを受け止める社的資源の充足感・不足感〕

現在特人厚の宿所提供施設は、緊急一時保護（利用期間3か月、最大6か月まで延長可）を原則として利用しているが、短期間で地域移行を目指す者への支援はカバーしている。一方、世帯の事情で利用期間が十分でない世帯については、支援が難しくなる。特に母子世帯において養育が難しい場合は母子生活支援施設、特に問題がなければアパートへといった判断をする。さらにDV被害世帯の場合は、自区の母子生活支援施設に入れない（夫の生活圏に入るため）といった問題もあり、その場合、他区の施設に入所できると良いが、全ての区で対応できるわけではない。また女性相談センターや婦人保護施設への入所の仕組みや基準にも疑問点が多い。地域生活への移行が困難な世帯への支援体制には不足感があり、地域や福祉事務所等の関係機関を巻き込んだ支援体制づくりが必要である。

〔他法施策を含む各種サービスの利用に係る意向〕

宿所提供施設は介護保険サービスや障害福祉サービスの利用が可能なため、比較的スムーズに地域移行が可能である。施設利用期間中に手帳を取得し、そのまま就労支援事業所に繋がる者や、まず就労支援事業所を探して、その近隣にアパートを借りる者もいる。

子育て支援サービスについては、他区からの入所は施設所在区のサービス（ショートステイ等）が利用対象外となっている。子ども家庭支援センターや児童相談所の関わりについても、入所前の住所地が担当すると関わりの頻度が減ったり、支援までに時間を要する場合がある。また、施設所在地の子ども家庭支援センターとの役割分担も明確になっていない。どの地域に住んでいても支援を必要とする世帯へのサービスが同じように提供できるようにして欲しい。

〔退所後の利用者に行っている支援・サービス（制度内・制度外）の状況と課題〕

宿所提供施設には通所事業を配備していないため、制度内の実施は行われていない。ただ、退所者のうち引き続き支援を継続させる必要がある者に対しては、電話や来所等による個別相談に応じたり、OB会や季節行事、子ども学習会等に退所後も引き続き参加を促している。入所時から、地域での生活を見据えた支援を行っているが、施設として継続的に支援を行う体制はなく、退所後に不安定になってしまった利用者に対し、関係機関等へ連絡を行う以外、十分な支援ができていない現状である。

〔地域生活移行を進めるにあたって制度上求めるもの、希望等〕

子育て支援サービスについて、妊産婦支援などは、子どもが3～6か月まではサービスが充実しているが、それ以降は訪問や養育支援が地域の支援制度に移行したり、同じサービスが有料になったりするなど、継続した支援に結びつかない傾向がある。支援機関の関わりに拒否的な世帯ほどこの傾向が強く、利用制度や支援機関が変わる際には、機関間の情報共有、引き継ぎを緊密に行っていく必要がある。

宿所提供施設は母子生活支援施設と同じ役割を期待される部分があるが、支援体制には限界がある。親に障害があり子の養育も困難である等、地域生活移行後も引き続き支援が必要な世帯は、入所中から地域の支援機関が関わり、訪問回数や頻度を増やすなど、入所する世帯が地域生活移行後の生活が想定できるよう、入所中から密接な関係を作っていただくと支援が継続しやすい。

■設問２：保護実施主体（福祉事務所）との連携上の課題

〔入退所に係る福祉事務所のかかわりの実際と課題〕

入所については更生施設と同様に特人厚バックアップセンターが調整している。緊急一時保護による入所のため事前見学等はないが、入所時にCWや婦人相談員が同行することで、支援方針を共有している。以前は入所率が高かったが、近年は利用率が減少傾向にある。その要因は、福祉事務所CWに対する宿所提供施設の認知度が低いこと、バックアップセンターを経由した入所申込方法が煩雑であるため民間の無料低額宿泊所等の利用を選択する傾向があるのではないかと。しかし、宿所提供施設はこれまでに女性単身、母子世帯に加え、父子世帯や夫婦で養育困難な世帯など多様な世帯を受け入れてきた実績がある。現在も多様な課題を抱えた世帯の相談も多く、運用方法の改善を図ることが今後の課題である。

〔入所者の援助方針等、入所中の者に対する支援へのかかわりの実際と課題〕

入所時の方針は福祉事務所と利用者本人の意向に沿って決める。本来であればCWがアセスメントして支援方針を決定すべきであるが、課題は施設入所後に出てくることも多く、施設側がアセスメント機能を担い、方針を提案することも多い。入所期間が短いため、債務整理や離婚調停等、最初の導入部分でどこまでやるかを決めて、課題を共有している。福祉事務所によっては、頻繁な来所が難しいところもあるので、近隣の医療機関への初回の同行などは施設職員が代行することがある。定期的に訪問される福祉事務所もあるが、ほとんどの福祉事務所は、利用者の状況が心配されるときに訪問を依頼する程度である。入所時と支援方針の変更が必要な場合や、施設生活が困難となった場合等は特に、施設へ来所し対応をお願いしたい。

〔施設と福祉事務所間の入所者情報や課題の共有・連携の実際と課題、実施上の工夫〕

福祉事務所との情報共有は、基本的には電話でのやりとりとなる。生活支援に関する進捗状況報告、子の養育に関する関係機関への連絡調整、転宅条件の確認など、細やかに状況報告を行うよう努めている。

〔福祉事務所に対して望むこと、制度上求めるものや希望等〕

多くのCWは更生施設と同様の役割を期待しているが、現状では宿所提供施設には同様の体制はないことを理解していただきたい。CWが施設入所ケースまで関われない現状は理解しているが、役割分担を明確にして、福祉事務所と施設の体制を充実させてほしい。

■設問３：利用者の状態像、ニーズの変化の実態と支援上の課題、要望等

利用者層は幅広く、状態像を一言で表現するのは難しい。高齢者等医療面でのフォローが必要な者、子育て中の母子世帯、生活習慣病を抱える栄養指導が必要な者、DV被害を受けた者へのフォローや精神科受診前の心理面での相談等が必要な者などがいる。常駐する必要はないが、看護師、栄養士、臨床心理士等の専門職が定期的に訪問する体制があると良い。

■設問４：日常生活支援住居施設等、支援付き共同居住との関係整理に関する意向等

本来は日常生活支援住居施設（以下、日住）で生活することが難しい者が保護施設利用に至ることになるのだが、宿所提供施設の現状では全く逆に見える部分がある。日住は服薬管理や金銭管理、夜間対応などを実施しており、一時的住居であるにもかかわらず管理が手厚い。一方で、宿所提供施設では管理的な支援以外に、家族間でのトラブルや夫婦間のDV、子の養育困難等に介入し、地域移行のために母子、父子、夫婦と子どもなど、世帯種別を問わず家族に対する包括的な支援を実施している。保護施設としての役割を果たすため、利用する世帯・福祉事務所のニーズを検証し、その上で利用期間、支援内容を見直し、多様な世帯、課題に対応できる支援体制を整えていく必要があると考える。

■まとめ（全体を通して）

現在、入所者数が減少しているが、全体的なニーズが変わっているとは思えない。宿所提供施設の本来の役割は住宅の現物給付という位置づけだが、実際には更生施設と同様の支援を求められている。家族世帯の更生施設と化していると言える。ただ、現状の運用や制度が利用者や福祉事務所にとって利用しにくくなっているのであれば、それを見直し、新たな制度を作り、ニーズに沿った支援ができる施設になる必要がある。

名古屋厚生会館クリーニングセンター（愛知県名古屋市）

〔経営主体〕社会福祉法人 名古屋厚生会

〔利用者の状況〕(2019. 10. 1現在)

（定員）30名（現員）24名（内訳：措置23、措置外1名）（平均年齢）36.9歳

（障害等）知的障害1名、精神障害1名、（重複）身体+精神1名

〔施設の特徴〕同一法人内の母子生活支援施設、保育所の連携により母親を就労の側面から支援する。

■設問1：保護施設入所者の地域生活移行を進めるにあたっての課題や隘路、また、それらを克服するために施設で行っている支援上の工夫

〔多様なニーズを受け止める社会的資源の充足感・不足感〕

同一法人の母子生活支援施設（以下、母子施設）や保育園との連携に基づき、本授産施設では母子施設を利用する母親に就労の場を提供している。住宅困窮やDVなどからの避難に伴う母子家庭の母親の就労ニーズへの対応が中心であるが、近年は、就労意欲の醸成や精神疾患により就労における配慮を要する利用者の割合が上昇しているため、個々の利用者の状況に応じた就労支援のスタートラインの設定が必要となっている。

また、利用者像の変化に応じた職員配置がされていないことが課題である。名古屋市の指導により工賃は最低賃金を上回るようにとの指導を受けている。そのため、賃金上昇に伴う人件費コストの増大への対応が求められているが、営業や職場開拓を実施したくても職員が少ないため困難な状況である。また、作業を割り当てるだけでなく、本人の希望や能力に応じた就労のあり方や就労の場の相談・調整などを行う相談者として生活相談員のような職種の配置の必要性を感じている。

本施設の利用者の多くは障害者が占める実態がある。その中では、障害福祉サービスに種別変更をという流れも考えられるが、種別変更に伴い、生保授産のニーズを切り捨てるわけにはいかない。利用者像も多様であり、事業継続していくためには職員配置の見直しが必要である。

〔他法施策を含む各種サービスの利用に係る意向〕

就労系の障害福祉サービスにある施設外就労の制度を保護授産施設にも作れば、社会体験が促進され地域生活移行は進むと思う。

〔退所後の利用者に行っている支援・サービス（制度内・制度外）の状況と課題〕

障害者手帳所持者には就労移行サービス事業所を紹介している。また、授産施設にはいわゆる定年が設定されていないため、母子施設の元利用者である高齢の方も実施機関の承諾を得て、通勤という形態で継続利用をされている者もいる。

〔地域生活移行を進めるにあたって制度上求めるもの、希望等〕

本授産施設は、母子施設の母親を対象としているため、施設の退所により住居と仕事が同時に変更となる。また、子どもの学校も変わるため生活環境の多くを一から再設定する必要がある。退所後に速やかに職が確保される場合には地域生活の安定が図られているが、職の安定が確保できない場合には、不安定就労の繰り返しや貯蓄の切り崩しによる経済的困窮や、子どもに対する関わりリスクが増大している事例も見られる。母子施設利用中から生保授産施設の支援により地域の企業等で就労体験や訓練、就職までの支援を実施できれば、地域生活移行の円滑化は促進されると考える。そのためには、企業等への引率等の職員も必要である。

■設問２：保護実施主体（福祉事務所）との連携上の課題

〔入退所に係る福祉事務所のかかわりの実際と課題〕

同一法人の母子施設の利用者が対象者のため、母子施設の職員が主体的に関わっている。DV による入所については、名古屋市内のケースは名古屋市の母子施設を利用し、名古屋市以外のケースが本法人の母子施設を利用するルールとなっている。しかし、市内のケースが市外の施設を利用する頻度が高い一方で、市外からの利用のケースが少ない実態にある。母子施設に対するネガティブなイメージ（集団生活、規則、同じ境遇の人たちの場）や在宅サービスや施策の充実により、以前と比較して施設入所が選択されにくい傾向がある。退所時は、名古屋市独自の制度で、母子施設を退所する利用者が市営住宅の斡旋入居に応募するケースが多い。そのため、入所時と保護の実施機関が変更となり、名古屋市内の福祉事務所との連絡調整や面接実施までの橋渡しは母子施設側が行っている。また、アフターケアも母子施設の業務と位置付け、困った際の相談窓口であることを利用者に伝えている。

〔入所者の援助方針等、入所中の者に対する支援へのかかわりの実際と課題〕

福祉事務所というより CW ごとに対応に温度差を感じている。母子施設の機能を認識している CW の中に「入所後の支援は施設で、面接も不要」という姿勢の者もいる一方、独自の感性による熱心な支援観が「利用者を管理し自由を制限するような指導」の形で表現され、利用者との関係悪化を生じさせてしまう場合もある。いずれにせよ、母子施設は定期的に個別支援計画を策定しモニタリングに基づく所見の提示を通して、母子の福祉に対する施設と福祉事務所の役割分担を伝え、CW による来所への理解を求め利用者との面談の機会を必ず確保している。

〔施設と福祉事務所間の入所者情報や課題の共有・連携の実際と課題、実施上の工夫〕

福祉事務所との連絡調整の中心は、母子施設の職員が行っている。本法人は、法人内部の 4 施設合同会議を毎月開催し情報共有を図っている。保育所は子どもの状況、母子施設は施設生活上の状況、本授産施設は母親の就労状況、就労継続支援 B 型は障害を有する母親の状況についての情報を把握しているため、それぞれの情報を共有することにより、利用者世帯に対する多面的な支援の実施を図っている。そのため、母子施設はこれらの支援チームの総合窓口の機能を果たしている。

〔福祉事務所に対して望むこと、制度上求めるものや希望等〕

母子施設に入所している利用者のうち、障害のある者で生活保護授産施設での支援が難しい場合、障害福祉サービスの就労系しか利用ができず、生活介護は利用できない状況にある。また、その子どもも放課後デイサービスを利用できない。これらの点に改善を要望したい。

■設問３：利用者の状態像、ニーズの変化の実態と支援上の課題、要望等

精神疾患に伴う支援ニーズを有する者、就労意欲が乏しく意欲喚起が支援課題となる利用者が増加している。また、外国人労働者を積極的に受け入れている地域特性による影響からか、従前からのフィリピンに加え、ブラジル、ポルトガルなどの出身者の利用が増加しつつある。外国人、障害者、外国人でかつ障害を有する者、日本語による意思疎通が困難あるいは不可能な者も増えている。そのため、AI 通訳機を活用して日常のコミュニケーションを図っている。意思疎通が可能となる安心感は、利用者の日中活動における選択肢の増大や表情の変化という効果を生み出している。支援の重要な局面では必ず通訳を介した面談を実施している。

■設問４：日常生活支援住居施設等、支援付き共同居住との関係整理に関する意向等

今後、地域移行をめざす日常生活支援住居施設の利用者が、生活保護授産施設に措置されることは十分に考えられる。授産施設に安定して通うためには、日常生活の安定が重要である。その支援のために必要に応じて関係機関が連携して対応することが望ましいケースなどの場合、支援付き共同居住にどこまで協力してもらえるのかが課題と思われる。

■まとめ（全体を通して）

調査全体について、この調査で保護施設では、どのような利用者、どのような傾向があるのかという実態が見えることが重要。その後に、その他の保護施設との協働を考えていければ良いと考えている。

福島縫製福祉センター（福島県福島市）

〔経営主体〕 社会福祉法人福島縫製福祉センター

〔利用者の状況〕（2019. 10. 1現在）

（定員）40名（現員）38名（内訳：措置0名、措置外38名）（平均年齢）47.0歳

（障害等）身体障害 4名、知的障害 26名、

〔施設の特徴〕 障害の有無に捉われない混合利用で、地域生活やダイバーシティをコンパクトにしたような特徴がある

（*）措置外（内訳）：社会事業授産対象30名、社会事業授産対象外8名（義務教育修了後に進学や労働市場への参入が困難な者等を含む）

■設問1：保護施設入所者の地域生活移行を進めるにあたっての課題や隘路、また、それらを克服するために施設で行っている支援上の工夫

〔多様なニーズを受け止める社会的資源の充足感・不足感〕

当地域では、就労継続支援B型の事業所が増え飽和状態すら感じる一方、就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所など雇用や雇用に向けたサービスを提供する事業所が少ない印象がある。

社会事業授産施設の利用要件が比較的緩やかであるため、多様な者が利用している。例えば、DV被害等により一時避難した者、母子家庭支援センターからの受入依頼、高校卒業後に就労に至らなかった者、勤務先での人間関係により就労に困難や不安が生じてひきこもりとなったが生活のため少しでも収入を得たいと希望している者などが利用されている。

生活困窮者自立支援法の整備により以前より充実した支援が提供されるようになったかに思われるが、地域によって事業促進に差が生じている。さらにその制度すら対象にならない、または制度の利用を受け入れない者などが多数存在する。社会事業授産施設は、長年にわたり柔軟な対応が可能な事業所として多様なニーズの受け皿としての機能を担っている。それらをさらに充実させ、これらの人々に対する有効なセーフティネットとして機能していくことが社会資源の不足感を解消するものと考えられる。

〔他法施策を含む各種サービスの利用に係る意向〕

授産施設は、訓練の場であり、一般就労に向けた準備の場であり、働く場であるが、利用者は概ね働く場と捉えているため、健康面や地理的な通所困難、緊急一時避難的な利用の者を除き定着率は高い。利用者からは他制度・他施策を望む声より、現状のサービスで工賃の引き上げ希望のほうが多い。

しかし、ひとり親家庭、家族全体を視野に含めた支援の必要性が見られる者に対しては、他法他施策による相談窓口の利用を促している。居宅介護サービス等を利用されるケースもある。

〔退所後の利用者に行っている支援・サービス（制度内・制度外）の状況と課題〕

前述のとおり働く場として位置づけられている事業所のため、職員は作業の指導、維持、継続に注力することとなり、退所後の利用者支援には至っていない。高齢による退所が多く、家族の見守りの中で地域生活を営む者が大半となる。しかし、中には単身世帯や障害のある者が親の介護を行うなど障老介護とも言える世帯などもあることから、退所前に相談事業所や障害福祉課、保護課などと連携を図りながら退所後の支援方針を相談するケースもある。退所後のフォローについて必要性は感じるが、現在の職員配置基準で実施するのは厳しい状況である。

〔地域生活移行を進めるにあたって制度上求めるもの、希望等〕

障害のある者、障害のある高齢者、生活保護を受けている障害のある者、高齢者世帯、低所得者、ひ

きこもりの者、このように多様な者が自立した地域生活を目指していることから、制度の狭間に陥ることがないように行政も保護・障害・高齢（介護）などと区別せず、窓口を一本化し相談や支援機能の強化を図るべきと考える。

また、制度・政策による支援は支援を受ける側の意思が重要であることから、家族がどんなに疲弊していても本人にその気がなければ支援には繋がらないケースや、そもそも制度の対象とならないケースが存在する。地域生活は本人のみならず家族とも営むわけであり、支援制度対象外となる家族への支援は、所得の高低、障害の有無に関わらず地域生活の維持継続には重要と考えている。

■設問2：保護実施主体（福祉事務所）との連携上の課題

[入退所に係る福祉事務所のかかわりの実際と課題]

[入所者の援助方針等、入所中の者に対する支援へのかかわりの実際と課題]

現在当事業所には措置該当による利用者がいないため、福祉事務所とのかかわりはほとんどない。

社会福祉法に基づく授産施設（その他の授産施設）と生活保護法に基づく授産施設（保護施設）について福祉事務所の理解が進まない限り、入退所のみならず福祉事務所との連携は進まないと感じる。

[施設と福祉事務所間の入所者情報や課題の共有・連携の実際と課題、実施上の工夫]

当施設利用者については、福祉事務所を介さずに施設利用となった措置非該当の者は報告の義務も生じないことから福祉事務所との情報や課題の共有はない。生保受給者やニート、ひきこもり、DV被害者などが社会問題となっている昨今、行政が社会事業授産施設の存在価値を理解していないと感じる事が多い。それは、社会事業授産施設が生活保護法の保護施設とは別の社会福祉法による「その他の授産施設」に区分され、法的根拠や設置基準などが不明瞭であるからだと感じている。それらの解決が今後の情報共有やきめ細かな連携に繋がるものと思われる。

[福祉事務所に対して望むこと、制度上求めるものや希望等]

社会事業授産施設の存在価値を理解していただき、地域住民の困窮者対策として施設の活用を願う。

また、そのための助言や支援（経済的な支援を含む）をいただき、今後の連携を密にすることで地域福祉の裾野を広げたい。

■設問3：利用者の状態像、ニーズの変化の実態と支援上の課題、要望等

授産施設を利用される者は、生計維持の観点から工賃受給が基本であり、そのために作業に従事する事を理解していることは言うまでもないが、品質や納期については利用者全員が責任をもって対応できる状況にないのが現状で、一部の利用者や職員の負担が大きい。また、就労支援を利用される者の施設の利用実態は様々で無遅刻無欠勤の者もいるが、どんなに指導しても遅刻したり休む者などもある。工賃向上が叫ばれる中、工賃よりも環境を重視する利用者が多いように感じている。

■設問4：日常生活支援住居施設等、支援付き共同居住との関係整理に関する意向等

現在は生活保護受給者の利用者はいないが、今後、支援付き共同居住等からの利用者を受け入れることがある場合には、「住まいの場」と「就労の場」の双方が本人にとってよりよい場となるように連携できるとよい。

■まとめ（全体を通して）

授産施設は、戦中・戦後の困窮者対策として社会福祉の先駆的な役割を果たしてきた。当事業所も法整備が整わない時代から活動が続け80年以上が経過する。長い歴史の中で培われた経験が困窮者対策に生かされることもあれば、長い歴史の中で忘れ去られる設置の意義や使命もあるように思える。保護施設の在り方が問われている中、第1種社会福祉事業授産施設としての使命と役割を再確認し、行政の理解も得ながら連携を強化しつつ、今後も要保護者支援に取り組んでいきたい。

